

A large, vibrant rainbow arches across the top of the page. Below it, a large, stylized cloud shape contains the main title. Two small red birds, each holding a green four-leaf clover in its beak, are positioned on either side of the cloud. The background is a light blue sky with vertical stripes.

北上市

こども計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年9月
北上市

A small illustration of a lavender flower with green leaves, located in the bottom left corner.A small illustration of a lavender flower with green leaves, located in the bottom right corner.

この計画では『こどもの権利』を大切にします

この「北上市こども計画」は、市のこども政策の基本として、すべてのこども・若者が、夢や希望を持って暮らしていける社会を目指し、こども・若者や子育てをする人を応援するための計画です。そして、そのためには『こどもの権利』を大切にすることが重要です。

『こどもの権利』ってなに？

こどもはみんな、生まれたときから幸せに生きる権利を持っています。
こどもが、自分らしく、のびのびと成長していくために必要な、こどもの基本的な人権です。
こどもたちのもつ様々な権利は、「子どもの権利条約」で国際的に決められており、以下の4つの原則があります。



1 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



2 子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考えます。



3 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



4 意見を表明し考慮されること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



こどもの権利を大切にするための役割

家庭では



- 必要な支援を受けながら、子育てに責任を持ち、こどもを守り育てること
- こどもの気持ちを受け止め、十分に話し合うこと
- こどもにとって最も良い方法を考えて援助や指導をすること

地域では



- 誰もが安心して暮らせるように、安全な地域にすること
- こどもをまちづくりの一員にすること
- 地域全体でこどもを見守り、育てていくこと

行政では



- こどもが、自分の思いを話したり、参加できる場をつくること
- こどもが中心となって行事に取り組む場をつくること
- 大人がそれぞれの役割を果たすことができるように支援すること

事業者では



- 従業員が仕事と家庭を両立できるように支援すること
- 事業がこどもの権利の侵害につながるものがないよう適切な気配りを行うよう努めること

学校やこどもの施設では



- こどもの主体的な活動を支援すること
- いじめなどを防止し、安全にかつ安心して学ぶことのできる環境をつくること
- こどもの権利について理解し、自分の意見を言えるよう支援すること

は じ め に

こどものみなさんへ

みなさん、こんにちは。北上市長の八重樫浩文です。

北上市は、「北上市こども計画」という新しい計画をつくり
ました。この計画では、夢や希望をもったこどもたちを、みんな
で育てていくまち「きたかみ」を目指しています。

なによりも大切にするのは、みなさんの意見です。みんなの
「こうしたい!」という気持ちを大事にして、それを話せる場所
をつくったり、安心してすごせる場所をふやしたり、みんなが
協力してこどもを支えるしくみをつくっていききたいと考えて
います。



おとなのみなさんへ

全国的に少子化が急速に進行する中、こどもを取り巻く環境が変化し、こども・若者の進学や就職、結婚・出産などのライフイベントに対する不安が増すなど、将来に希望を持ちにくい社会状況が指摘されています。こどもを尊重し、健やかに成長できるための施策の重要性はますます高まっており、行政にはこれまでの子育て支援に加え、こどもの権利が尊重されるとともに、若者が安心して自立できるための支援体制の整備が求められています。

国においては、令和4年に「こども基本法」が制定され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、幼児期の教育・保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進する方針が示されました。

このような背景のもと、北上市では令和2年度からの5年間を計画期間とした「第2期北上市子ども・子育て支援事業計画」の成果を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とする「北上市こども計画」を策定いたしました。

本計画は、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画として、関連する複数の計画を一体化し、こどもたちが夢や希望を持ち、みんなで育て未来につなげるまち「きたかみ」の実現を目指すものです。

こどもたちが自分の意見を持ち、それを表現し、尊重される環境づくりは、未来のまちづくりに欠くことができないものです。北上市では、こどもの最善の利益を中心に据え、こども自身が主体的に、健やかに育っていけるよう、こどもが意見を述べることができる場の設置、安心して過ごせる居場所の確保、教育・福祉・保健の連携による包括的な支援体制の強化などに取り組んでまいります。

また、北上市は、豊かな自然と地域のつながりを大切にする風土を持ち、子育てに適した環境が整っていることに加え、企業誘致による社会増もあり、地域の活力が保たれております。新しく北上市にお住まいになる皆さんが、日々の生活や子育てにおいて孤立することのないよう、地域との交流促進や情報提供の充実、相談体制の強化などを通じて、すべてのこども・若者・子育て家庭が安心して暮らすために、地域の特性に応じた包括的な支援体制を整備してまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました北上市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました多くの市民や関係機関・団体の皆様に対し、心より感謝申し上げます、御挨拶いたします。

令和7年9月

北上市長 八重樫 浩 文

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 策定の視点	4
5 計画の策定体制	6
第2章 こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状	9
1 統計からみる本市の現状	9
2 アンケート調査結果からみる本市の現状	21
3 第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の進捗評価	42
4 現状を踏まえた、今後のこども・若者施策への課題	52
第3章 計画の基本的な考え方	54
1 計画の基本理念	54
2 計画の基本的な視点	55
3 計画の基本目標	57
4 施策の体系	58
第4章 重点施策	59
第5章 基本的施策の展開	61
基本目標1 こども・若者が夢や希望を持てるまち	61
基本目標2 こども・若者が成長・活躍できるまち	71
基本目標3 子育て世帯が安心して暮らせるまち	77
第6章 子ども・子育て支援事業の展開	81
1 教育・保育事業等の提供区域	81
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の二一ズ量推計	83
3 教育・保育の提供体制の確保	89
4 地域子育て支援事業の提供体制の確保	92
第7章 推進体制	107
1 計画の推進体制	107
2 計画の公表及び周知	107
3 計画の評価と進行管理	108

資料編	109
1 北上市子ども・子育て会議	109
2 策定経過	112
3 成果指標一覧	114
4 中学校区別の状況	120



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、人口減少や社会保障費の増加、地域社会の活力低下など、将来にわたる課題となっています。国の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産むこどもの数）をみると、2023（令和5）年は1947（昭和22）年に統計を取り始めて以降最も低い1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因として、未婚化・晩婚化や共働き世帯の増加、また、仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

こうした背景のもと、国では、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくために『こども基本法』を2022（令和4）年6月に公布、2023（令和5）年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、同年12月には『こども大綱』と『こども未来戦略』が策定されました。

岩手県では、『いわて県民計画（2019～2028）』の実効性を高めるとともに、『こども基本法』等の趣旨に則った『いわてこどもプラン（2025～2029）』を2025（令和7）年3月に策定しました。この計画は、『こども大綱』を勘案し、県の実情等を踏まえ、こどもを中心に置き、地域社会全体で子育てする方々やこどもを温かく見守る環境を目指し、県のこども施策を総合的に推進するために策定されています。

北上市（以降「本市」という。）は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な需要を含めた利用希望を把握した上での市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等に加え、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ『第2期北上市子ども・子育て支援事業計画』（以降「第2期計画」という。）を2020（令和2）年3月に策定し、全てのこどもに対し、「こどもの最善の利益」を実現できる事業展開を図り、身近な地域において質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進してきました。

この度、「第2期計画」が2024（令和6）年度で最終年度を迎えることから、「第2期計画」の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、2024（令和6）年7月に実施したアンケート結果などを踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。

これまで子ども・子育て支援事業計画により進めてきた子育て支援だけでなく、若者への就労支援や結婚支援など、こども・若者を取り巻く課題に対応するため、『子ども・若者計画』、『子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する市町村計画』、『次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画』、『子ども・子育て支援事業計画』、『少子化対策基本法に基づく少子化に対処するための施策』、『放課後児童対策パッケージ』に基づく放課後児童対策推進のための行動計画』を一体化した『北上市こども計画』（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画では、全てのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、本市の実情に即したこども施策を推進することにより、“うきうき”“わくわく”する「こどもまんなか社会」の実現を目指し、各事業を計画的に推進し、実施していきます。

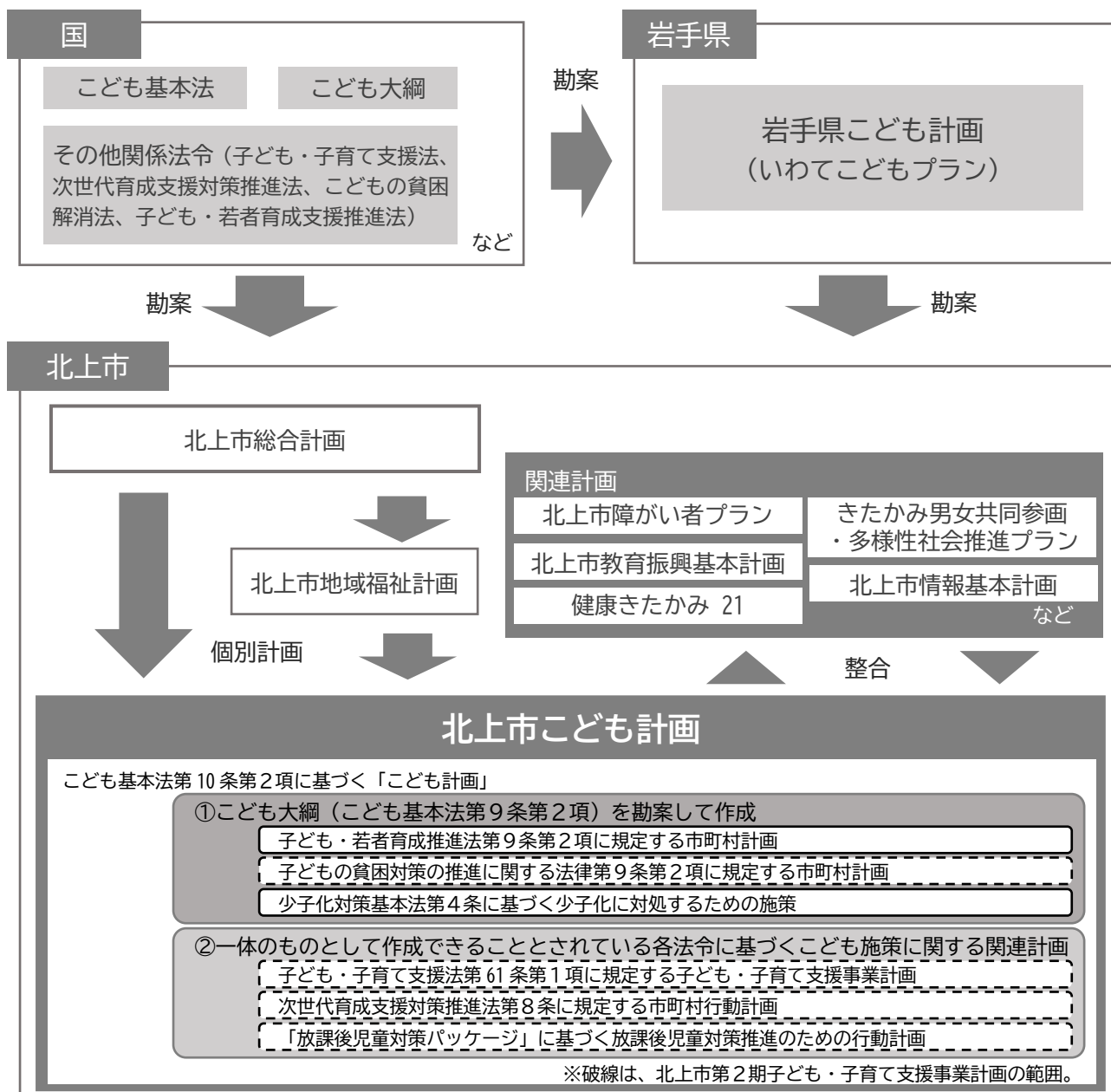
2 計画の位置づけ

(1) こども・子育て支援等に関連する施策の一体的な計画としての位置づけ

本計画は、北上市総合計画に掲げる将来の都市像の実現に向け、総合計画や各個別行政計画との整合性を図りつつ、総合計画に掲げることも関連施策に全体として統一的に横串を刺し、こども・若者の視点からの推進方針として位置づけた『こども基本法』第10条に基づく計画として、『こども大綱』・『都道府県こども計画』を勘案した『市町村こども計画』として策定するものです。

また、本計画は「①こども大綱を勘案して作成」する3つの計画と、「②一体のものとして作成できることとされている各法令に基づくこども施策に関連する計画」の3つの計画と一体のものとして策定し、既存計画との整合性を図って推進していきます。

■計画の位置づけ



(2) 本計画における「こども・若者」等の定義及び「こども」の表記について

本計画における「こども」等の範囲は、国の「こども基本法」や「こども大綱」などを勘案し、次のとおりとします。

こども：心身の発達の過程にある人

若者：思春期から青年期の人。施策によってはポスト青年期の人も含む

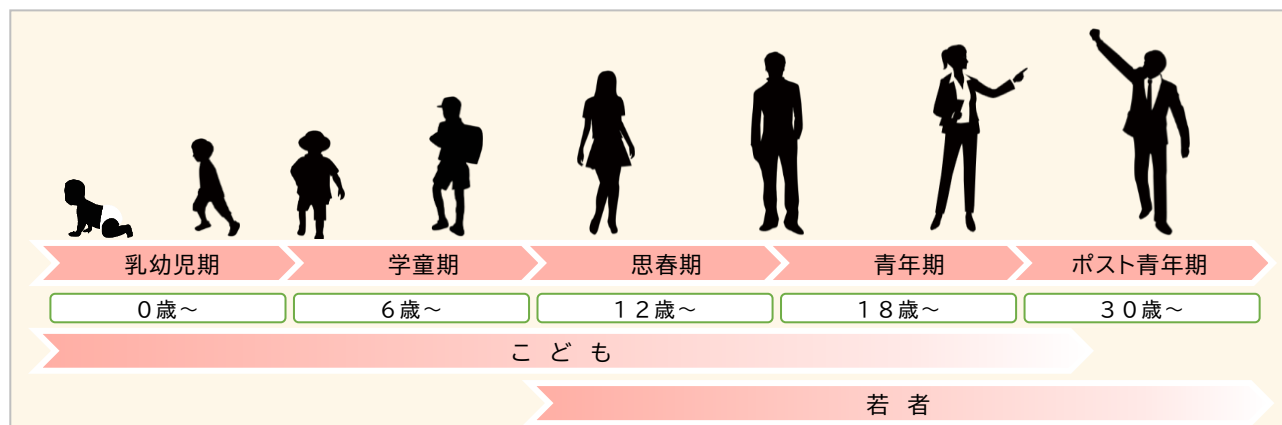
青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満までの人

ポスト青年期：青年期を過ぎ、社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている人や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の人

※ 国で示された表記方法を準用し、特別な場合（法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合、本市における事業名称などの「子ども」を対象とした事業等を示す場合、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合など）を除き、原則として、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

※ 「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、思春期から青年期全体を含むことを明確にするため、特に「若者」と記載する場合があります。

■ライフステージのイメージ



3 計画期間

本計画は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

計画等	年度							
	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
北上市総合計画	2021～2030（令和12）年度							
第2期 北上市子ども・子育て支援事業計画	～2024（令和6）年度							
こども計画			2025（令和7）～2029（令和11）年度					



4 策定の視点

(1) こども大綱に沿った施策の推進

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現を目指して、大綱で示された「基本的な方針」「重要事項」「必要な事項」に沿った施策を推進していきます。

【こども大綱】より

<基本的な方針>

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

<重要事項>

- ①ライフステージを通じた重要事項
 - ・ こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
 - ・ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - ・ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - ・ こどもの貧困対策
 - ・ 障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - ・ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - ・ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- ②ライフステージ別の重要事項
 - ・ こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・ 学童期・思春期
 - ・ 青年期
- ③子育て当事者への支援に関する重要事項
 - ・ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - ・ 地域子育て支援、家庭教育支援
 - ・ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ・ ひとり親家庭への支援

<必要な事項>

- ① こども・若者の社会参画・意見反映
- ② こども施策の共通の基盤となる取組
- ③ 施策の推進体制等

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

(2) こども・若者の意見や視点を大切にした計画

「こどもまんなか社会」の当事者であるこども・若者の意見や視点を大切にし、計画に反映させています。

(3) 北上市の地域特性を考慮した計画

「こどもまんなか社会」を北上市で実現するために、北上市の年齢別人口、産業構造、地理的事情など、地域の特性を考慮した計画としています。

(4) こども関連施策・現行事業の再整理

総合計画のアクションプラン、各種個別行政計画について、「こども施策」という横串を刺し、「こどもまんなか社会」という切り口で関連施策・現行事業を再整理しています。



5 計画の策定体制

(1) 外部の検討体制

子ども・子育て会議のメンバーで構成した策定委員会を設置しました。必要に応じて関係者からの意見聴取や資料提供も行い、審議結果を計画に反映しました。

<参考> 北上市子ども・子育て会議メンバー構成

1号委員	児童福祉団体から推薦を受けた者	北上市民生委員児童委員協議会
2号委員	事業者団体から推薦を受けた者	北上商工会議所
		北上工業クラブ
3号委員	労働者団体から推薦を受けた者	連合岩手北上地域協議会
4号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	北上市民間立保育園連絡協議会
		岩手県私立幼稚園・認定こども園 連合会中部地区北上地区会
		北上市学童保育連絡協議会
5号委員	子どもの保護者	岩手県私立幼稚園・認定こども園 中部地区PTA連合会
		私立保育園PTA
		北上市PTA連合会
6号委員	学識経験を有する者	盛岡大学短期大学部
		専修大学北上福祉教育専門学校
7号委員	公募による市民	若干名

(2) 内部の検討体制

副市長をトップとするこども施策に関連する部等の長による北上市こども計画検討会議を設置するとともに、必要に応じて関連する課等の長による幹事会を設置し、検討を行いました。

<検討会議の構成>

検討会議	幹事会
企画部	政策企画課
財務部	財政課
まちづくり部	地域づくり課、生涯学習文化課
福祉部	国保年金課、障がい福祉課
健康こども部	子育て支援課、こども家庭センター
商工部	産業雇用支援課
教育部	総務課、学校教育課

(3) こども・若者、子育て当事者の意見

多様な方法により当事者の意見を的確に把握し、計画に反映しました。

<意見聴取の手法>

①アンケート調査の実施

子育て家庭ニーズの動向分析やこどもの生活実態、若者の意向を把握するため、【子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査】【子どもの生活実態調査】【若者に関するアンケート調査】【高校生アンケート調査】の各アンケート調査を2024（令和6）年7月から12月にかけて実施し、計画策定の基礎資料としました。

②市民ワークショップ・高校生ワークショップの実施

こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの権利を守り・育むために大切にしたいことなどについて、市民の意見を聴取し、計画策定の基礎資料とするためのワークショップ「きたかみこども未来ミーティング」を実施しました。

小学生以上の市民を対象としたワークショップを2024（令和6）年11月から2025（令和7）年2月にかけて3回開催し、専修大学北上高等学校の生徒を対象にしたワークショップを2024（令和6）年10月から11月にかけて3回開催しました。

③障がい児施設利用者への聞き取り調査

市内の障がい児施設の利用者・職員に対し、障がい児施設の満足度、市の障がい福祉施策や施設への要望等を中心に意見をいただき、計画策定の基礎資料とするため、2025（令和7）年2月に調査を実施しました。

④こども・若者 オンライン意見箱

こども・若者に関する幅広い施策に対し、施策の対象となる「こども」や「若者」から、ニーズや実情など広く意見を募集するため、2025（令和7）年2月1日から3月7日までの期間で「こども・若者 オンライン意見箱」を開設し、寄せられた意見を参考に計画案の策定を行いました。

（4）その他の意見聴取

パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を求め、寄せられた意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、意見等を精査しながら、必要に応じて会議で協議・考察した上で、計画に反映しました。

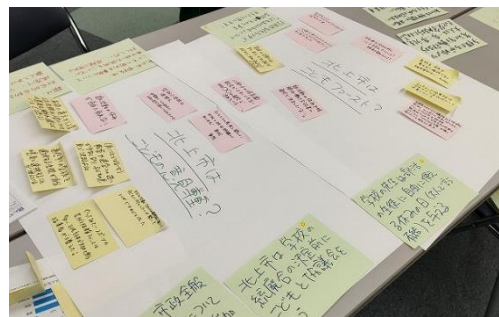
（5）事務局検討作業

子育て支援課で計画案の検討作業を進めるにあたっては、国において策定された「こども計画策定ガイドライン」や「こどもまんなか実行計画」のほか、国、県等の動向も踏まえ、検討を行いました。

きたかみこども未来ミーティング （市民ワークショップ・高校生ワークショップ）

市民の皆様のご意見を参考とするため、小学生以上の市民の方を対象に「きたかみこども未来ミーティング」を実施しました。「きたかみこども未来ミーティング」では、こどもまんなか社会の実現に向けて、こどもの権利を守り・育むために大切にしたいことを参加者の皆さんと話し合いました。

ワークショップでのご意見を活かし、本計画の施策の検討を行っています。

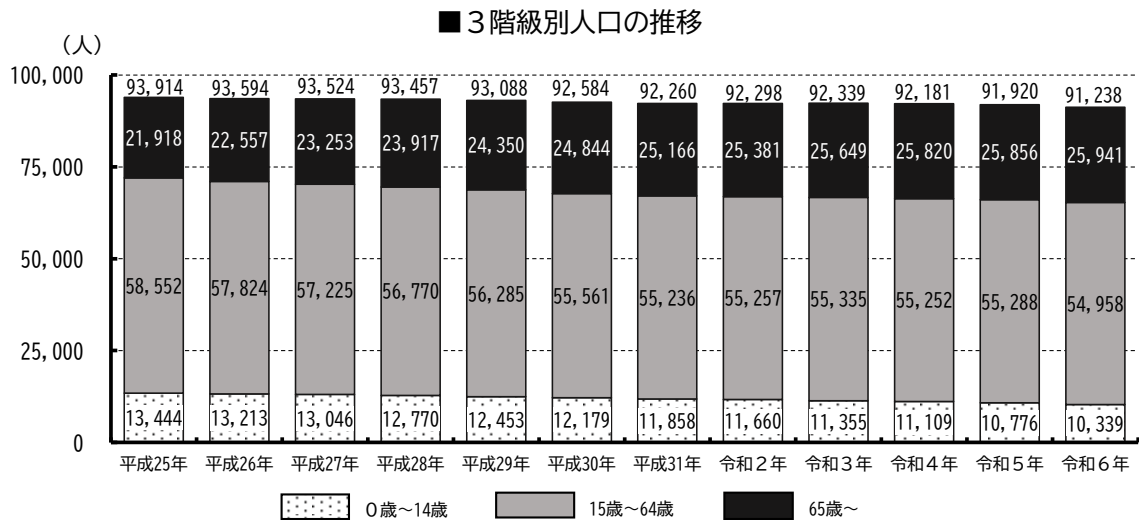


第2章 こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

1 統計からみる本市の現状

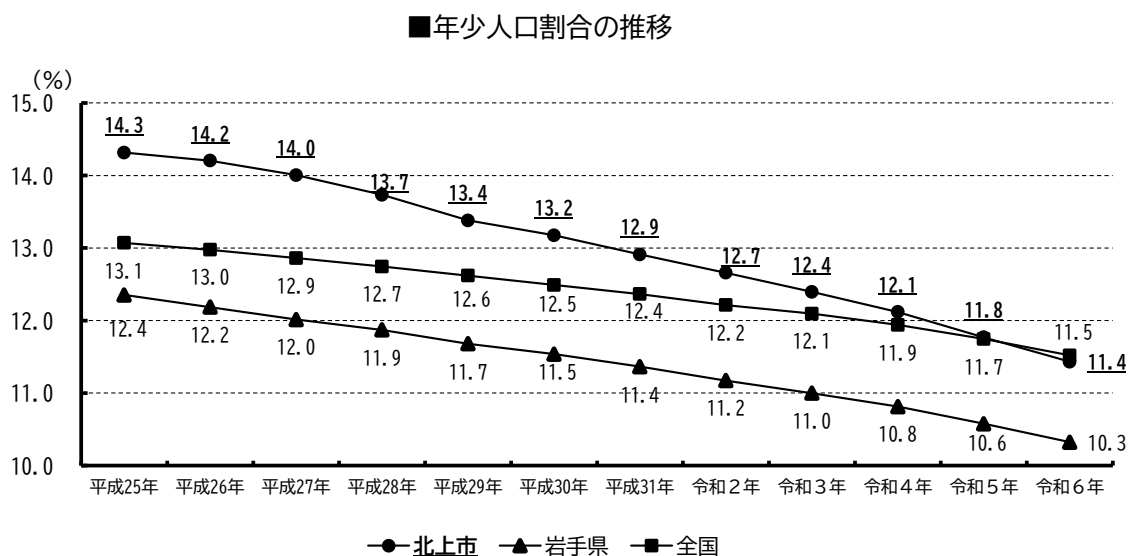
(1) 人口とこども人口等の推移

本市の人口は2013（平成25）年をピークに減少傾向となっています。3階級別人口をみると、老年人口（65歳以上）は増加し続けており、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）はともに減少傾向となっています。



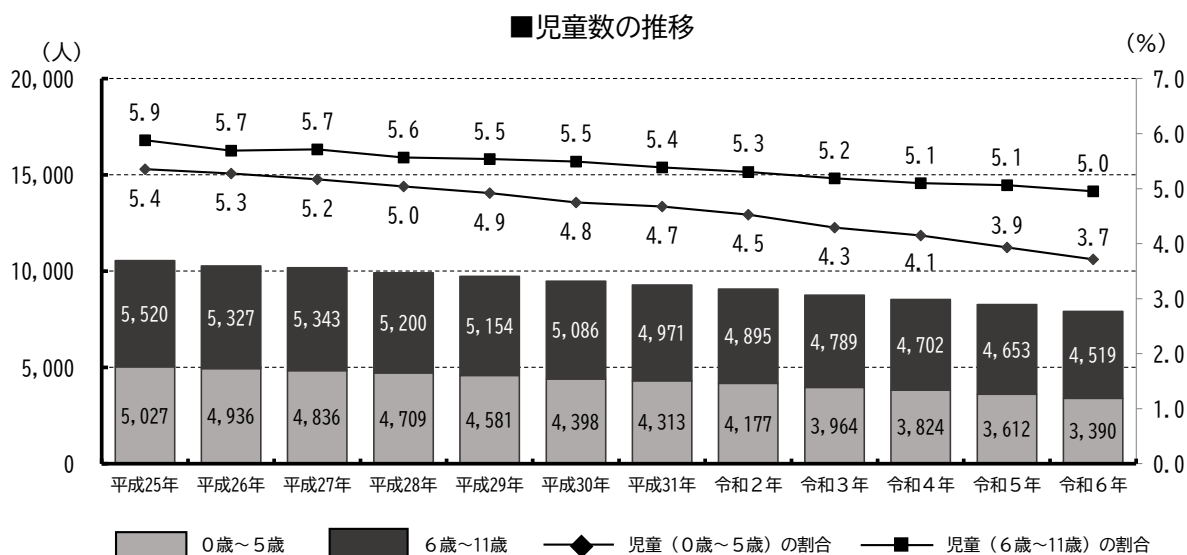
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

本市の年少人口（0～14歳）割合は減少傾向となっており、令和6年には11.4%と、全国と同程度となっています。



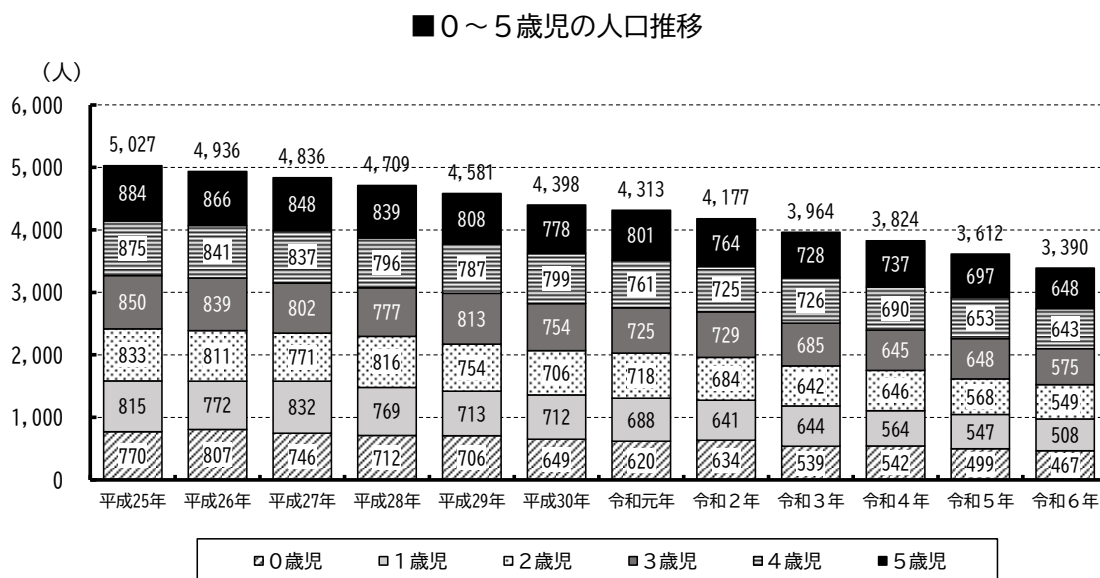
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
（平成25年は3月31日現在、平成26年以降は各年1月1日現在）

2013（平成 25）年以降、総人口に対する児童の割合は減少し続け、2024（令和 6）年には 0～5 歳で 3.7%、6～11 歳で 5.0%となり、2013（平成 25）年からそれぞれ 1.7 ポイント・0.9 ポイント低くなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

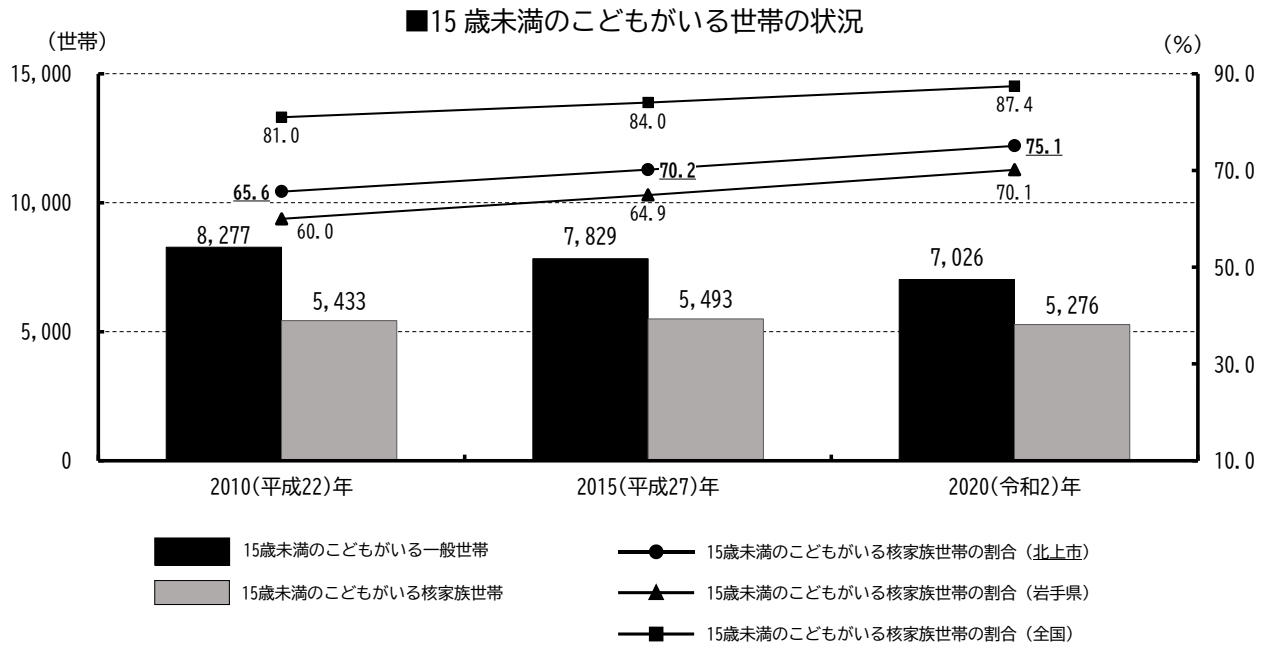
さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2013（平成 25）年から 2024（令和 6）年にかけていずれの年齢も 200 人を超えて減少し、全体では 1,637 人（32.6%）減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 15歳未満のこどもがいる世帯の状況

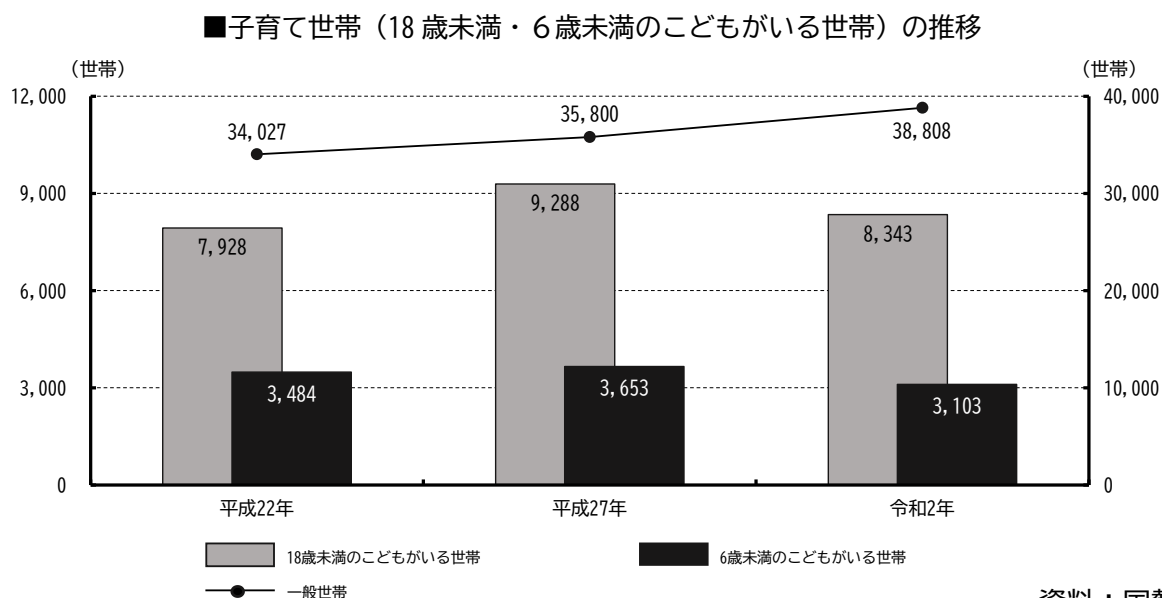
15歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少しており、2020（令和2）年で7,026世帯となっています。また、15歳未満のこどもがいる核家族世帯数も減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しており、同様に増加している県より高い傾向にあります。



資料：国勢調査

(3) 子育て世帯の推移

2010（平成22）年から2020（令和2）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加、6歳未満のこどもがいる世帯、18歳未満のこどもがいる世帯はともに2015（平成27）年に増加したものの2020（令和2）年には減少しています。また、一般世帯に占める子育て世帯の割合は6歳未満、18歳未満ともに全国・県より高くなっています。

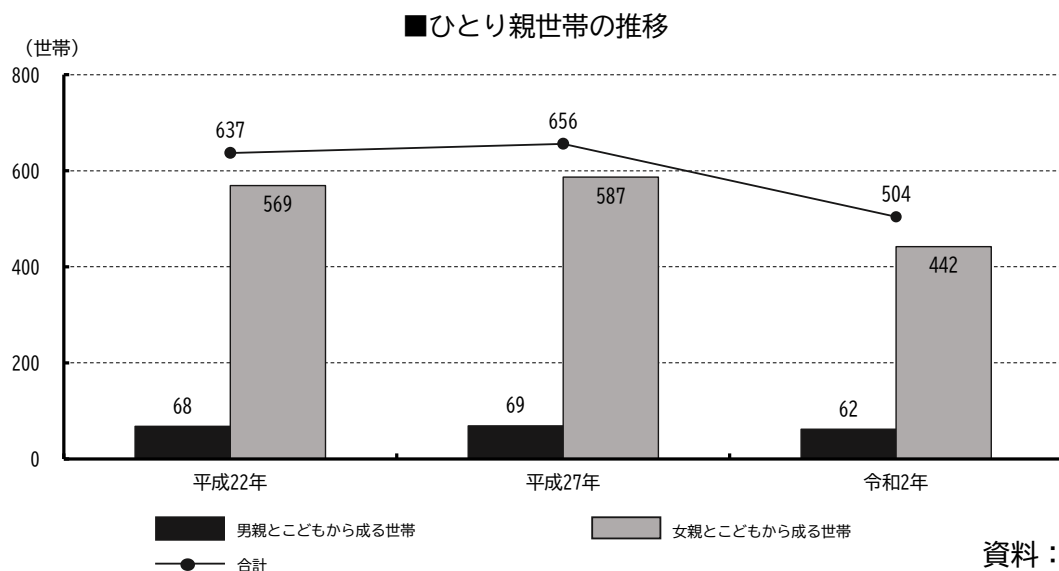


■一般世帯に占める子育て世帯の割合

	北上市	岩手県	全国
6歳未満のこどもがいる世帯の割合	8.0%	7.2%	7.6%
18歳未満のこどもがいる世帯の割合	21.5%	19.3%	19.3%

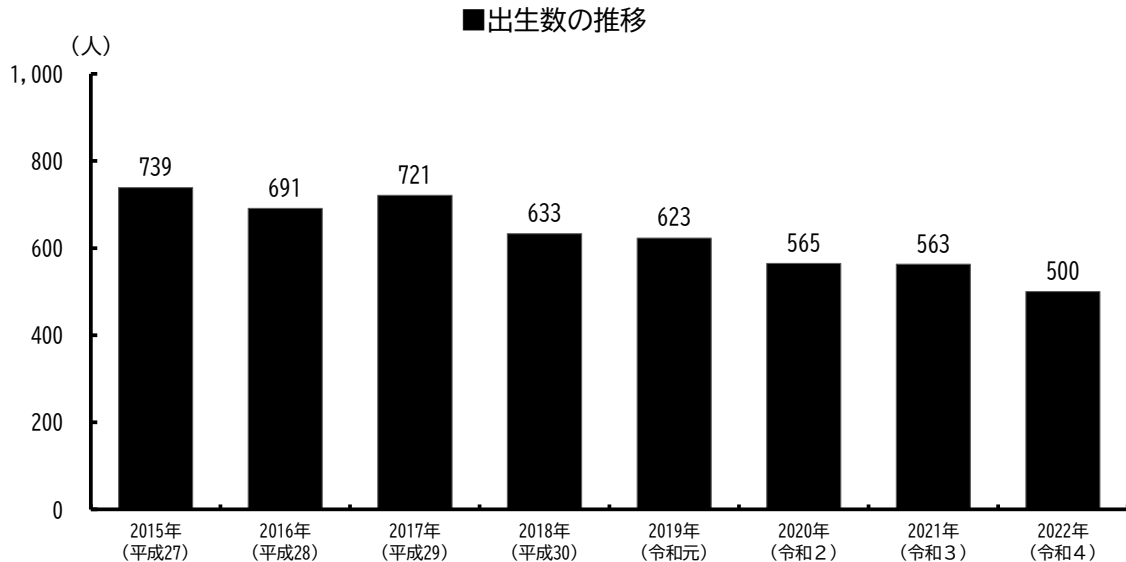
資料：国勢調査

ひとり親世帯の推移をみると、男親・女親ともに2015（平成27）年までは横ばい状態で、2020（令和2）年に減少しています。



(4) 出生数の推移

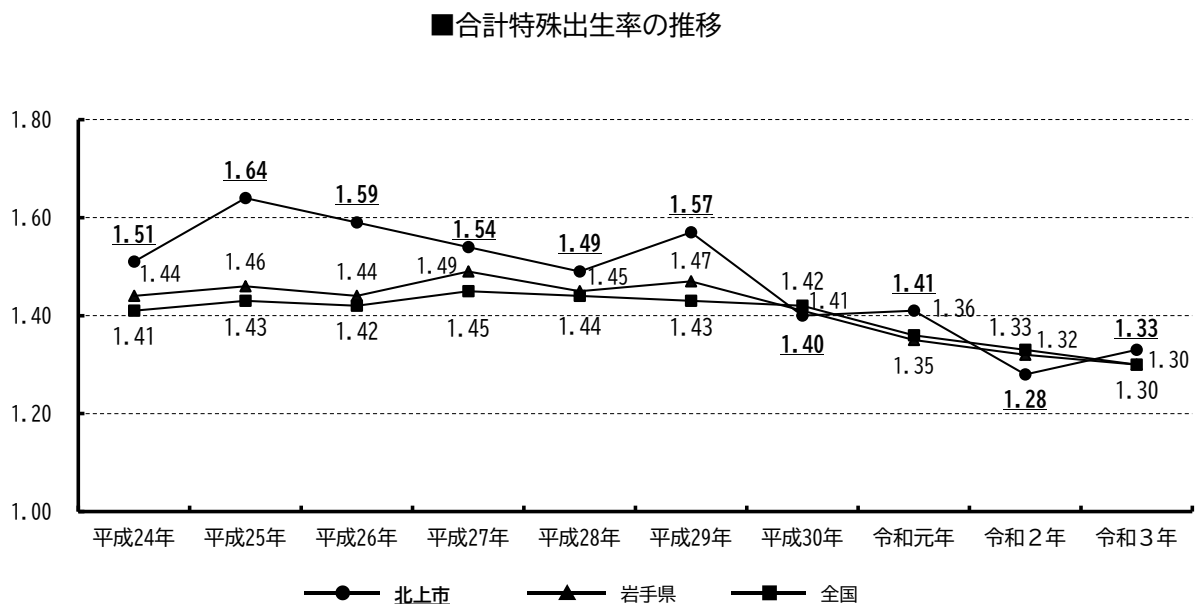
出生数の推移をみると、2017（平成29）年以降は減少傾向にあり、2022（令和4）年には500人と過去最低の出生数となっています。



資料：厚労省人口動態保健所・市区町村別統計

(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、2012（平成24）年以降、大きく変動しながらもおおむね全国・県を上回りながら2019（令和元）年まで1.4～1.6台で推移していましたが、2020（令和2）年には全国・県を下回る1.28となりました。2021（令和3）年に0.05ポイント上昇し1.33と全国・県を上回りましたが、少子化の傾向が改善したとは判断できない状況です。



資料：岩手県環境保健研究センター 人口動態統計データ

(6) 障がいのある児童の状況

『北上市障がい者プラン（2021-2026）』によると、身体障害者手帳の総数は増加していますが、そのうち 18 歳未満の児童については減少しています。また、療育手帳所持者の総数は減少していますが、そのうち 18 歳未満の児童については、増減がありません。

■身体障害者手帳の所持者数

区 分		18 歳未満	18 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	合 計
令和元年度	実 数	57 人	811 人	2,390 人	3,258 人
	構成比	1.7%	24.9%	73.4%	100.0%
令和4年度	実 数	54 人	732 人	2,535 人	3,321 人
	構成比	1.6%	22.0%	76.3%	100.0%
増 減		▲3 人	▲79 人	145 人	63 人
増減率		▲5.3%	▲9.7%	6.1%	1.9%

資料：北上市障がい者プラン（2021-2026）各年度末現在

■療育手帳の所持者数

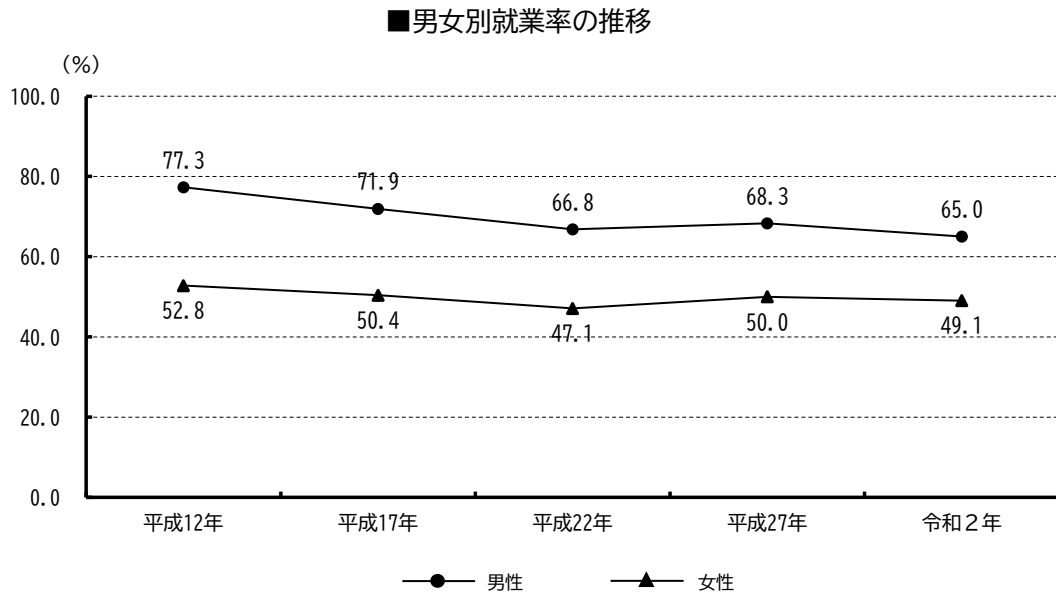
区分		18 歳未満		18 歳以上		総数
		実数	構成比	実数	構成比	
令和元年度	A判定	48 人	5.9%	207 人	25.3%	818 人
	B判定	84 人	10.3%	479 人	58.6%	
	計	132 人	16.1%	686 人	83.9%	
令和4年度	A判定	58 人	7.2%	197 人	24.6%	802 人
	B判定	74 人	9.2%	473 人	59.0%	
	計	132 人	16.5%	670 人	83.5%	
増減 (増減率)	A判定	10 人	(20.8%)	▲10 人	(▲4.8%)	▲16 人 (▲2.0%)
	B判定	▲10 人	(▲11.9%)	▲6 人	(▲1.3%)	
	計	0 人	(0.0%)	▲16 人	(▲2.3%)	

※A判定：重度、B判定：中・軽度

資料：北上市障がい者プラン（2021-2026）各年度末現在

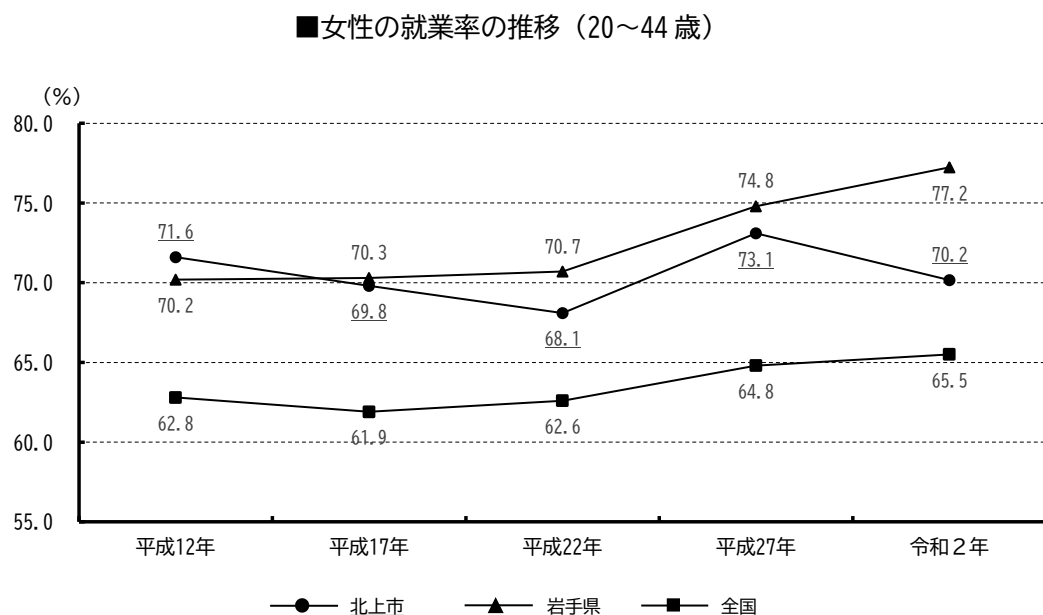
(7) 就業率の推移

本市の15歳以上の就業率をみると、2000（平成12）年から2010（平成22）年にかけて男女ともに低下していましたが、2015（平成27）年には増加に転じています。その後、2020（令和2）年にまた減少しています。



資料：国勢調査

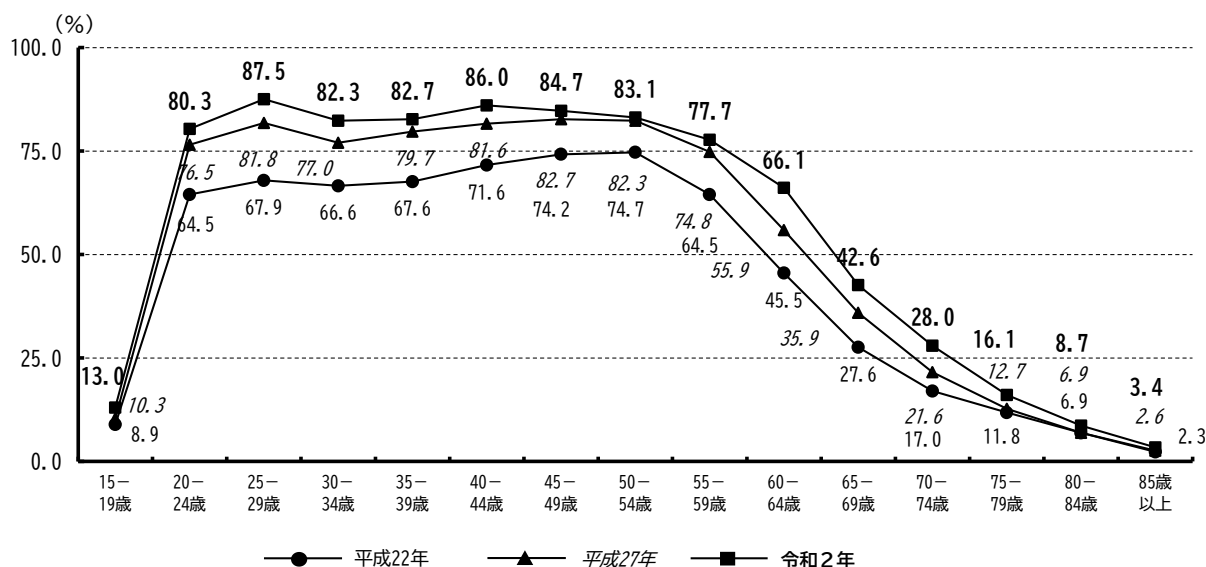
女性の就業率の推移（20～44歳）をみると、2010（平成22）年に68.1%まで低下しましたが、その後上昇に転じ、2020（令和2）年には70.2%となり、県より下回りましたが、全国を上回っています。



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前とこどもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは緩やかになってきており、2020（令和2）年は、M字の谷となる30～44歳でも8割越えと高くなっています。

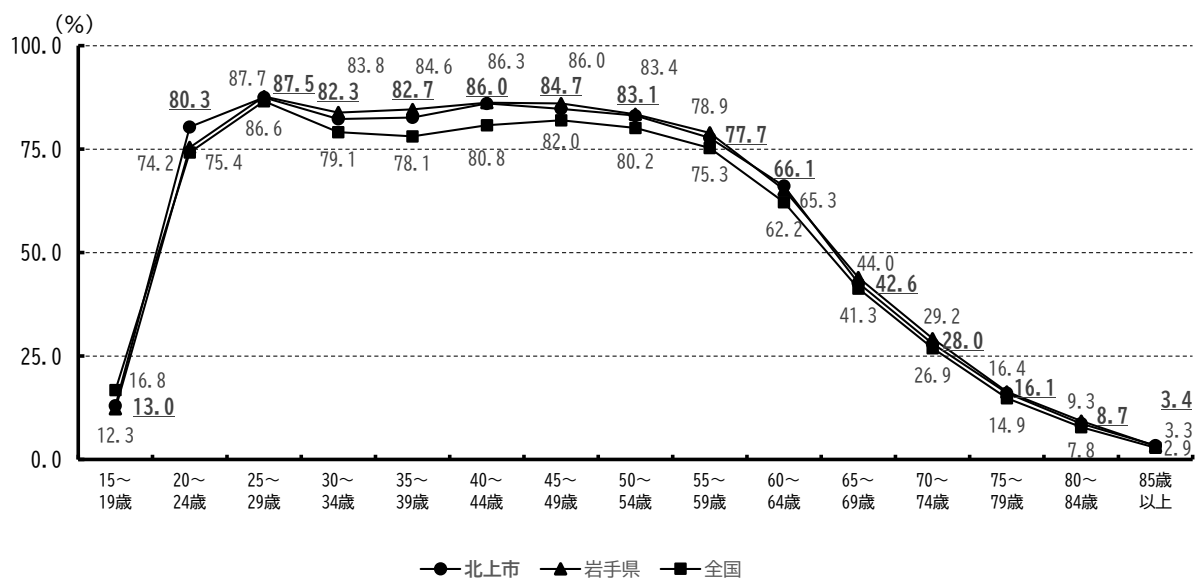
■女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

令和2年の女性の年齢別労働力率を全国・県と比較すると、年齢別労働力率のM字カーブは、県とほぼ同じく、全国よりも緩やかになっています。

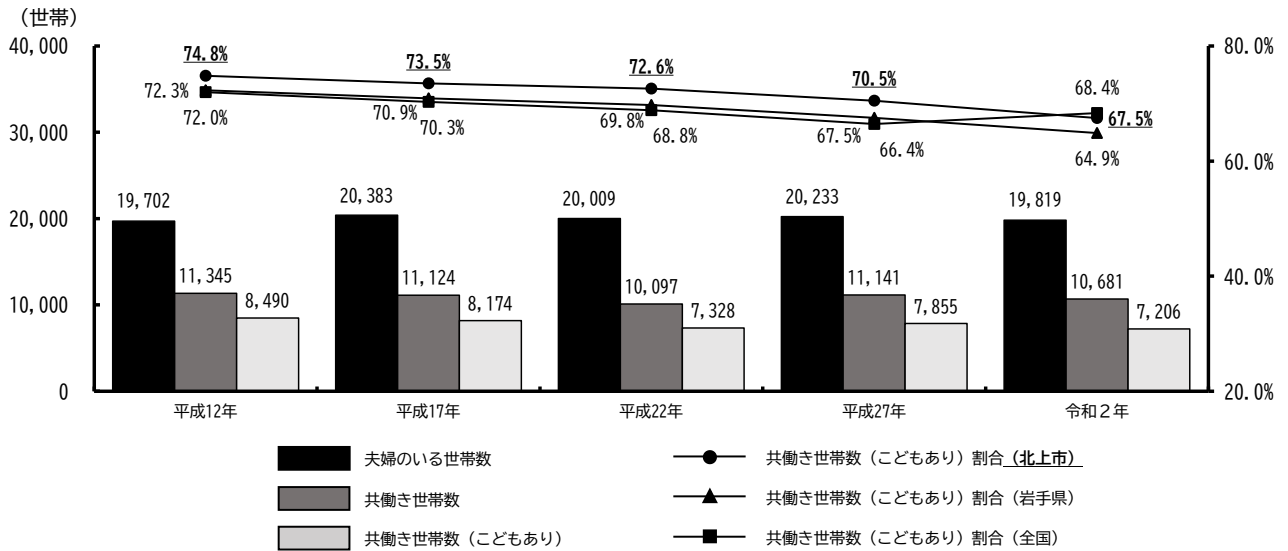
■女性の年齢別労働力率（令和2年） 全国・県比較



資料：国勢調査

共働き世帯の状況をみると、共働き世帯、こどものいる共働き世帯は2015（平成27）年に一時増加しましたが、おおむね減少傾向で推移しています。また、共働き世帯のうちこどもがいる世帯の割合は、本市は県と同様に減少を続けており、2000（平成12）年では74.8%でしたが、2020（令和2）年には67.5%まで減少しています。

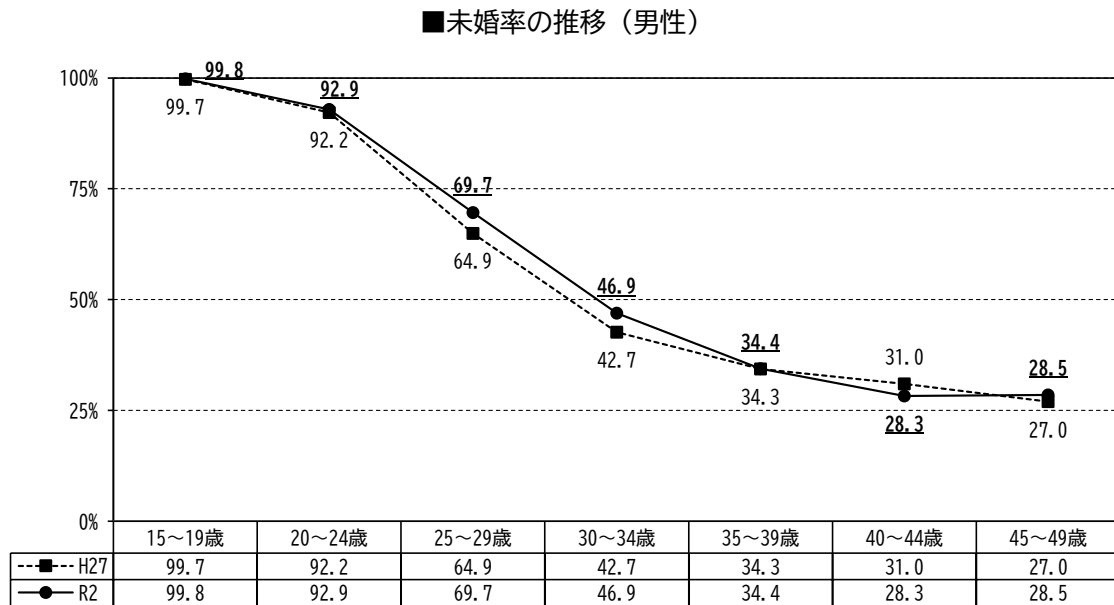
■共働き世帯の状況



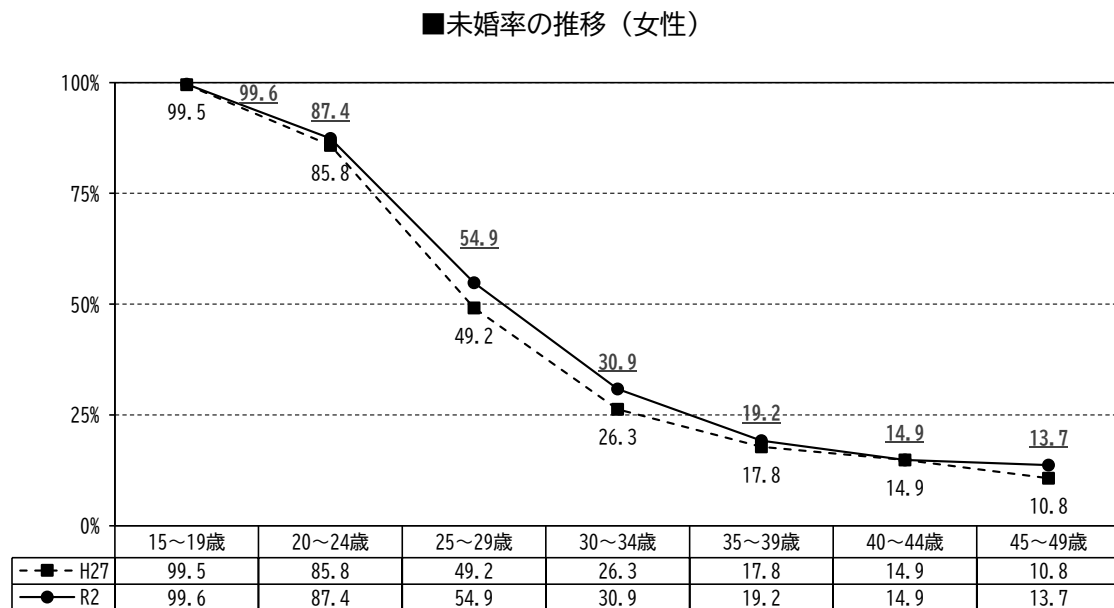
資料：国勢調査

(8) 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、市内に居住する20代～40代男女の未婚率は増加傾向にあります。



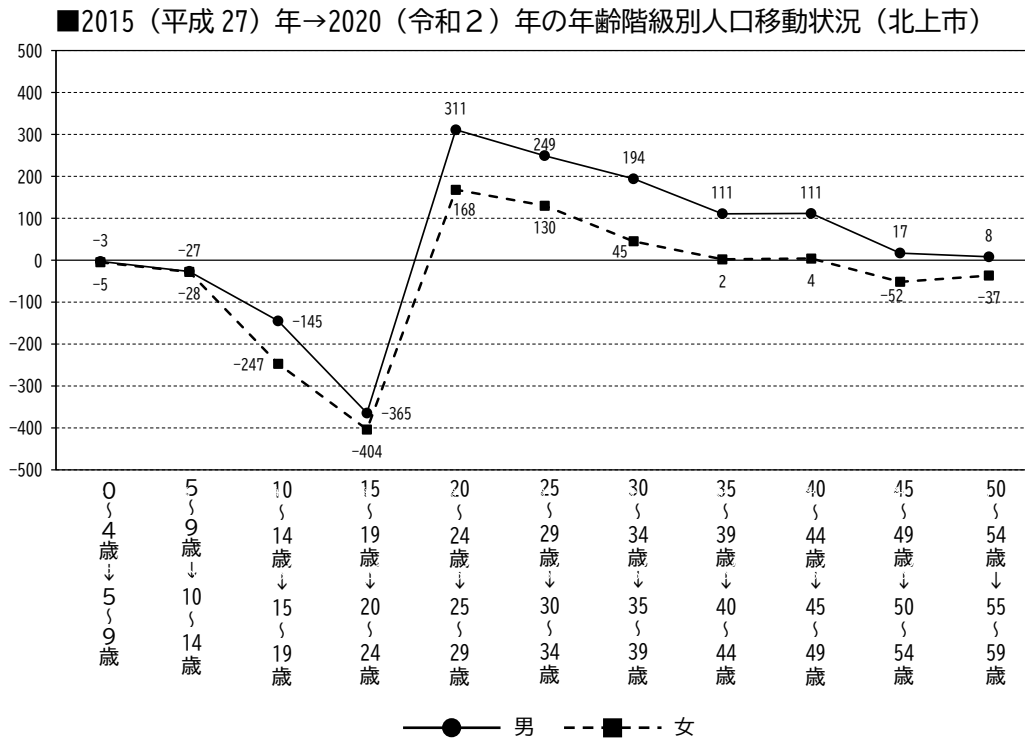
資料：国勢調査



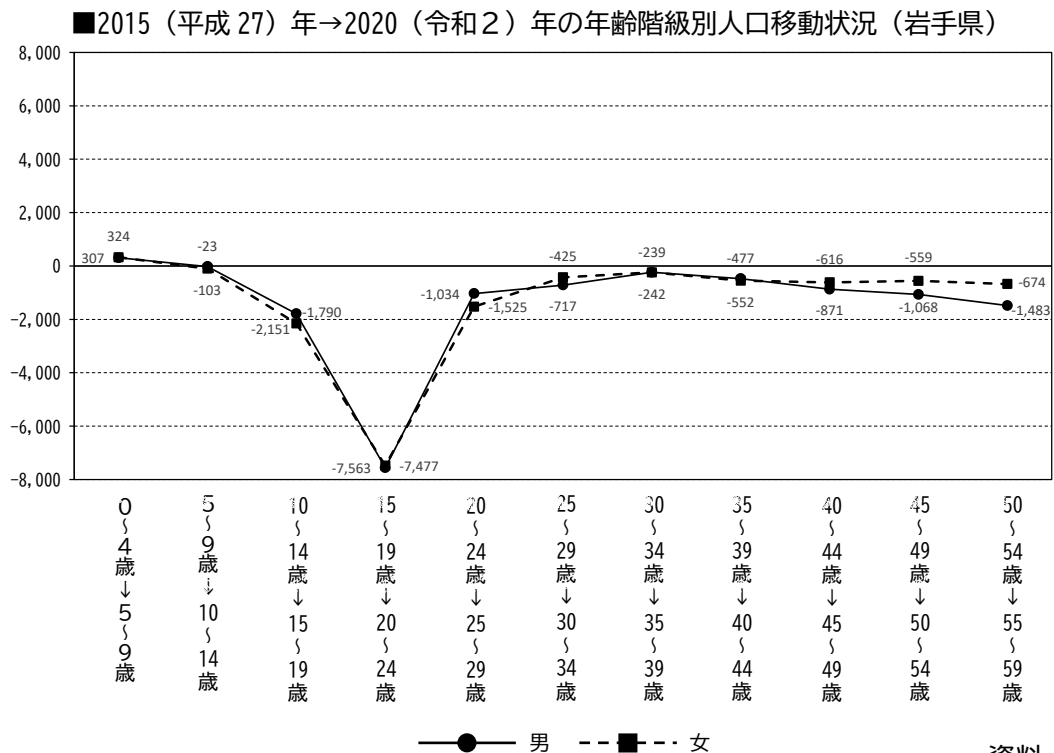
資料：国勢調査

(9) 年齢階級別人口移動状況

本市の年齢階級別の人口移動をみると、2015（平成27）年→2020（令和2）年では、「15～19歳→20～24歳」での転出が多くみられますが、「20～24歳→25～29歳」、「25～29歳→30～34歳」については男女ともに転入超過数が多くなっています。



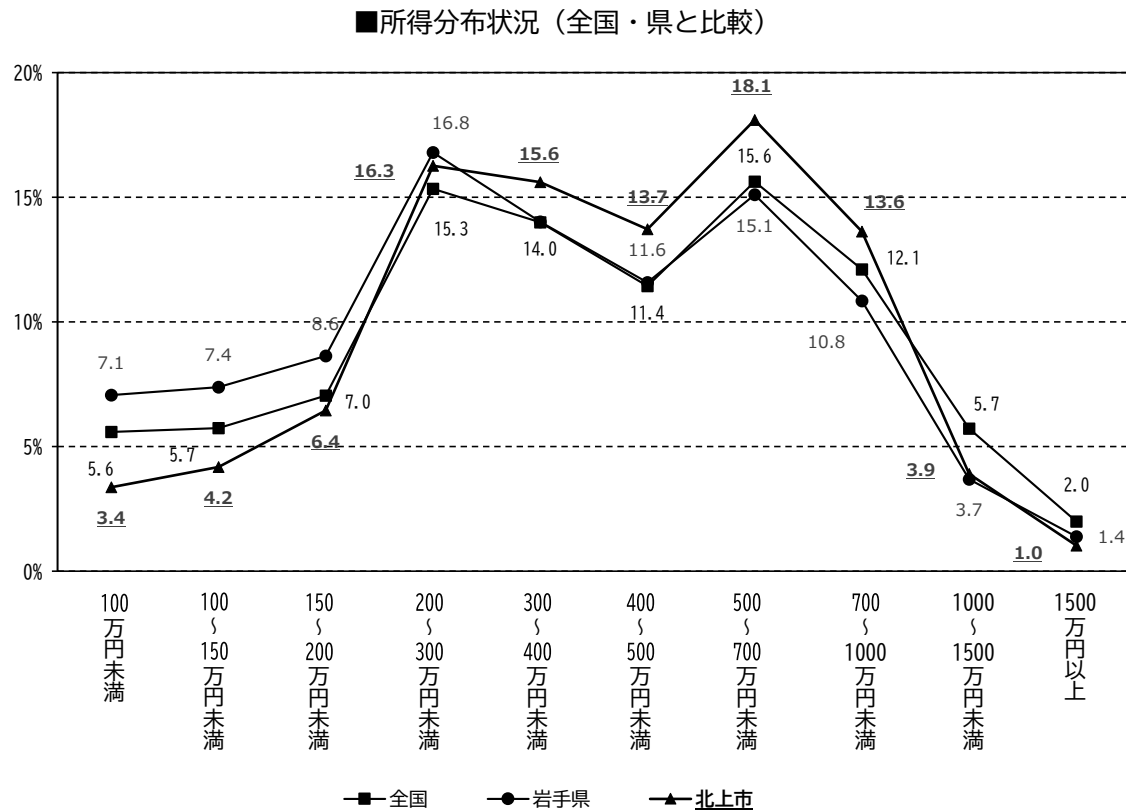
資料：国勢調査



資料：国勢調査

(10) 所得分布状況

本市の世帯の所得分布状況をみると、2020（令和2）年では、全国や岩手県と比較して100万円未満～200万円の割合が低く、400万円～1000万円未満の割合が高い状況にあります。



資料：国勢調査

2 アンケート調査結果からみる本市の現状

(1) アンケート調査の概要

①調査の目的

「第2期北上市子ども・子育て支援事業計画」が2024（令和6）年度末に満了となることから、さらなる子育て支援の充実や、こどもの貧困解消、若者への支援に向け、子育て家庭ニーズの動向分析やこどもの生活実態、若者の意向を把握し、市の現状と今後の子ども・子育て支援や若者支援における課題を整理し、「北上市こども計画」に反映させるため、アンケート調査を実施しました。

②調査種別

【子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査】（以下、「ニーズ調査」という。）

調査種別	対象者	調査方法
就学前児童調査	北上市在住の就学前児童を無作為抽出し、回答を依頼	郵送配布・郵送回収（WEB 回答を併用）
小学生調査	北上市内の小学校に通う小学1～4年生の保護者に回答を依頼（同学年は最大で1小学校1クラスを抽出）	学校配布・郵送回収（WEB 回答を併用）

【子どもの生活実態調査】（以下、「生活実態調査」という。）

調査種別	対象者	調査方法
小学5年生調査	北上市内の小学校に通う全ての小学5年生本人とその保護者に対し、回答を依頼	学校配布・郵送回収
中学2年生調査	北上市内の中学校に通う全ての中学2年生本人とその保護者に対し、回答を依頼	学校配布・郵送回収
就学前児童調査	北上市在住の就学前児童を無作為抽出し、回答を依頼	郵送配布・郵送回収（WEB 回答を併用）
ひとり親・生活保護世帯調査	北上市内のひとり親世帯・生活保護世帯に対し、回答を依頼	郵送配布・郵送回収（WEB 回答を併用）

【若者に関するアンケート調査】（以下、「若者調査」という。）

調査種別	対象者	調査方法
若者調査	北上市在住の20～39歳の市民を無作為抽出し、回答を依頼	郵送配布・郵送回収（WEB 回答を併用）

【高校生アンケート調査】（以下、「高校生調査」という。）

調査種別	対象者	調査方法
高校生調査	専修大学北上高等学校に在籍している生徒に対し、回答を依頼	WEB 調査

③調査期間

2024（令和6）年7月17日（水）～2024（令和6）年8月9日（金）

※集計には9月3日（火）までの回収票を含めています

※高校生調査については、2024（令和6）年12月23日（月）～2025（令和7）年1月7日（火）の期間で調査を行いました



④回答状況

【ニーズ調査】

調査種別	調査票配布数①	有効回答数②	有効回答率 ②／①
就学前児童調査	1,784 件	876 件	49.1%
小学生調査	999 件	471 件	47.1%

【生活実態調査】

調査種別	調査票配布数①	有効回答数②	有効回答率 ②／①
小学5年生調査（子ども票）	797 件	286 件	35.9%
小学5年生調査（保護者票）	797 件	287 件	36.0%
中学2年生調査（子ども票）	798 件	222 件	27.8%
中学2年生調査（保護者票）	798 件	226 件	28.3%
就学前児童調査（保護者票）	714 件	339 件	47.5%
ひとり親・生活保護世帯調査（保護者票）	767 件	296 件	38.6%

【若者調査】

調査種別	調査票配布数①	有効回答数②	有効回答率 ②／①
若者調査	2,000 件	529 件	26.5%

【高校生調査】

調査種別	調査票配布数①	有効回答数②	有効回答率 ②／①
高校生調査	830 件	265 件	31.9%

⑤調査結果の見方について

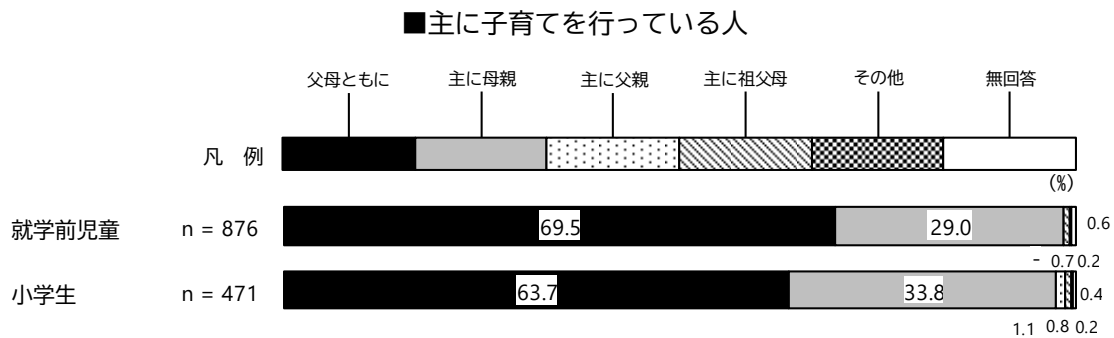
- n（number of cases）は回答割合算出における基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを表しています。
- 回答割合は百分率で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、単一回答式の質問においては、回答割合を合計しても100.0%にならない場合があります。また、複数回答式の質問においては、各設問の調査数を基数として算出するため、全ての選択肢の割合を合計すると100.0%を超える場合があります。
- 各設問において回答のなかった選択肢については、図表内で「-」と表記しています。
- 調査結果を図表にて表示していますが、表について、着色した数値は、各行の最大値です。（無回答を除く）
- 調査数（n）が少数のものは、回答割合の信頼性が低いため、コメントを省略している場合があります。
- 図表及びコメントで、選択肢の語句等を一部簡略化等している場合があります。

(2) ニーズ調査

①子育てを主に行っている方

子育てを主に行っている方について、就学前児童では「父母ともに」が69.5%と最も高く、次いで「主に母親」(29.0%)、「主に祖父母」(0.7%)となっています。

小学生では、「父母ともに」が63.7%と最も高く、次いで「主に母親」(33.8%)、「主に父親」(1.1%)となっています。

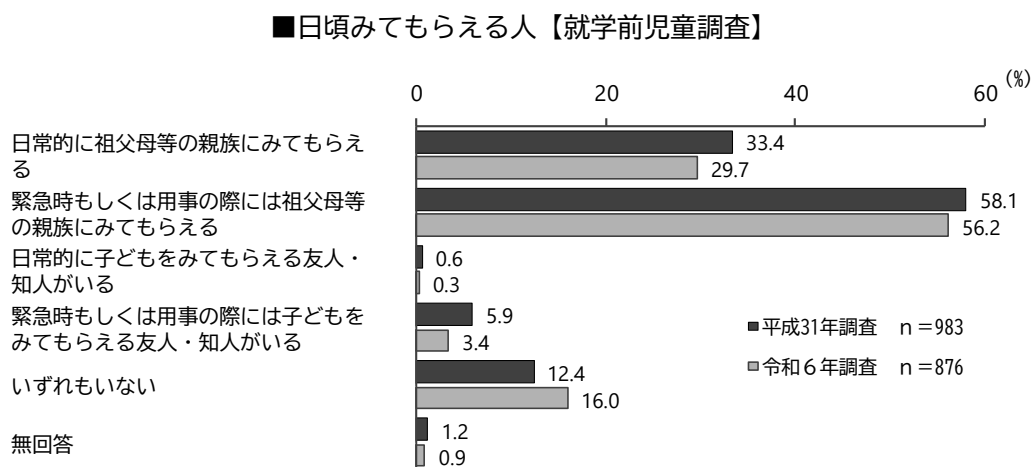


資料：ニーズ調査結果

②こどもをみてもらえる親族・知人の有無

こどもをみてもらえる親族・知人の有無について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が56.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(29.7%)、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(3.4%)となっています。

日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力者が「いずれもない」と回答した、孤立した子育て環境にいる保護者は16.0%となっており、前回調査(12.4%)と比較すると、3.6ポイント増加しています。



資料：ニーズ調査結果



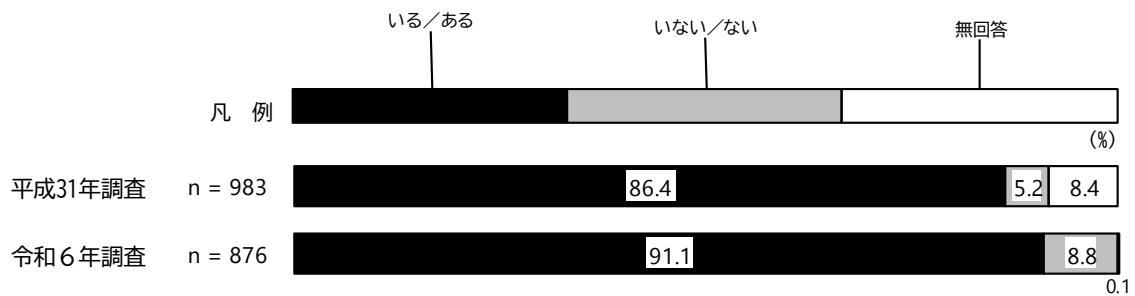
③相談相手の有無

相談相手・場所の有無について、就学前児童では、「いる／ある」が91.1%、「いない／ない」が8.8%となっており、「いない／ない」の割合は前回調査時（5.2%）から僅かに増加しています。

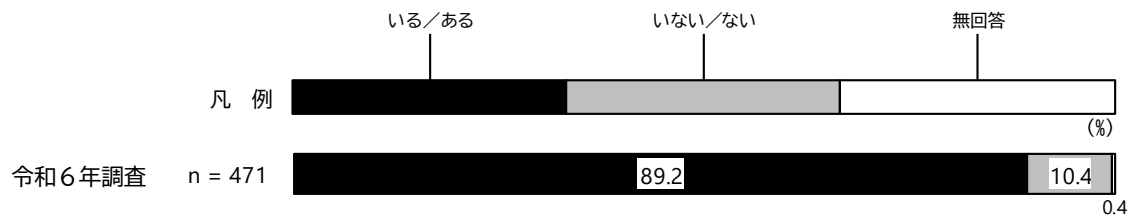
小学生では、「いる／ある」が89.2%、「いない／ない」が10.4%となっています。

■気軽に相談できる人の有無

【就学前児童調査】



【小学生調査】



資料：ニーズ調査結果

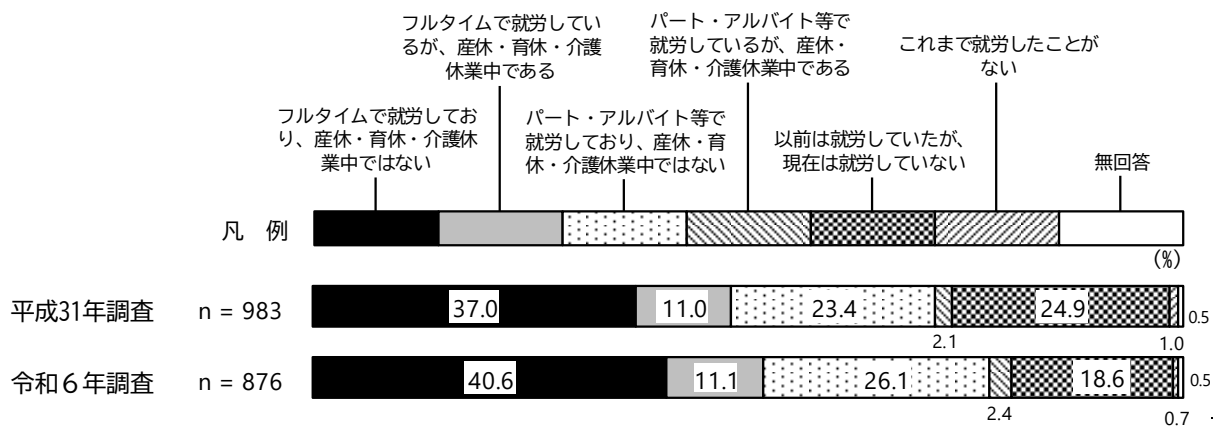
④保護者の就労状況について

就学前児童の母親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が40.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が18.6%となっています。

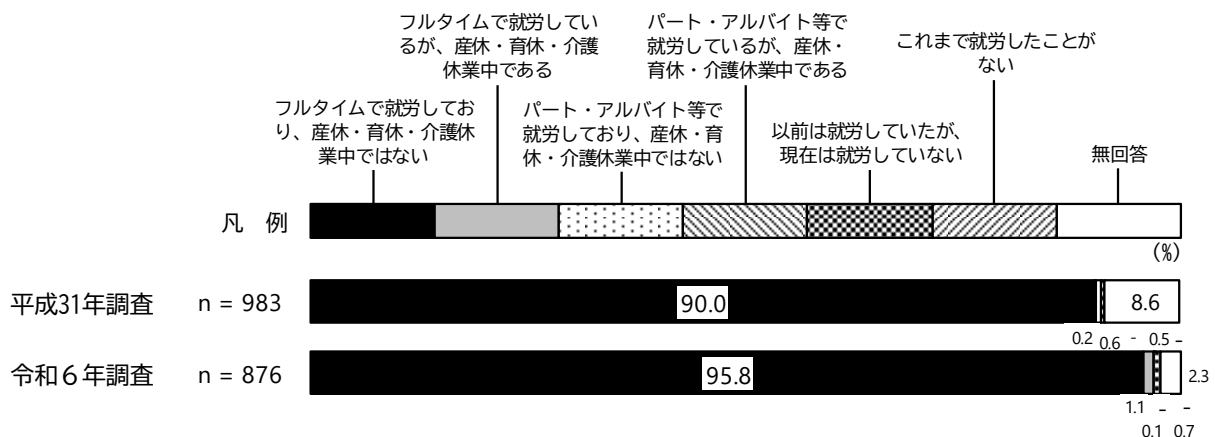
就学前児童の父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が95.8%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(1.1%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(0.7%)となっています。

「フルタイム」または「パート・アルバイト等」で就労している保護者の割合は、母親で80.2%、父親で97.0%と、前回調査（平成31年）と比較して母親は6.7ポイント、父親は6.2ポイントそれぞれ高くなっています。

■母親の就労状況【就学前児童調査】



■父親の就労状況【就学前児童調査】



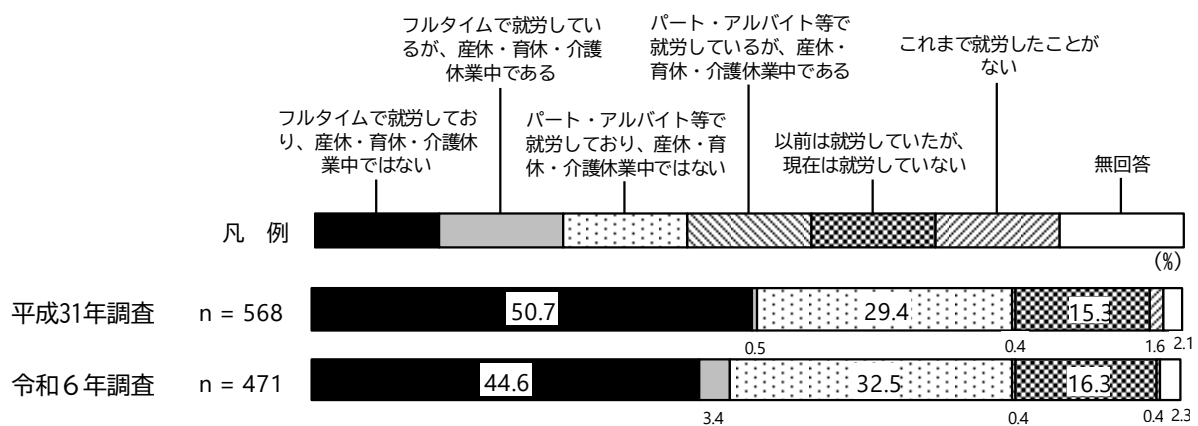
資料：ニーズ調査結果

小学生の母親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(32.5%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(16.3%)となっています。

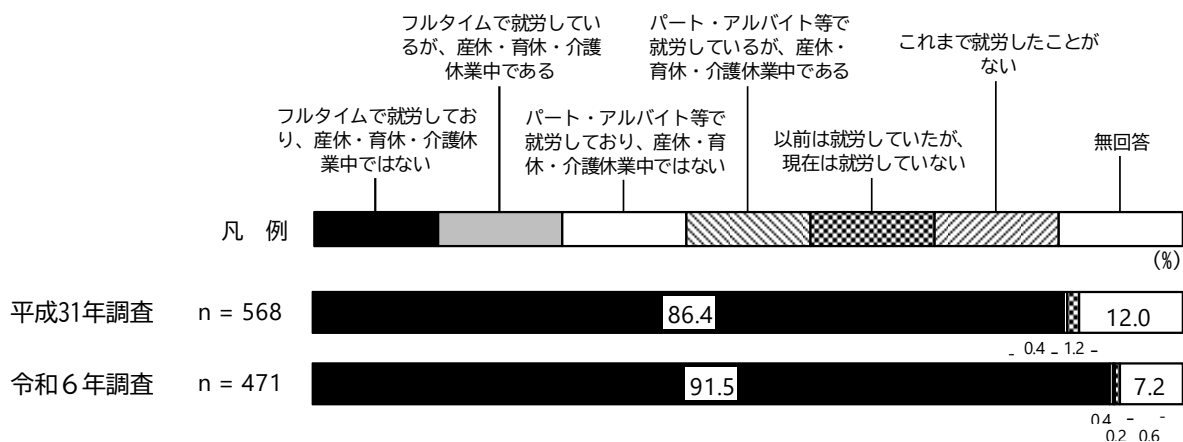
小学生の父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が91.5%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」(0.6%)、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(0.4%)となっています。

「フルタイム」または「パート・アルバイト等」で就労している保護者の割合は、母親で80.9%、父親で92.1%と、前回調査(平成31年)と比較して母親は0.1ポイント低く、父親は5.3ポイント高くなっています。

■母親の就労状況【小学生調査】



■父親の就労状況【小学生調査】



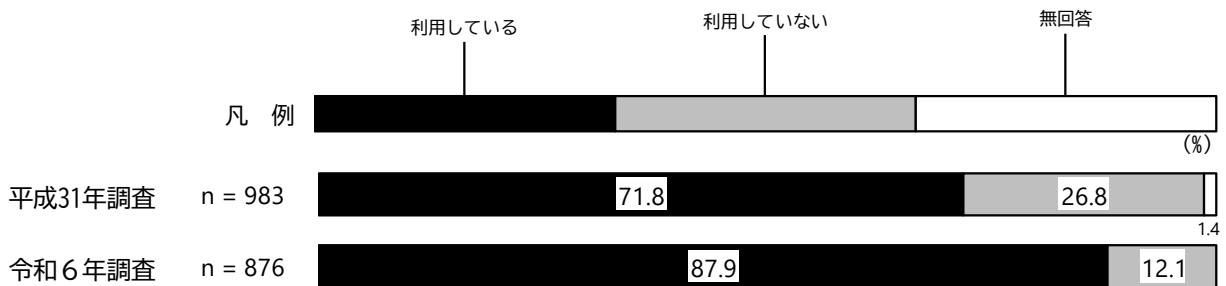
資料：ニーズ調査結果

⑤子育て支援事業の利用状況・利用意向（就学前児童調査のみ）

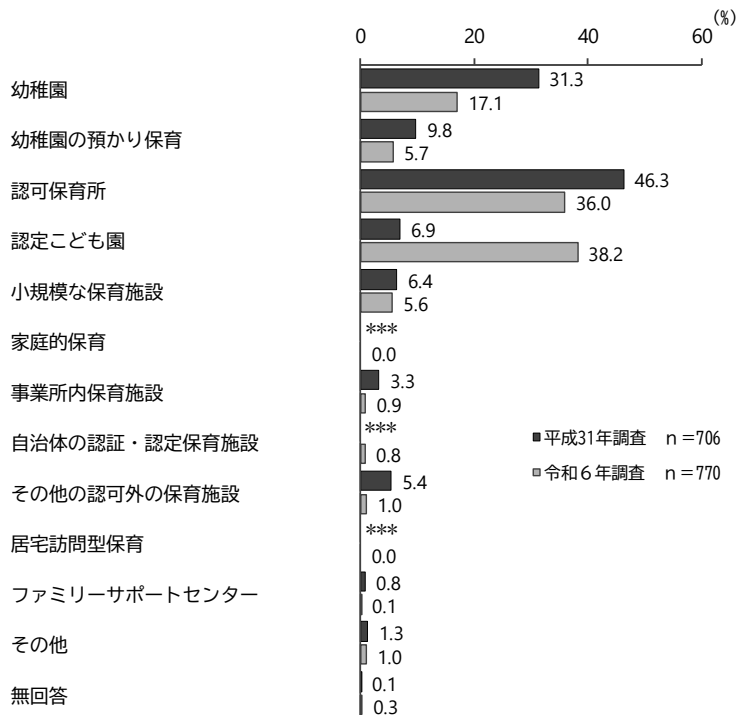
定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は 87.9%となっています。利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が 38.2%と最も高く、次いで「認可保育所」（36.0%）となっています。また、実際の利用と利用希望との差をみると、「幼稚園」では 12.1 ポイント、「認定こども園」では 11.5 ポイント、「幼稚園の預かり保育」では 10.7 ポイント利用希望が高くなっています。

前回調査（平成 31 年）と比較すると、定期的な教育・保育事業の利用割合は 16.1 ポイント高く、「認定こども園」を利用している割合が 31.3 ポイント高くなっています。また、「認定こども園」の利用意向の割合が 19.5 ポイント高くなっています。

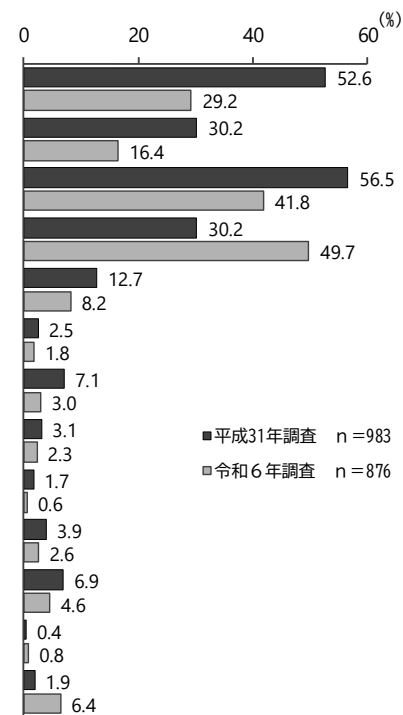
■定期的な教育・保育事業の利用状況



■利用している定期的な教育・保育事業



■利用したい定期的な教育・保育事業



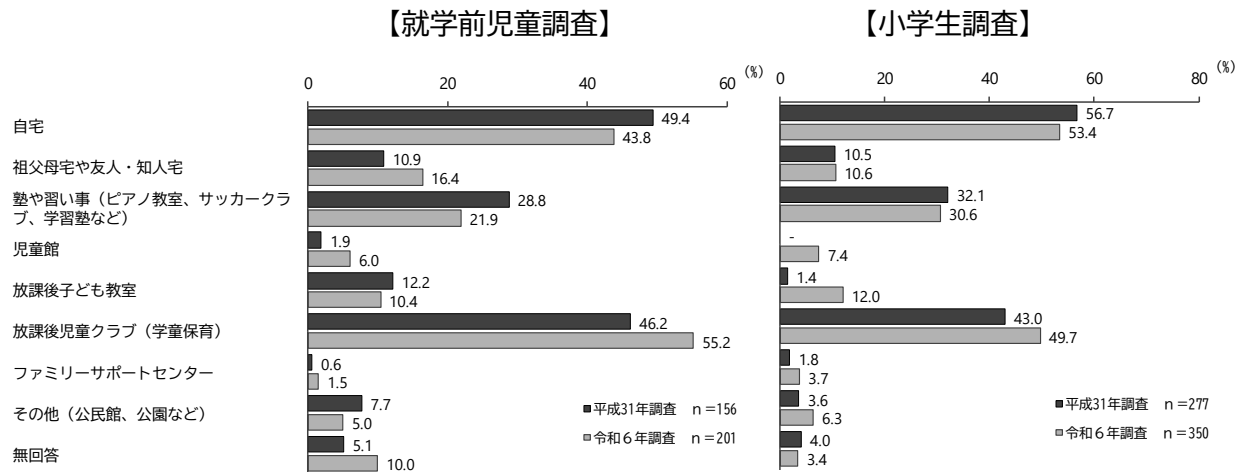
※***は調査票の選択肢にない項目

資料：ニーズ調査結果

⑥小学校の放課後の過ごし方の希望

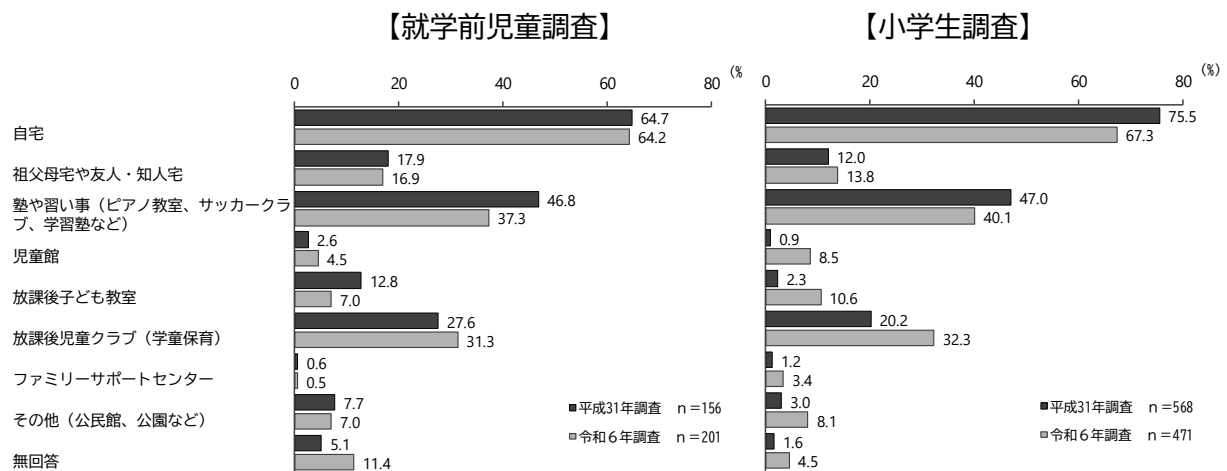
放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」に関する保護者の利用希望をみると、小学校低学年の時期の利用は就学前児童で 55.2%、小学生で 49.7%が希望しています。

■小学校低学年での放課後の過ごし方の希望



一方、小学校高学年の時期では、就学前児童・小学生の保護者ともに「放課後児童クラブ」(31.3%・32.3%) の利用希望が小学校低学年の時期より減少した一方で、「自宅」と「塾や習い事」では大きく増加しています。

■小学校高学年での放課後の過ごし方の希望



資料：ニーズ調査結果

⑦育児休業などの職場の両立支援について

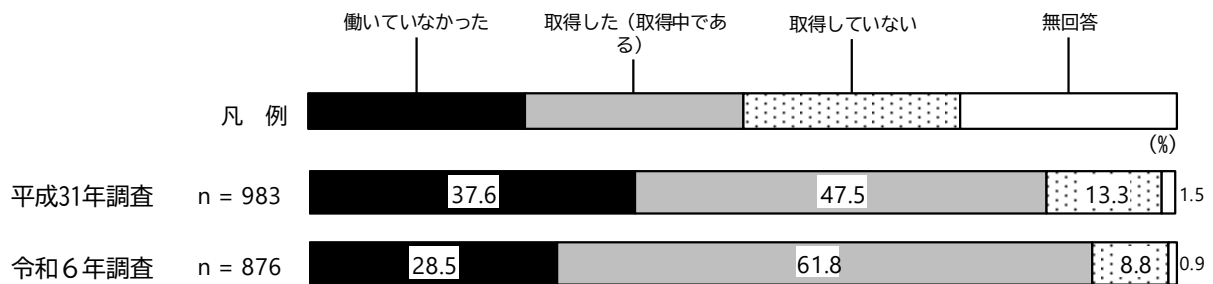
育児休業制度の利用状況について、母親では「取得した（取得中である）」が61.8%と最も高く、次いで、「働いていなかった」（28.5%）、「取得していない」（8.8%）となっています。

父親では、「取得していない」が80.7%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」（15.2%）、「働いていなかった」（1.0%）となっています。

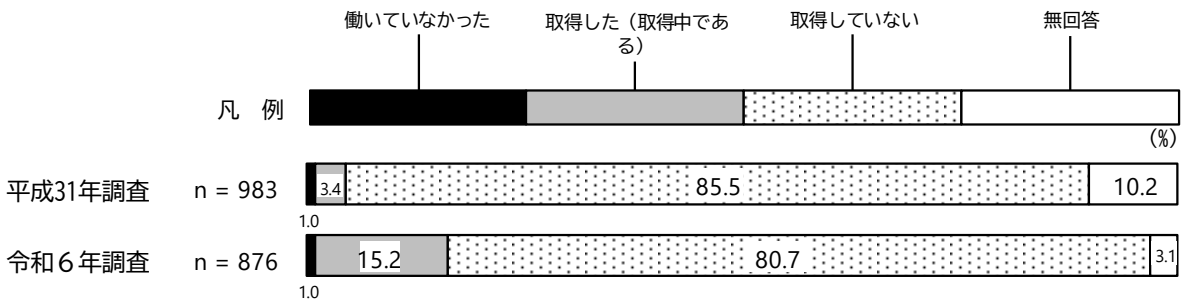
前回調査（平成31年）と比較すると、母親の「取得した（取得中である）」割合は14.3ポイント高くなっており、「取得していない」割合は4.5ポイント低くなっています。

父親の「取得した（取得中である）」割合は11.8ポイント高くなっており、「取得していない」割合は4.8ポイント低くなっています。

■母親の育児休業制度の利用状況【就学前児童調査】



■父親の育児休業制度の利用状況【就学前児童調査】



資料：ニーズ調査結果

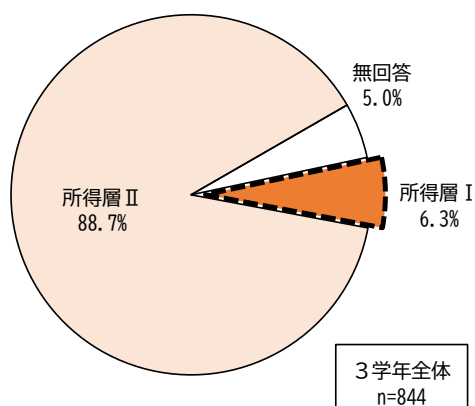
(3) 生活実態調査

①所得層Ⅰの状況 貧困層の割合（保護者票）

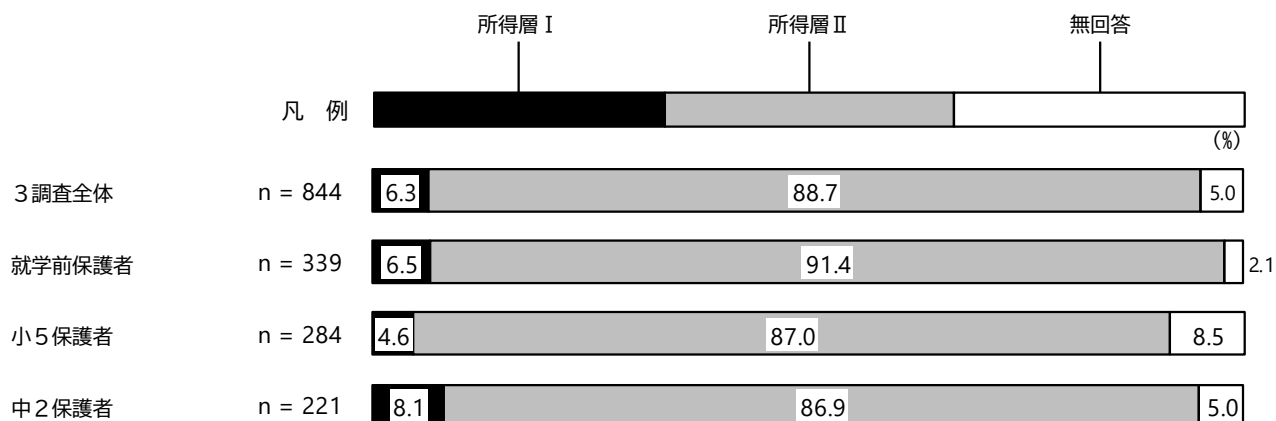
厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」から算出された日本国内の等価可処分所得（世帯の可処分所得【手取り収入】を世帯人数の平方根で割り調整した所得）の中央値の2分の1である127万円未満を基準額とし、全体に占める貧困の割合所得層Ⅰ・Ⅱを算出しました。本調査では、基準値127万円を下回る世帯を「所得層Ⅰ（貧困層）」、上回る世帯を「所得層Ⅱ」としています。

「所得層Ⅰ」の該当割合は、就学前児童・小学5年生・中学2年生調査の3調査全体では6.3%、ひとり親世帯での「所得層Ⅰ」は41.3%となっています。

■ 貧困世帯基準該当の状況



■ 貧困世帯基準該当の状況（学年別）



■ 貧困世帯基準該当の状況（ひとり親世帯）



※『ひとり親世帯』は保護者票で回答者の婚姻状況を「離婚」「死別」「未婚」と回答した方を対象としています。

※小学5年生、中学2年生の保護者票の所得層及び子ども調査の所得層とひとり親世帯の母数（n値）は、保護者調査票と子ども調査票の紐付けができた人数となっているため、実際の回収数と異なります。紐付けができた実際の件数は、小学5年生調査は284件、中学2年生調査は221件となっています。

資料：生活実態調査結果

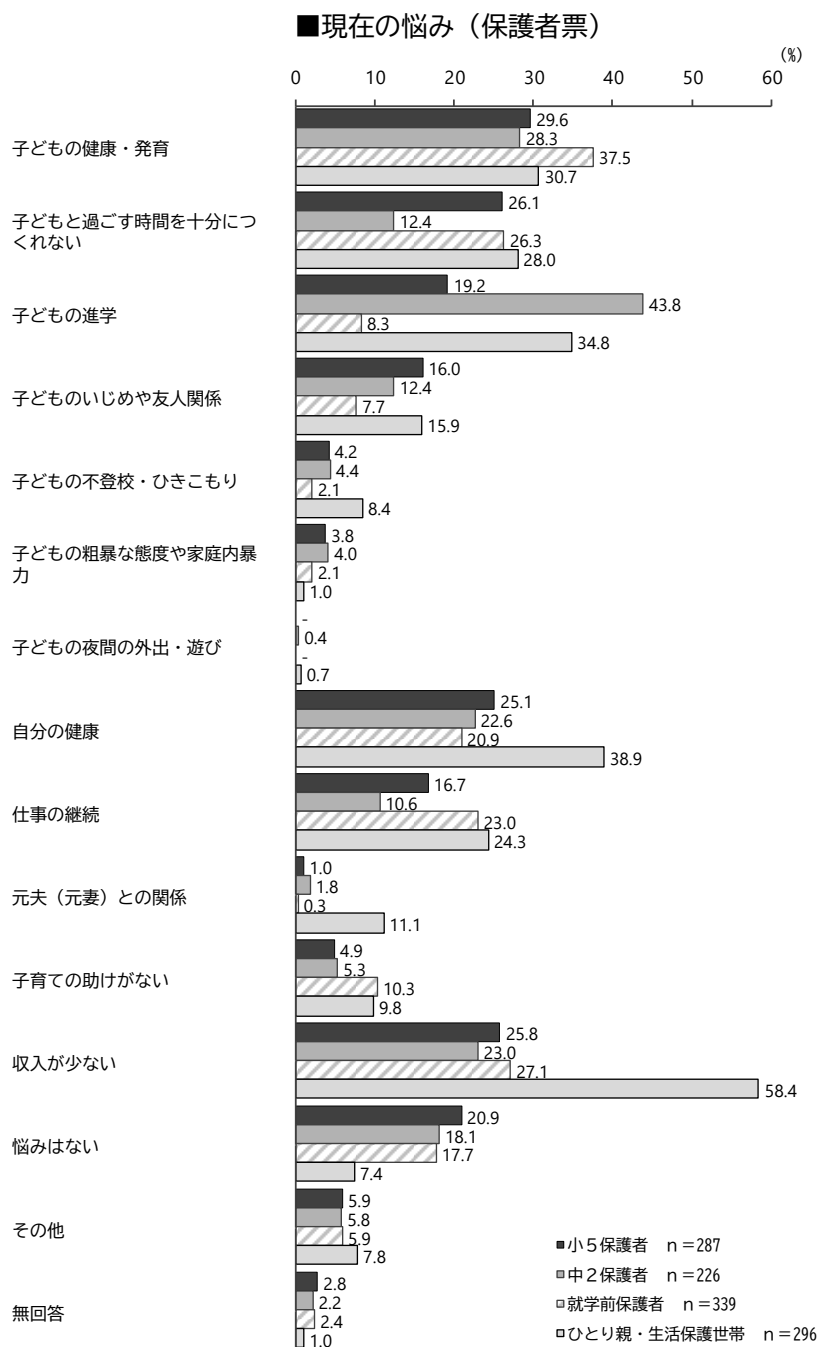
②現在の悩み

現在の悩みについて、小5保護者では、「子どもの健康・発育」が29.6%と最も高く、次いで「子どもと過ごす時間を十分につくれない」(26.1%)、「収入が少ない」(25.8%)となっています。

中2保護者では、「子どもの進学」が43.8%と最も高く、次いで「子どもの健康・発育」(28.3%)、「収入が少ない」(23.0%)となっています。

就学前保護者では、「子どもの健康・発育」が37.5%と最も高く、次いで「収入が少ない」(27.1%)、「子どもと過ごす時間を十分につくれない」(26.3%)となっています。

ひとり親・生活保護世帯では、「収入が少ない」が58.4%と最も高く、次いで「自分の健康」(38.9%)、「子どもの進学」(34.8%)となっています。



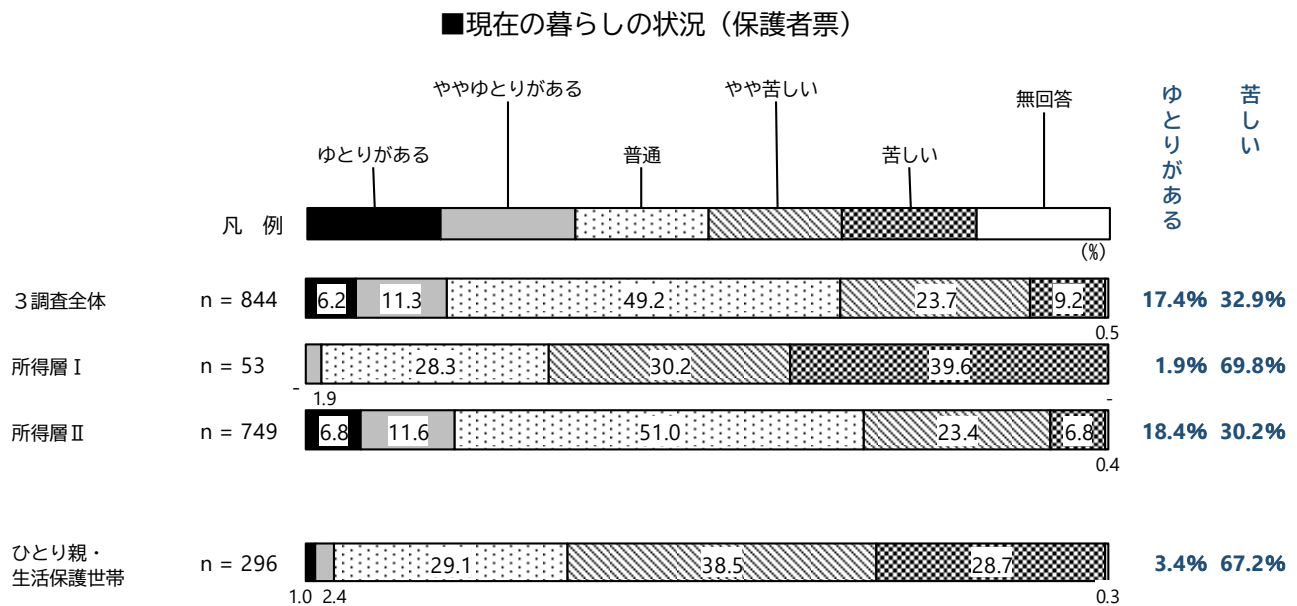
資料：生活実態調査結果

③世帯の経済状況

現在の暮らしの状況をみると、3調査全体では『苦しい』（「やや苦しい」＋「苦しい」）の割合が3割を超えており、ひとり親・生活保護世帯では67.2%となっています。

所得層別にみると、『苦しい』割合は所得層Ⅱの30.2%に対し、所得層Ⅰでは69.8%と39.6ポイント高くなっています。

3調査全体の『苦しい』（32.9%）割合に比べ、ひとり親・生活保護世帯では67.2%と、34.3ポイント高くなっています。



資料：生活実態調査結果

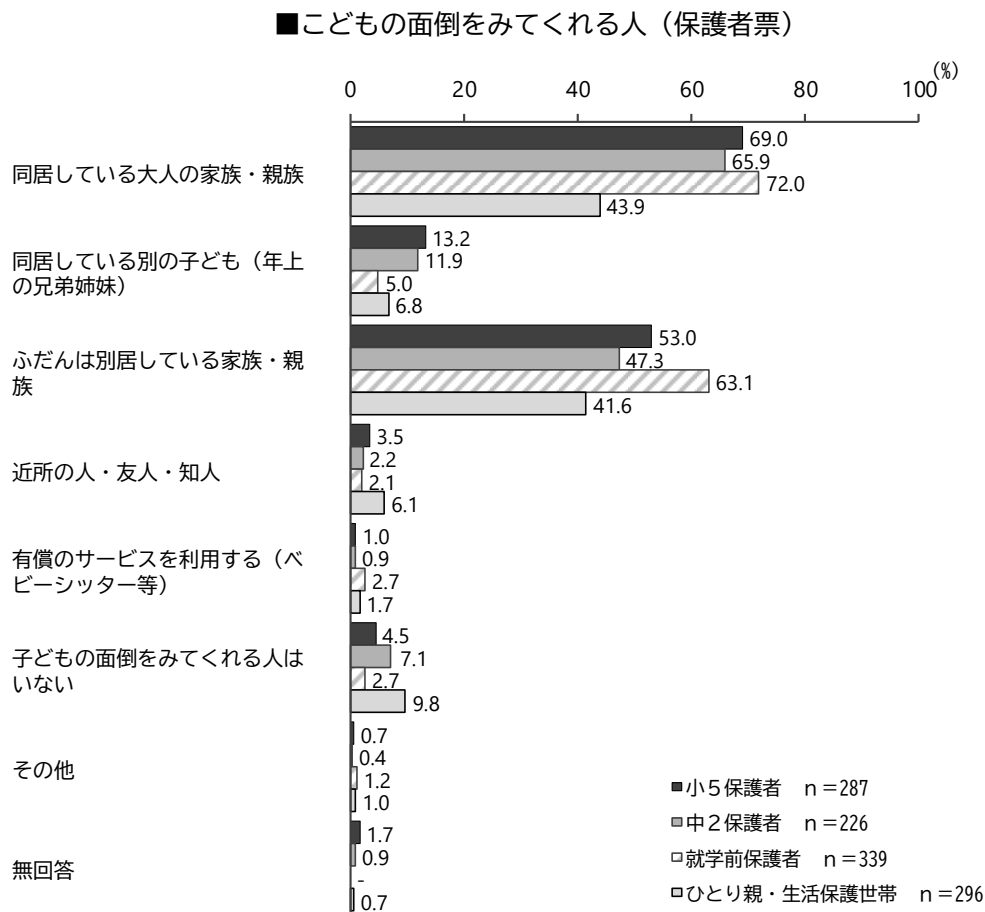
④病気や不在の時に、こどもの面倒をみてくれる人

病気や不在の時に、こどもの面倒をみてくれる人について、小5保護者では、「同居している大人の家族・親族」が69.0%と最も高く、次いで「ふだんは別居している家族・親族」(53.0%)、「同居している別の子ども(年上の兄弟姉妹)」(13.2%)となっています。

中2保護者では、「同居している大人の家族・親族」が65.9%と最も高く、次いで「ふだんは別居している家族・親族」(47.3%)、「同居している別の子ども(年上の兄弟姉妹)」(11.9%)となっています。

就学前保護者では、「同居している大人の家族・親族」が72.0%と最も高く、次いで「ふだんは別居している家族・親族」(63.1%)、「同居している別の子ども(年上の兄弟姉妹)」(5.0%)となっています。

ひとり親・生活保護世帯では、「同居している大人の家族・親族」が43.9%と最も高く、次いで「ふだんは別居している家族・親族」(41.6%)、「子どもの面倒をみてくれる人はいない」(9.8%)となっています。



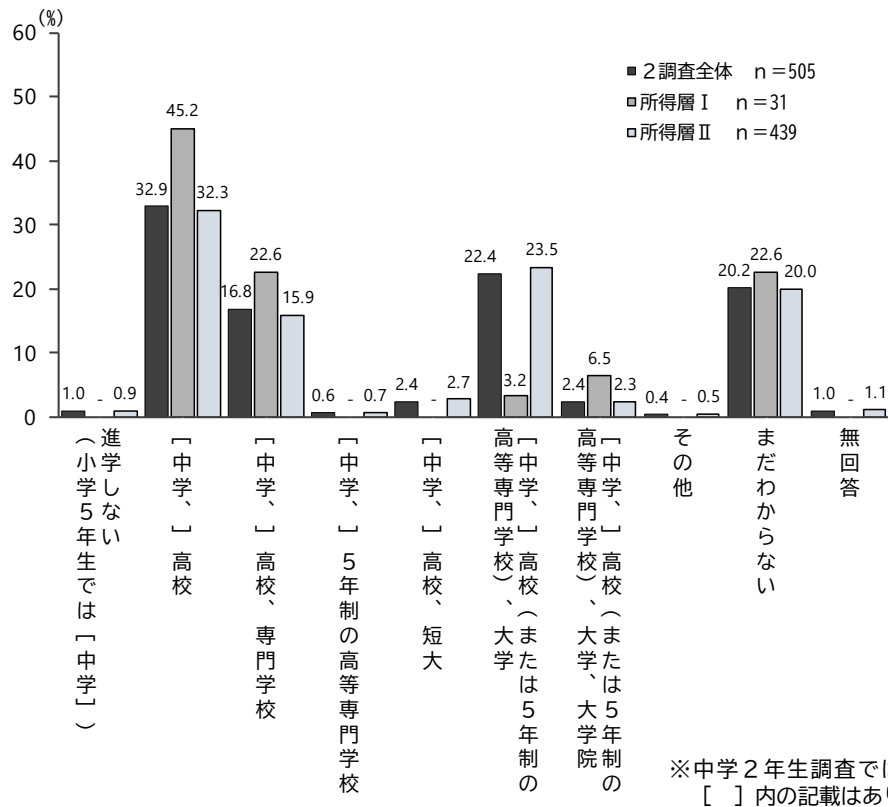
資料：生活実態調査結果



⑤進学したいと思う教育段階

進学したいと思う教育段階について、所得層別にみると、所得層Ⅰでは、「中学、高校」が45.2%と、所得層Ⅱ（32.3%）に比べ、12.9ポイント高くなっており、「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」については、所得層Ⅰが3.2%と、所得層Ⅱ（23.5%）に比べ、20.3ポイント低くなっています。

■進学希望（子ども票）



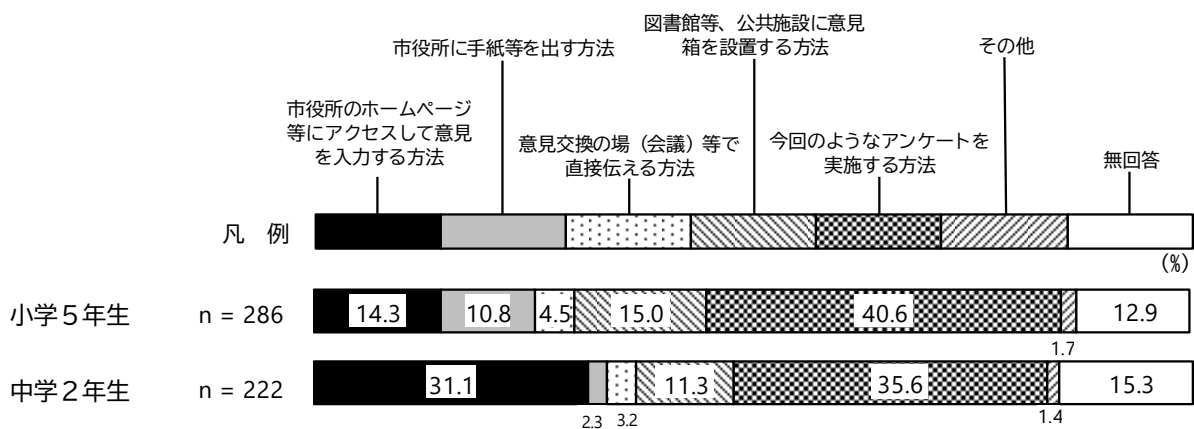
資料：生活実態調査結果

⑥こどもの意見の反映

こどもの意見の反映について、最も良いと思う方法について、小学5年生では、「今回のようなアンケートを実施する方法」が40.6%と最も高く、次いで「図書館等、公共施設に意見箱を設置する方法」(15.0%)、「市役所のホームページ等にアクセスして意見を入力する方法」(14.3%)となっています。

中学2年生では、「今回のようなアンケートを実施する方法」が35.6%と最も高く、次いで「市役所のホームページ等にアクセスして意見を入力する方法」(31.1%)、「図書館等、公共施設に意見箱を設置する方法」(11.3%)となっています。

■こどもの意見の反映について、最も良いと思う方法（子ども票）

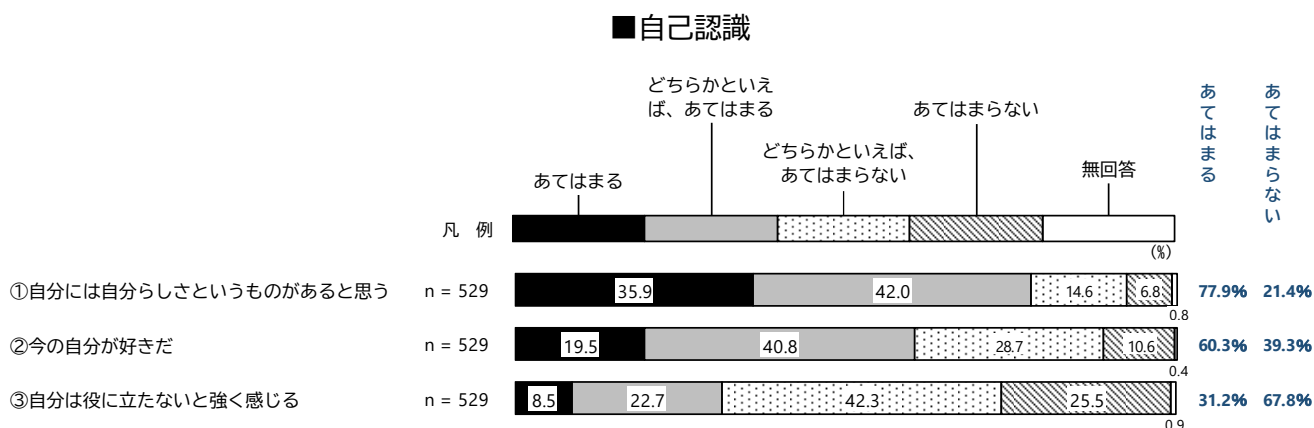


資料：生活実態調査結果

(4) 若者調査

①自己認識

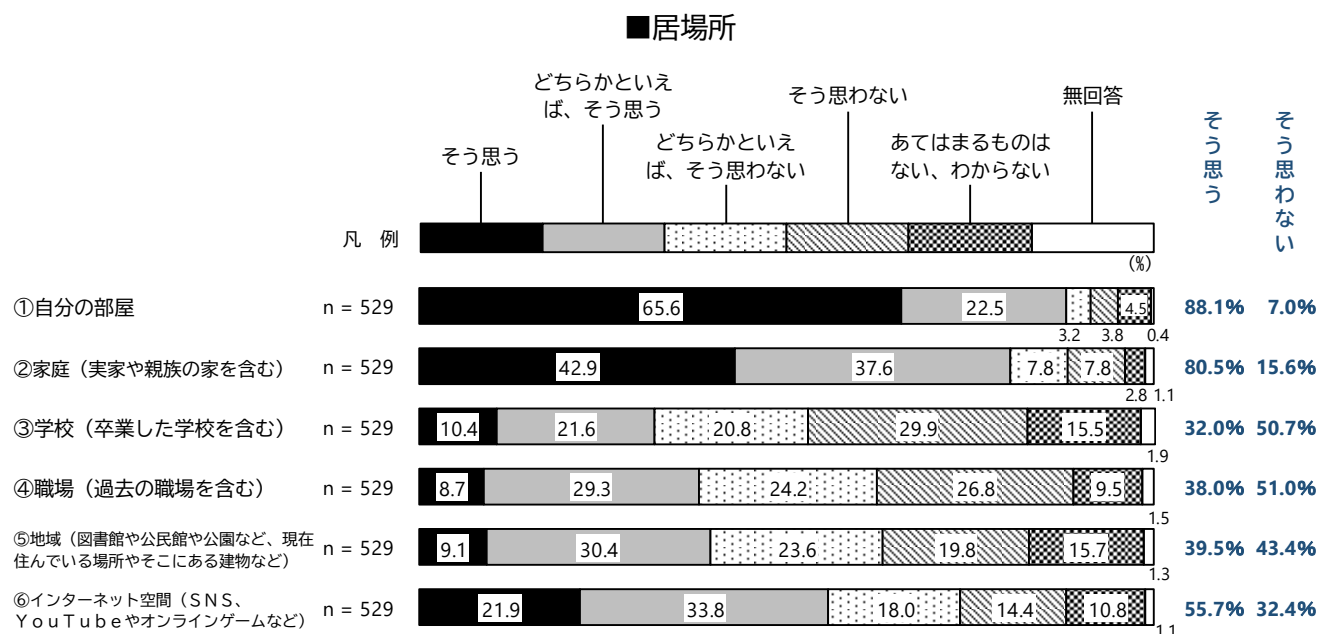
自己認識について、『あてはまる』（「あてはまる」＋「どちらかといえば、あてはまる」）割合は、“①自分には自分らしさというものがあると思う”が77.9%と最も高く、『あてはまらない』（「あてはまらない」＋「どちらかといえば、あてはまらない」）割合は“③自分は役に立たないと強く感じる”が67.8%と最も高くなっています。



資料：若者調査結果

②居場所の有無について

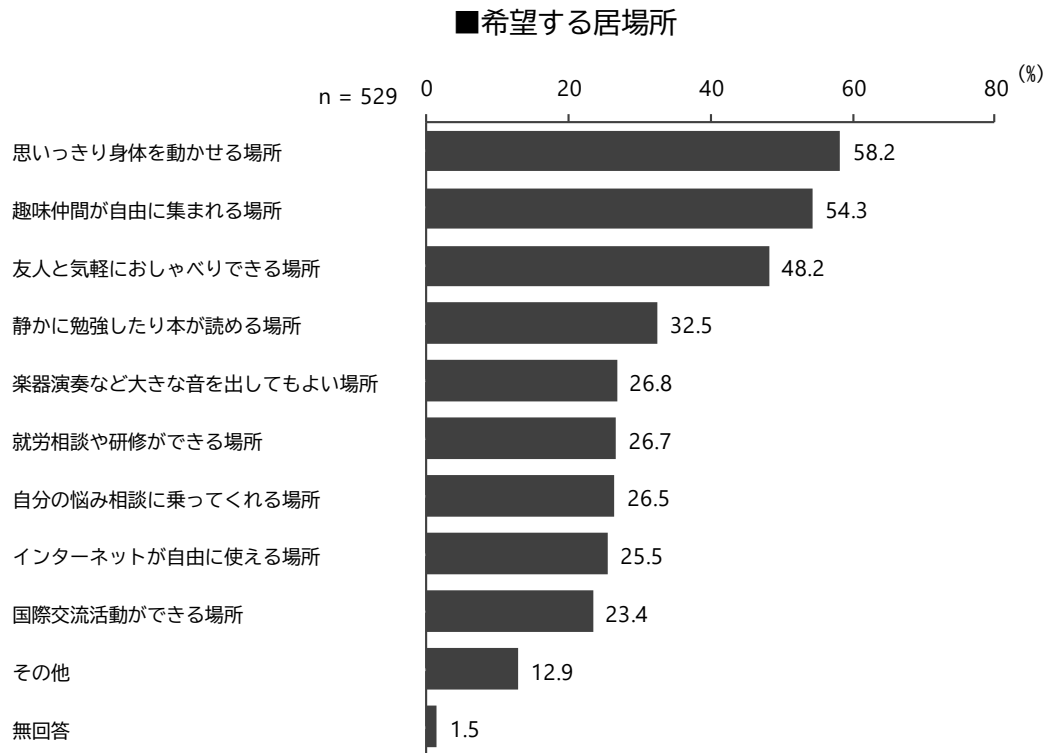
居場所となっている場所について、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）の割合は、“①自分の部屋”が88.1%と最も高く、次いで“②家庭（実家や親戚の家を含む）”（80.5%）、“⑥インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲームなど）”（55.7%）となっています。



資料：若者調査結果

③希望する居場所

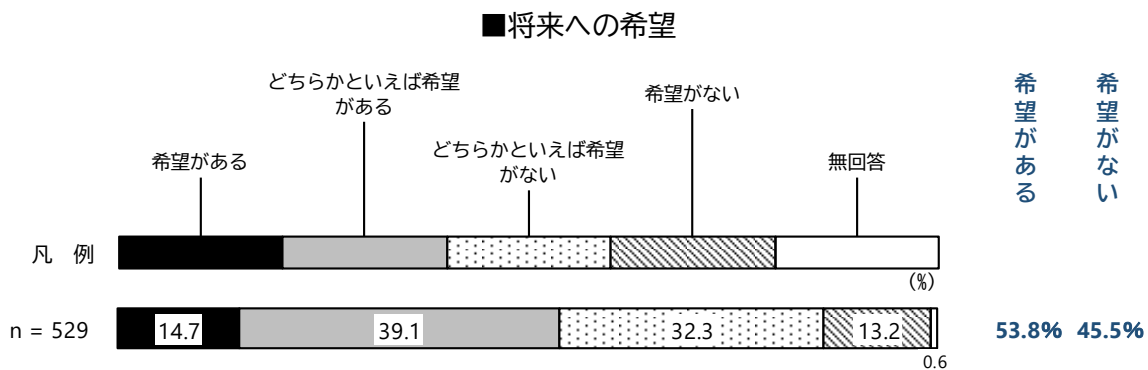
北上市に若者向けのどのような居場所があれば良いかについては、「思いっきり身体を動かせる場所」が 58.2%と最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」(54.3%)、「友人と気軽におしゃべりできる場所」(48.2%)となっています。



資料：若者調査結果

④将来への希望

将来への希望については、『希望がある』(「希望がある」+「どちらかといえば希望がある」) 割合が 53.8%、『希望がない』(「希望がない」+「どちらかといえば希望がない」) 割合が 45.5%となっています。



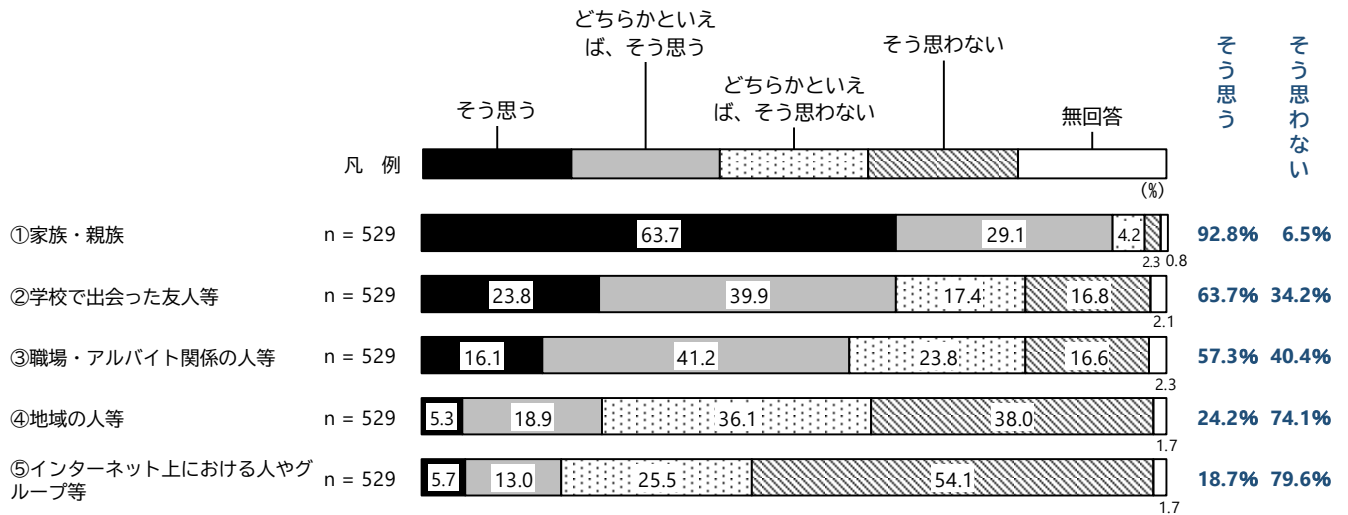
資料：若者調査結果



⑤困ったときに助けてくれる人

困ったときに助けてくれる人の有無について、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）の割合は、“①家族・親族”が92.8%と最も高く、次いで“②学校で出会った友人等”（63.7%）、“③職場・アルバイト関係の人等”（57.3%）となっています。

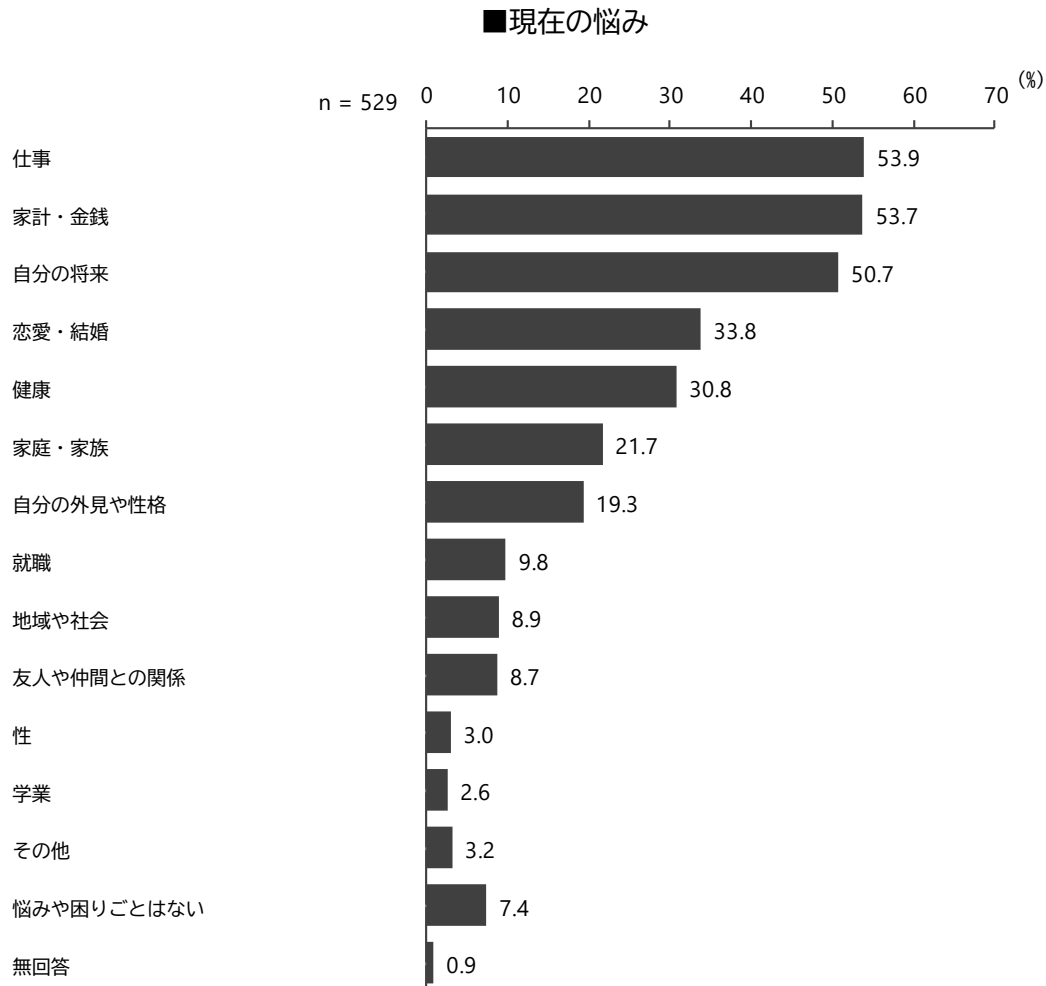
■困ったときに助けてくれる人の有無



資料：若者調査結果

⑥現在の悩み・困りごと

現在の悩み・困りごとについては、「仕事」が53.9%と最も高く、次いで「家計・金銭」(53.7%)、「自分の将来」(50.7%)となっています。

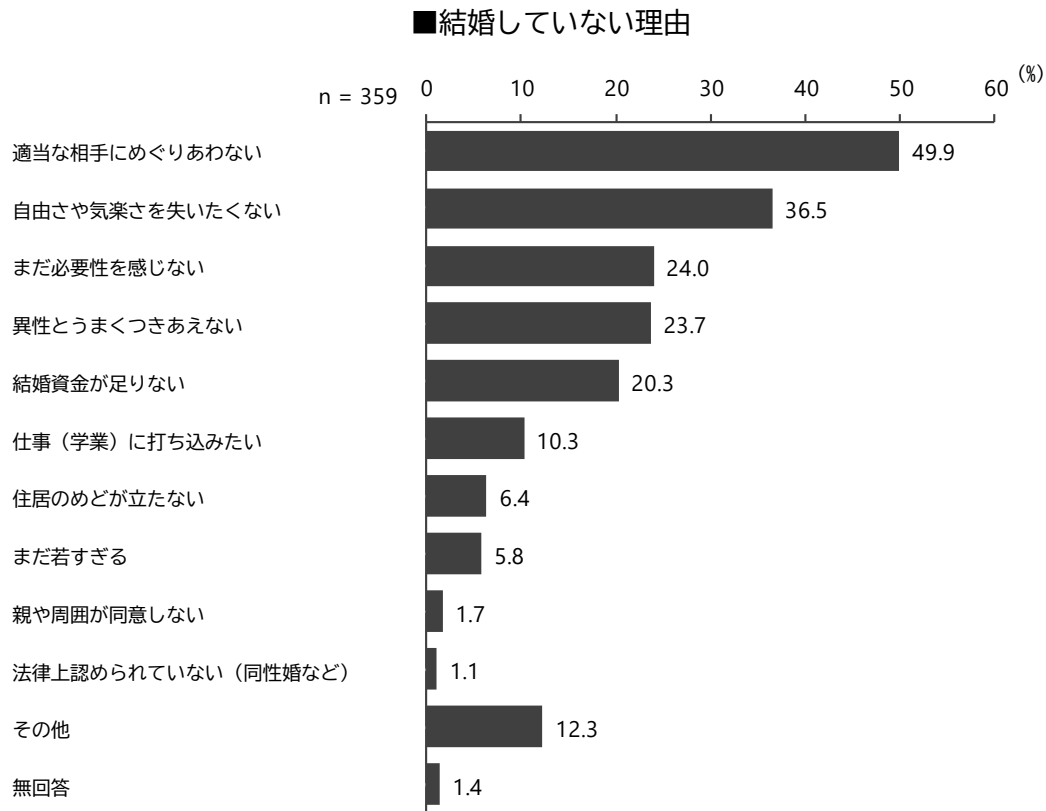


資料：若者調査結果



⑦結婚していない理由

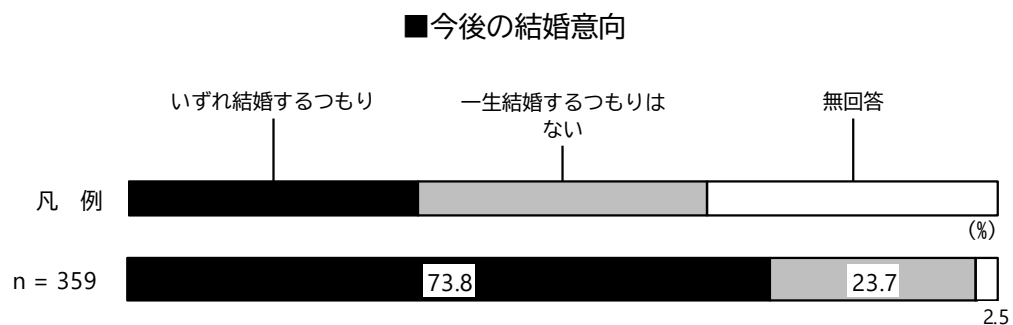
結婚していない方の結婚していない理由については、「適当な相手にめぐりあわない」が49.9%と最も高く、次いで「自由さや気楽さを失いたくない」(36.5%)、「まだ必要性を感じない」(24.0%)となっています。



資料：若者調査結果

⑧今後の結婚意向

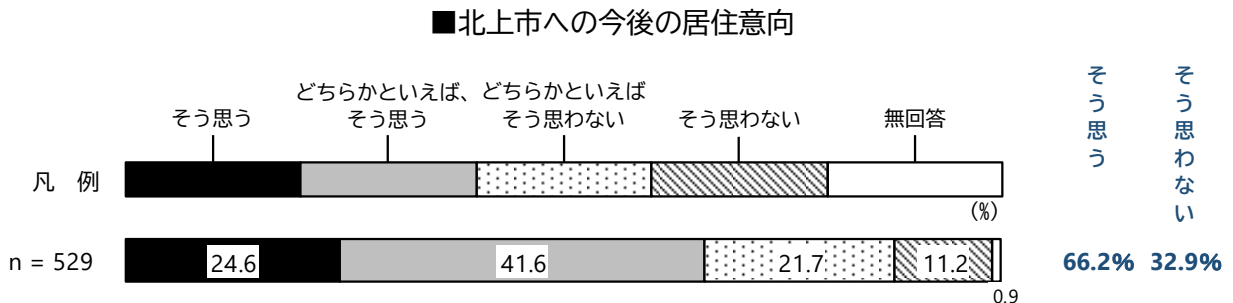
結婚していない方の結婚意向については、「いずれ結婚するつもり」が73.8%、「一生結婚するつもりはない」が23.7%となっています。



資料：若者調査結果

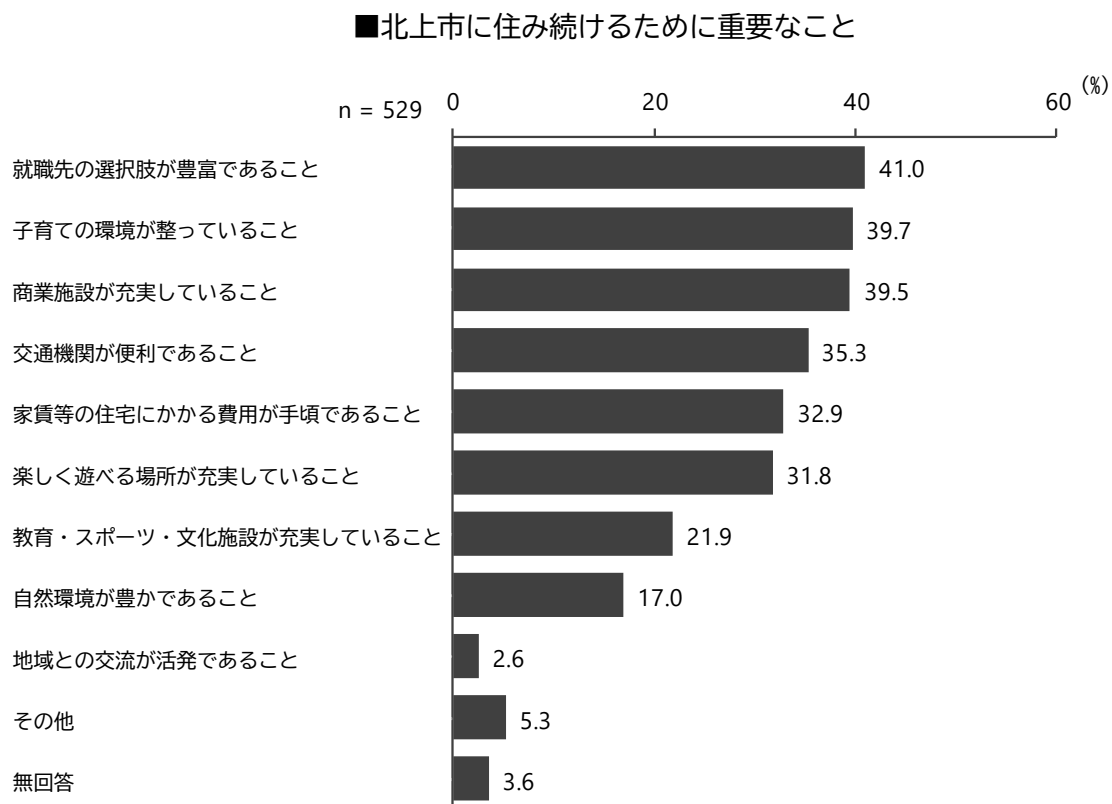
⑨北上市の施策などについて

北上市への今後の居住意向について、「そう思う」は24.6%、「どちらかといえば、そう思う」は41.6%であり、『居住意向がある人』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）は66.2%となっています。



資料：若者調査結果

北上市に住み続けるために重要なことについては、「就職先の選択肢が豊富であること」が41.0%と最も高く、次いで「子育ての環境が整っていること」(39.7%)、「商業施設が充実していること」(39.5%)となっています。



資料：若者調査結果

3 第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の進捗評価

第2期北上市子ども・子育て支援事業計画は、5つの基本目標と84事業により構成され、その事業の進捗状況については、毎年度子ども・子育て会議において点検・評価を行っています。令和5年度までの主な実績と施策の評価は次のとおりです。

(1) 第2期計画の事業実績

進捗状況について

◎：予定通り

○：実施しているが目標まで達しなかった

△：未実施

基本目標1 未就学期から就学期までの切れ目のない支援

基本方向1 教育・保育サービスの充実

No.	事業名	事業内容	指標	計画策定時の値 (H30実績)	最終年次目標 (R6)	令和5年度 実績	進捗 状況
1	認定こども園への移行支援事業	私立幼稚園等が3歳未満児の受け入れを行う認定こども園に移行するための施設改修を行う場合、その費用の一部を補助する。	計画期間中に認定こども園移行する園数	2か所	2か所	3か所 (累計)	◎
2	小規模保育事業	定員19人以下の小規模な保育を行う市が認可した施設に対し、給付を行う。	認可し給付を行っている施設数	18か所	20か所	20か所	◎
3	認可化移行支援事業	認可外保育施設が認可施設へ移行するにあたり必要な施設整備等を行う場合に、費用の一部を補助する。	計画期間中に整備した施設数	-	2か所	0か所	○
4	保育人材確保事業	潜在保育士の職場復帰や、新卒保育士への就職支援をはじめとした、保育人材確保事業を展開する。	実施している保育人材確保事業数	1事業	5事業	4事業	◎
5	幼保小連携事業	幼児教育振興プログラムの実践並びに「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を共有し、小学校への円滑な接続を図る。	実施園数	全園実施	全園実施	全園実施	◎
6	乳児保育事業	産休明けからの職場復帰に対応するため、生後2か月からの保育を行う。	事業実施園数	10か所	16か所	18か所	◎
7	延長保育事業	11時間を超えて開所し、保育を行う。	事業実施園数	20か所	20か所	23か所	◎
8	一時預かり事業	保護者の疾病やリフレッシュのため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う。	実施施設数	1か所	2か所	6か所	◎
9	休日保育事業	日曜、祝日の保育を行う。	事業実施園数	2か所	2か所	0か所	△
10	病児・病後児保育事業	保護者の就労等のため、家庭で保育を受けることができない病児、病気の回復期にある児童及び体調不良児を保育する。	病児保育施設	病後児2か所	病児1か所 病後児1か所 体調不良児1か所	病後児2か所 体調不良児1か所	○

No.	事業名	事業内容	指標	計画策定時の値 (H30実績)	最終年次目標 (R6)	令和5年度 実績	進捗 状況
11	子育て支援短期支援事業	保護者の疾病、出産等により家庭で養育することが困難になった児童を児童福祉施設で一定期間養育保護する。	養育保護	随時 (2名14日間)	随時	対象児童1名 3日間	○
12	幼稚園・保育園等の適正な配置	地域の実情に応じ、幼稚園・保育所の統合による認定こども園化や多様なニーズへの対応及び効率的運営により他の保育サービスを充実させるため、公立施設の民営化に取り組む。	計画期間中に民営化する園数	-	3か所	2園 (累計)	○
13	教育・保育施設整備事業	老朽化した公立施設の改築等により、保育環境を整備する。	計画期間中に改築実施する園数	-	2園	2園 (累計)	◎
14	教育・保育施設環境改善事業	公立施設の保育室へのエアコン設置等環境の改善を図る。	計画期間中に環境改善事業を実施した施設数	エアコン設置： 6園	エアコン設置： 全園 防犯対策の実施：全園	エアコン設置： 全園 防犯カメラの設置：全園	◎
15	保育料軽減事業	保護者の経済的負担を軽減するため、国の基準より一部拡充した保育料軽減や副食費の免除の基準を適用する。	独自軽減事業の実施	実施	実施	実施	◎
16	補足給付事業	幼稚園を利用する際にかかる副食費の補助を行う。	事業実施の有無	未実施	実施	実施	◎
17	就学援助事業	経済的に困難な状況にある児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を支給する。	認定者数	528人	500人	489人	◎

基本方向2 放課後児童健全育成の充実

No.	事業名	事業内容	指標	計画策定時の値 (H30実績)	最終年次目標 (R6)	令和5年度 実績	進捗 状況
18	放課後児童健全育成事業（指定管理）	就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後児童の健全育成を行うとともに、その担い手である父母会等が安定的な運営ができるよう指定管理者制度を導入する。	指定管理導入した小学校区	指定管理導入 小学校区 0学区	指定管理導入 小学校区 9学区	指定管理導入 小学校区 10学区	◎
19	放課後児童クラブ施設整備事業	老朽化が著しい施設や基準を満たしていない施設等の整備を行う。	計画期間中に整備する施設数	3か所	3か所	4か所 (累計)	◎
20	放課後子ども教室事業	地域の方々の参画を得て、放課後や週末におけるこどもたちの安全で安心な居場所を確保し、様々な体験活動や学習活動を行う。	放課後子ども教室の実施回数及び参加したこどもの人数	実施回数 121回 参加人数 3,197人	実施回数 121回 参加人数 3,200人	実施回数 86回 参加人数 2,851人	◎
21	放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員等に対して、資質の向上や特別な配慮を必要とする児童の対応に必要な知識の習得を目的とした研修を行う。		実施回数 2回、 参加クラブ 全クラブ	実施回数 2回以上 参加クラブ 全クラブ	実施回数 2回、 参加クラブ 全クラブ	◎



基本方向3 子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業内容	指標	計画策定時の値 (H30実績)	最終年次目標 (R6)	令和5年度 実績	進捗 状況
22	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動に関して、アドバイザーが連絡・調整を行う。	事業実施の有無	実施	実施	依頼への対応率 100%	◎
23	産後サポート事業	出産直後の母親や乳児を介助する人がいない家庭に家事育児支援を行うサポート会員を派遣する。	事業実施の有無	実施	実施	依頼への対応率 100%	◎
24	地域子育て支援センター事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	支援センター数	4 か所	4 か所	4 か所	◎
25	利用者支援事業	子育て支援コンシェルジュを配置し、教育・保育事業や地域子育て支援事業、母子保健等に関する情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行う。	事業実施箇所数	1 か所	2 か所	2 か所	◎

基本目標2 健やかに産み育てる環境の充実

基本方向1 健康の保持増進のための支援

No.	事業名	事業内容	指標	計画策定時の値 (H30実績)	最終年次目標 (R6)	令和5年度 実績	進捗 状況
26	妊婦一般健康診査	妊娠中の異常を早期に発見し、母体の健康の保持増進を図るために健康診査を行う。	受診票使用率	受診票使用率 79.1%	受診票使用率 85%	79.4%	○
27	妊婦歯科検診	妊娠期の口腔衛生の向上を図るため、歯科検診及び歯のクリーニングを行う。	受診票使用率	受診票使用率 55.4%	受診票使用率 60%	63.4%	◎
28	乳児一般健康診査	子どもの健康状態を把握するとともに、疾病や障がいを早期に発見し、健やかな発育・発達を促進するため個別健康診査を行う。	受診票使用率	受診票使用率 89.6%	受診票使用率 95%	88.9%	○
29	乳幼児集団健康診査	子どもの健康状態を把握するとともに、疾病や障がい等を早期に発見し、健やかな発育・発達を促進するため4か月、10か月、1歳6か月、2歳6か月及び3歳6か月の集団健康診査を行う。	受診率	98.2%	99%	99.0%	◎
30	発達相談事業	発達の遅れや障がいの疑いのある子どもについての療育相談に対応するとともに、療育指導及び保護者の精神的ケアを行う。	開催回数、相談件数	開催回数43回 相談件数112件	開催回数44回 相談件数134件	開催回数40回 相談件数119件	○
31	乳児全戸訪問事業	生後4か月までの児を対象に、子育ての孤立化を防ぐため子育てに関する情報提供等しながら家庭訪問を行う。訪問は地区の民生児童委員に依頼し、子育て家庭と顔の見える関係を築く。	訪問実施率	79.1%	95%	81.9%	○

No.	事業名	事業内容	指標	計画策定時の値 (H30実績)	最終年次目標 (R6)	令和5年度 実績	進捗 状況
32	妊産婦・乳幼児訪問事業	養育を支援することが必要と認められる保護者や出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、保健師等が相談・指導・助言等の支援を行う。	訪問・相談件数	相談2,979件 訪問634件	相談5,000件 訪問1,500件	相談3,666件 訪問1,010件	○
33	育児講座事業	産前教室やふれあいベビー教室、離乳食教室などにより、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりを進めながら楽しく子育てができるよう支援を行う。	開催回数	34回	36回	45回	◎
34	予防接種事業	乳幼児の健康の確保と感染症予防の観点から予防接種事業を行う。	BCG接種率	92.4%	95%	95.0%	◎
35	乳幼児歯科保健事業	乳幼児健診時や両親学級、乳幼児歯科教室において、歯科保健指導及び仕上げ磨きの実技指導等を行う。	3歳6か月児健診でむし歯のない子の割合	78.5%	85%	90.5%	◎

基本方向2 食育の推進

No.	事業名	事業内容	指標	計画策定時の値 (H30実績)	最終年次目標 (R6)	令和5年度 実績	進捗 状況
36	食育講座	発育段階に応じた様々な「食」のテーマで、子どもや保護者に対する啓発活動を行う。	講座実施回数 →公立園食育実践園数	3回	3回 →全園実施	全園実施	◎
37	親と子の料理教室	家庭での食育の実践につなげるとともに食文化の継承、地域交流を図る。	開催割合	93.8%	100%	18.8%	○

基本方向3 小児医療の充実

No.	事業名	事業内容	指標	計画策定時の値 (H30実績)	最終年次目標 (R6)	令和5年度 実績	進捗 状況
38	小児医療体制の情報提供	夜間や休日の小児医療の情報を提供する。	広報等への掲載回数	12回	12回	12回	◎
39	未熟児養育医療費助成	未熟児は疾病にかかりやすく、心身の障がいを残すことも多いことから医療を必要とする未熟児に対し、必要な医療の助成を行う。	件数	給付件数 31件	給付件数 31件	給付件数 66件	◎
40	子ども・妊産婦医療費給付事業	妊娠5か月目から出産した翌月までの妊産婦と、高校3年生までの子どもに、医療費の一部を助成する。	給付件数と給付金額	子ども (0歳～高3) 7,251人/ 54,007件 妊産婦 260人/1,904件	子ども (0歳～高3) 7,251人/ 54,007件 妊産婦 260人/1,904件	子ども (0歳～高3) 8,357人/ 115,229件 妊産婦 155人/1,268件	◎



基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備

基本方向1 安心して外出できる環境の整備

No.	事業名	事業内容	指標	計画策定時の値 (H30実績)	最終年次目標 (R6)	令和5年度 実績	進捗 状況
41	通学路の整備事業	学校・地域からの要望等に基づき、計画的に通学路の整備を行う。	マッチング割合 (整備件数/要望件数)	-	要望への対応率 100%	要望に対応できた割合 100%	◎
42	散歩コースの整備	教育・保育施設、地域からの要望に基づき、歩道等の整備を行う。	計画期間中に安全対策を実施した箇所数	-	20か所	0か所	○
43	赤ちゃんの駅事業	オムツ替えや授乳ができる施設を「きたかみ赤ちゃんの駅ほっぺ」として登録しPRする。	登録施設数	31か所	50か所	33か所	○

基本方向2 地域・企業における子育て支援の推進

No.	事業名	事業内容	指標	計画策定時の値 (H30実績)	最終年次目標 (R6)	令和5年度 実績	進捗 状況
44	男女共同参画講座開催事業	男女共同参画社会と多様性社会の実現に向け、市民への意識啓発を行う。	延べ参加者数 (フォーラム参加者を含む)	156人	150人	490人	◎
45	ワーク・ライフ・バランス啓発事業	ワーク・ライフ・バランスの啓発のためホームページや広報等による情報提供を行う。	啓発活動の実施回数	3回	3回	1回	○
46	女性就労支援事業	結婚や出産を機に退職した女性の再就職等を支援するための講座等を開催する。	事業開催回数	開催回数 5回	開催回数 3回以上	開催回数 2回	◎
47	事業所内保育所設置促進事業	事業者に対して、事業所内保育所の設置を働きかける(地域型保育施設及び企業主導型保育施設を含む。)	事業実施保育所数	7か所	9か所	6か所	○

基本目標4 社会的支援を要する児童・家庭に対するきめ細かな対応

基本方向1 児童虐待防止対策の推進

No.	事業名	事業内容	指標	計画策定時の値 (H30実績)	最終年次目標 (R6)	令和5年度 実績	進捗 状況
48	虐待対応専門員、子ども家庭支援員及び家庭児童相談員による相談・訪問・見守り	虐待対応専門員、子ども家庭支援員及び家庭児童相談員が適切な支援を行う。	支援件数	随時 (新規受付件数 47件)	随時	随時 (新規受付件数 57件)	◎
49	要保護児童対策地域協議会運営事業	児童虐待の早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所、警察、保健医療機関等で構成する要保護児童対策地域協議会を運営する。	会議開催回数	代表者会議 1回 実務者会議 4回 ケース検討会議 28回	代表者会議 1回 実務者会議 4回 ケース検討会議 随時	代表者会議 1回 実務者会議 4回 ケース検討会議 30回	◎

基本方向2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	事業名	事業内容	指標	計画策定時の値 (H30実績)	最終年次目標 (R6)	令和5年度 実績	進捗 状況
50	母子及び父子家庭 自立支援教育訓練 給付金給付事業	ひとり親家庭の父・母が就職するために、雇用保険制度の教育訓練給付を受けている講座を受講する際に、受講にかかる費用の一部を助成する。	支給件数	支給件数 2件	支給件数 2件	支給件数 0件	○
51	母子及び父子家庭 高等職業訓練促進 給付金給付事業	ひとり親家庭の父・母が資格を取得するために、高等職業訓練養成機関で一定期間修行する場合、その間の生活にかかる経済的負担を軽減するため助成を行う。	支給件数	支給件数 2件	支給件数 2件	支給件数 6件	◎
52	児童扶養手当給付 事業	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭の安定と自立の促進を図るため手当の支給を行う。	対象世帯数	対象世帯数 832件	対象世帯数 800件	対象世帯数 810件	◎
53	ひとり親家庭医療 費給付事業	ひとり親家庭の父・母やこどもが適正な医療が受けられるよう、医療費の一部を助成する。	給付件数と給付金額	父母 676人/5,811件 子 834人/6,927件 父母のいない子 2人/1件	父母 676人/5,811件 子 834人/6,927件 父母のいない子 2人/1件	父母 549人/5,705件 子 829人/9,910件 父母のいない子 0人/0件	◎
54	学童保育所使用料 の減免事業	ひとり親家庭の児童が放課後健全育成事業を利用する場合の保育料の一部を減免する	減免対象月	減免対象 延べ1,559月	減免対象 延べ1,559月	減免対象 延べ1,615月	◎

基本方向3 障がいのある児童・家庭への支援

No.	事業名	事業内容	指標	計画策定時の値 (H30実績)	最終年次目標 (R6)	令和5年度 実績	進捗 状況
55	児童発達支援	早期療育を行う必要があると認められた未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	利用者数、事業者数（市内）	月平均 利用者数 103人 事業者数 3か所	月平均 利用者数 126人 事業者数 3か所	月平均 利用者数 94人 事業者数 8か所	◎
56	放課後等デイサービス	学校（小学校～高等学校）に就学しており、放課後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	利用者数、事業者数（市内）	月平均 利用者数 172人 事業者数 6か所	月平均 利用者数 184人 事業者数 6か所	月平均 利用者数 193人 事業者数 12か所	◎
57	保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員等が保育所等を訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行う。	利用者数、事業者数（市内）	月平均 利用者数 1人 事業者数 0か所	月平均 利用者数 2人 事業者数 0か所	月平均 利用者数 4人 事業者数 4か所	◎
58	障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を利用する前に「障害児支援利用計画」を作成するとともに、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。	利用者数、事業者数（市内）	年間 利用者数 284人 事業者数 6か所	年間 利用者数 284人 事業者数 6か所	年間 利用者数 353人 事業者数 7か所	◎

第2章 こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

No.	事業名	事業内容	指標	計画策定時の値 (H30実績)	最終年次目標 (R6)	令和5年度 実績	進捗 状況
59	日中一時支援	日中や放課後等において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行う。	利用者数、事業者数（市内）	年間 利用者数 73人 事業者数 10か所	年間 利用者数 75人 事業者数 10か所	年間 利用者数 61人 事業所数 11か所	○
60	こども療育センター 児童発達支援事業	こども療育センターに通園する親子に対し、親子体操、運動遊び、音楽療法、製作などの活動や、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適用訓練等の療育を提供する。	児童発達支援事業の利用者の満足度（利用者アンケートの設問「総合的な利用満足度はどうですか」で「満足している」と回答した保護者の割合）	85.7%	80%	88.1%	◎
61	こども療育センター 保育園幼稚園等巡回訪問	こども療育センターの療育専門員と職員が申請のあった保育園幼稚園等を訪問し、障がい又は発達の遅れのある児童について発達状況や保育状況の観察及び園の職員とのカンファレンスを行い、保育・療育に必要な知識や技術について指導・助言する。	巡回訪問1回当たりの平均対象児数（対象児延べ人数/訪問回数）	2.8人	3.0人以下	2.8人	◎
62	こども療育センター 訪問療育事業	重度の障がいがあるために外出が困難な児童の家庭を訪問し、療育を行う。	利用申込みに対し対応した割合（対応件数/申込件数）	—	100%	—	○
63	こども療育センター 相談支援事業	心身に障がい又は発達の遅れのある児童及び保護者の療育上の相談（療育相談、発達相談、ことばの相談、運動発達相談、医療相談）を行う。	ことばの相談及び運動発達相談の実施回数	32回	34回	31回	○
64	幼稚園・保育所等での障がい児保育事業	幼稚園・保育所等において、障がい児を積極的に受け入れるとともに、保育士等を追加で配置し、きめ細かな教育・保育を行う。	受入園数	幼稚園：全園 保育所：全園 認定こども園：全園 地域型保育：5か所	幼稚園：全園 保育所：全園 認定こども園：全園 地域型保育：5か所	幼稚園：全園 保育所：全園 認定こども園：全園 地域型保育：5か所	◎
65	教育・就学相談事業	教育・就学に関わる様々な悩みについての相談に応じる。	就学相談件数	44件	50件	52件	◎
66	相談支援ファイル事業	子どもの発達特性や保護者の教育的ニーズに応じた「教育的支援」を乳幼児期から学校卒業まで一貫して行っていくための情報を集めた「相談支援ファイルライト版」を作成し、活用する。	相談支援ファイル数（幼保小中）	504冊	700冊	807冊	◎
67	医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの設置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについて相談支援事業所と協議を行い、設置を促進する。	コーディネーター設置人数	0人	2人	3人	◎

基本目標5 子どもの貧困対策の推進

第2期計画での分類
 拡充：事業対象や規模の拡大、追加するもの
 充実：既存事業の手法の見直し等によりサービスを向上させるもの
 新規：事業の進捗管理により、その効果等を見極めたうえで拡充や充実に向けた体制整備をしていくもの

基本方向1 教育の支援

No.	事業名	事業内容	第2期計画での分類	令和5年度実施状況
68	子どもの学習支援事業	生活に困窮している世帯の子どもが、本人の意思に基づき進学ができるよう、学習ボランティアによる学習会の開催により学力の向上を支援する。また、学習支援員が家庭訪問等により保護者への相談支援を行うとともに高等学校進学者の中退防止支援を行う。	拡充	学習会開催：51回 小中学生の参加人数：延べ340人
69	地域教育力向上放課後子ども教室設置事業	地域住民が放課後等に児童を見守り、体験学習の機会や居場所の提供等を行っている。	充実	地域学校協働本部設置事業にて実施
70	地域学校協働本部設置事業	地域と学校の連携を図り、学校を核とした地域づくりを進めるため、学校が設置する「学校運営協議会」とで、地域学校協働活動（放課後等の学習活動、体験活動など）を実施する。	新規	実施
71	奨学金貸与事業	経済的理由により修学困難な者へ奨学金を貸与し、教育を受ける機会の拡充と人材育成のための支援を行う。	拡充	貸与者：65人 (うち新規：17人) 貸与額合計：23,400千円

基本方向2 生活の支援

No.	事業名	事業内容	第2期計画での分類	令和5年度実施状況
72	子どもの居場所づくり開設等支援補助金	食事の提供と学習支援等を行う子ども居場所の新規開設に要する経費及び既存の子ども食堂が行う学習やレクリエーション等の機能強化に必要な経費に対して補助を行うとともに、開設や運営にあたっての相談にも対応する。	充実	令和3年度をもって事業完了
73	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、関係機関との連携による包括的かつ継続的な相談支援等を実施する。	拡充	相談者数：255人 プラン作成(自立支援計画)件数：37件
74	産前産後サポート事業	妊婦・産婦その家族へ交流を図りながら相談に乗り、家族の負担軽減を図る。	新規	実施
75	子育て世代包括支援センターの設置	既存事業等、妊産婦乳幼児に係る事業が、対象者に対して切れ目のない支援を提供対応しコーディネートする。	新規	設置
76	子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども家庭支援に係る実情把握、情報提供、相談、総合調整。要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務。関係機関との連絡調整。	新規	設置
77	民生委員・児童委員との連携強化	定期的に家庭児童相談員等が各地区民協に参加するなどし、要保護児童等について情報交換を行う。	新規	個別に連携



基本方向3 経済的支援

No.	事業名	事業内容	第2期計画での分類	令和5年度実施状況
78	ひとり親家庭医療費給付事業	配偶者がいない又は配偶者に重度障害がある方で、児童を養育している方とその児童に対し医療費の一部を給付し、心身の健康保持と生活の安定に寄与する。	充実	父母：549人/5,705件 子：829人/9,910件 父母のいない子：0人/0件
79	子ども・妊産婦医療費給付事業	子ども及び妊産婦に医療費の一部を給付し、心身の健康保持と生活の安定に寄与する。	充実	子ども（0歳～高3）： 8,357人/115,229件 妊産婦：155人/1,268件
80	保育料軽減事業	低所得世帯及び多子世帯の副食費については市独自軽減を実施する。	新規	実施
81	学童保育所使用料の減免	生活保護世帯及び就学援助費支給規則に定める準要保護世帯は全額免除する。 母子及び父子世帯は2分の1を減免する。	拡充	順調

基本方向4 保護者の就労の支援

No.	事業名	事業内容	第2期計画での分類	令和5年度実施状況
83	就労支援員設置事業	就労支援員を設置し、生活保護法による被保護者及びひとり親に対し、きめ細かな就労支援を行い、対象者の自立を図る。	拡充	支援対象者：35人 被保護者就労延べ人数：10人
84	北上地域人材確保定着サポート事業	ジョブカフェさくらにおけるカウンセリング等の就労支援	充実	セミナー等開催：34回

(2) 第2期計画の施策の進捗評価（令和5年度末現在）

（基本目標1～4のみ）

施 策	事業数	◎予定通り	○未達成	△未実施
基本目標1 未就学期から就学期までの切れ目のない支援	25	20	4	1
基本方向1 教育・保育サービスの充実	17	12	4	1
基本方向2 放課後児童健全育成の充実	4	4	0	0
基本方向3 子育て支援サービスの充実	4	4	0	0
基本目標2 健やかに産み育てる環境の充実	15	9	6	0
基本方向1 健康の保持増進のための支援	10	5	5	0
基本方向2 食育の推進	2	1	1	0
基本方向3 小児医療の充実	3	3	0	0
基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備	7	3	4	0
基本方向1 安心して外出できる環境の整備	3	1	2	0
基本方向2 地域・企業における子育て支援の推進	4	2	2	0
基本目標4 社会的支援を要する児童・家庭に対するきめ細かな対応	20	16	4	0
基本方向1 児童虐待防止対策の推進	2	2	0	0
基本方向2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	5	4	1	0
基本方向3 障がいのある児童・家庭への支援	13	10	3	0
計 画 全 体	67	48	18	1



4 現状を踏まえた、今後のこども・若者施策への課題

課題1 こども・若者の権利の保障に関すること

【本市の現状】

- ▶高校生ワークショップでは、「こどもの意見が認められない」「こどもが地域社会に対する意見を言う場が少ないと思う」等の意見があり、こども・若者が、自分の意見が十分に聴かれ、社会に何かしらの影響を与える機会が少ないと感じていると考えられます。

【課題の考察】

- ▶こども・若者にとっての最善の利益を図るため、こども・若者自身の声や意見を聞く仕組みづくりを進めていくことが必要です。
- ▶また、こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながることから、こども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する必要があります。

課題2 こども・若者の居場所に関すること

【本市の現状】

- ▶「こども・若者オンライン意見箱」では、「就学前児童向けや小中学生向けの遊び場」、「学習スペース等の居場所」などの場所を求める意見がありました。また、若者調査では、若者向けにあれば良い場所として「思いっきり身体を動かせる場所」が最も高い割合となっています。
- ▶また、ニーズ調査では、小学生保護者の「放課後児童クラブ」の利用希望が前回調査から増加傾向にあり、今後も一定のニーズが見込まれています。

【課題の考察】

- ▶こども・若者の居場所に対する支援の内容について今後整理するとともに、こどもの希望を踏まえながら、こどもが安心できる居場所、気軽に相談できる場所づくりを検討していくことが必要です。
- ▶また、「放課後児童クラブ」には今後も一定のニーズが見込まれる中で、保護者のニーズを反映した、よりよい事業内容への改善も進めていく必要があります。

課題3 安心して出産・子育てできる環境の整備に関すること

【本市の現状】

- ▶本市の15歳未満の世帯員がいる核家族世帯の割合は年々増加しており、県より高い傾向にあります。また、ニーズ調査では、1割程度の保護者が、「子育てをする上で気軽に相談できる相手（場所）がない（ない）」と回答しています。
- ▶第2期計画の事業評価では、子育て環境に関する事業の中で、「妊婦一般健康診査」や「赤ちゃんの駅事業」等の目標が未達成となっています。

【課題の考察】

- ▶核家族化が進行していく中で、子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、地域の身近な場を通じた支援の充実や、安心できる育児環境への体制の充実など、引き続き、各家庭の生活状況やニーズに沿った子育て支援が必要です。本市では、保育士や専門職などの人員体制の確保も課題であり、「休日保育事業」が未実施となっています。
- ▶安心してこどもを生み育てるためには、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、妊娠及び出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、相談体制の充実が必要です。

課題4 仕事と子育てを両立できる環境づくりに関すること

【本市の現状】

- ▶ ニーズ調査では、就労している母親は前回調査から増加傾向にあり、短時間就労の増加など、働き方が変化してきています。また、育児休業を取得している割合は母親・父親ともに増加していますが、未だ父親の8割は育児休業を取得していない状況です。

【課題の考察】

- ▶ 仕事と子育てを両立するための多様な教育・保育事業の提供体制の確保や、労働環境の整備等、関係機関と連携した子育てしやすい就労環境づくり、市民や事業所への啓発活動の強化、育児休業や産休取得後のスムーズな職場復帰支援などの取組が必要と考えられます。

課題5 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関すること

【本市の現状】

- ▶ 生活実態調査の分析結果を踏まえ、経済的な理由が日々の生活やこどもの進学先等に影響を与えているとみられます。また、ひとり親世帯は約4割が「所得層Ⅰ」と、経済的に厳しい状況であり、「(病気時等に) こどもの面倒をみてくれる人がいない」の回答割合も高くなっていることから、経済的困窮や社会的孤立に陥っている状況が考えられます。

【課題の考察】

- ▶ 経済的に困窮している家庭が安定した生活を送るための支援を充実させるため、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、社会福祉協議会の生活困窮者自立支援事業等、適切な支援制度への利用に結び付けるための取組が必要です。
- ▶ 親の不安解消や時間的な余裕が、安定した子育てにつながることから、妊娠・出産期から気軽に相談できる相談支援体制の充実や、自立した生活のための支援など、生活の安定に資するための環境の充実が必要です。

課題6 若者への支援に関すること

【本市の現状】

- ▶ 若者調査では、北上市に住み続けるために重要なことについて、就職先の選択肢が豊富であることやライフ・ワーク・バランスが重要視されています。また、出会いの機会・場の創出支援も求められています。
- ▶ 高校生調査では、将来の北上市への居留意向が51.3%と若者調査に比べ低くなっています。

【課題の考察】

- ▶ 若い世代の希望するライフコースや、結婚や子育てに関する意識が変化している可能性を踏まえ、若者のライフプラン形成支援や婚活相談、出会いの機会づくり等の支援の検討が必要と考えられます。
- ▶ 悩みや不安を抱えている若者も多いと思われることから、若者やその家族に対する相談体制の充実を図るとともに、相談先や支援がわからないという事態に陥らないよう、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知することも求められています。
- ▶ また、高校生等の若者を含めた多くの人々から選ばれる魅力ある都市を形成するために、様々な主体が市への愛着や誇りを持ち、統一感のある情報を市内外へ発信する必要があります。

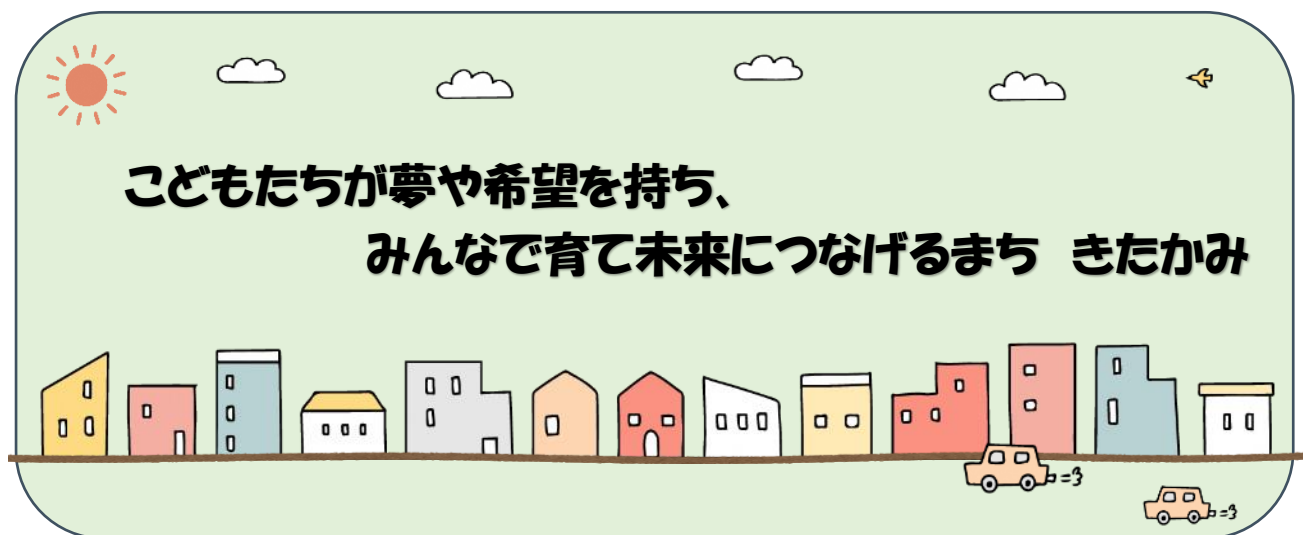


第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

令和3年に策定された「北上市総合計画」の基本構想では、まちづくりの将来像を「“うきうき” “わくわく” するまち北上」と掲げ、4つの基本目標を設定し、このまちをさらにより良いまちにして未来へつなぐため、市民一人ひとりの豊かなくらしを追求し、市民が「“うきうき” “わくわく”」するまちの実現を目指しています。

北上市こども計画では、「北上市総合計画」の基本方針「1 未来に輝く人づくり」「2 未来を創る人づくり」や、「第2期北上市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を踏まえ、次のとおり基本理念を定めます。



本市の子育て支援施策は、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう様々な施策を展開してきました。

また、第2期計画では、第1期計画や「北上市次世代育成支援対策地域行動計画」の取組を踏まえ、全てのこども・若者が健やかに成長できるよう、子育て家庭へのきめ細やかな支援の充実を図るとともに、行政や親の都合だけではないこども・若者を基点に考えた幼児教育・保育及び子育ての質の確保を重視した、切れ目ない子育て支援施策・若者施策の推進を目指してきました。

本計画の策定にあたっては、第2期計画の基本理念を基盤とし、全てのこども・若者の誰もが活躍できる環境づくりのため、社会全体で結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、ライフステージに応じた切れ目ない支援により、誰もがこどもを健やかに育みやすく、こどもが幸せに育つことができる“未来に輝く、未来を創る人づくり”の実現を目指します。

2 計画の基本的な視点

基本理念の実現に向けて施策を総合的に推進していくため、基本的視点を次のとおりとします。

《基本的視点》

○こども・若者一人ひとりの権利を尊重し、最善の利益を図る

こども・若者を、多様な人格を持った一人の人間として尊重し、こども・若者が、保護者や社会の支えを受け、必要な情報や正しい知識を学びながら、自己選択・自己決定・自己実現ができるよう、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ります。

また、全てのこどもが、成育環境、家庭環境等によって差別的扱いを受けることがないよう、こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進します。

○こども・若者の社会参画を促進し、こども・若者の目線や意見を反映する

こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。こども・若者と対等な目線で、対話しながら、こども・若者とともに社会課題を解決していき、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、主体的に社会の形成に参画する意識を醸成します。

また、困難な状況に置かれたこども・若者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者についても十分な配慮を行います。

○こども・若者の健やかな成長・自立に向け、切れ目のない支援を行う

それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支えられるよう支援します。

こども・若者や子育て当事者をめぐる課題は深刻化・複合化しているため、家庭、学校・園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が相互に協力しつつ、関係機関や団体が一体となって、こども・若者や子育て当事者を支えていける環境づくりに取り組みます。



○多様な状況にあるこども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援し、良好な成育環境を確保する

貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全てのこども施策の基盤となります。

こども・若者が必要な支援が受けられる環境を充実させ、ひとり親家庭など困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その様々な課題や個別のニーズに応じたきめ細かい支援や合理的配慮を行い、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組みます。

また、幼児教育や保育に携わる教職員、児童相談所の職員やボランティアなど、こども・若者や子育ての支援に携わる関係者が、こどもの権利を理解し、こどもの声に耳を傾けられるゆとりを持ち、自身も喜びや幸せ、充実を感じられるよう、職場環境や活動環境等の改善に取り組むとともに、多様な人材の確保・養成、専門性や質の向上、メンタルケアなどを充実させます。

○若者の生活基盤の安定と、結婚・子育てに関する希望の実現を図る

青年期は、心理的、社会的に発達しながら、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々な挑戦や選択を行う時期でもあり、若者が、自分の希望や適性に合った選択をし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要です。

その上で、若者が、自らの主体的な選択によって、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく環境づくりに取り組みます。

こども・若者が将来の夢や希望を持って成長しながら、社会における自己を確立することができるよう、個性や主体性を発揮して自主的に自立した活動ができる環境づくりや愛着を持てる地域づくり、こどもを非行や事故から守る環境づくり、若者が活躍できる環境づくりを進めます。

○家庭、関係機関、行政等が連携・協働し、地域社会全てでこども・子育てを支援する

地域社会、企業や各関係機関、行政等、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援し、社会全体でこどもに関わることで、安心してこどもを産み育てることができ、こどもを含む全ての人が、性別・年齢・障がいの有無に関わらず、健やかに生活できる社会環境づくりを推進します。

特に、子育て当事者にとっては、子育てしづらい社会環境や、根強い固定的な性別役割分担意識等を背景とした仕事と子育てを両立しにくい職場環境があり、子育ての経済的・精神的負担感が存在しています。「子育て世代に選ばれる北上市」を目指して、子育て世代にとって理想的な環境を提供して定住促進を図り、“未来に輝く人づくり”につなげていきます。また、若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保し、若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境づくりなど、若者支援施策を推進し、“未来を創る人づくり”につなげていきます。

3 計画の基本目標

基本理念を実現するための基本的視点から、次の基本目標により施策の推進を図っていきます。

基本目標1 こども・若者が夢や希望を持てるまち

こども・若者や子育て当事者に対する支援を、特定の年齢で途切れさせず、こども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続けていき、大人になるまで社会全体で支え、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

《基本目標1に繋がる施策の方向性》

- ・「こどもの権利」の普及・啓発と意見聴取の機会創出
- ・多様な体験・触れ合いの機会づくり
- ・こどもの貧困対策の充実
- ・障がい児等への支援の充実
- ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進
- ・こども・若者の心の健康づくり等の推進

基本目標2 こども・若者が成長・活躍できるまち

こどもが大人になるまでのそれぞれのライフステージには特有の課題があります。それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえて施策を進めていきます。

《基本目標2に繋がる具体的施策》

- ・こどもや妊産婦の健康の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ・教育環境の充実
- ・こどもたちが安心して過ごせる多様な居場所の提供
- ・こどもたちの心と体の健全な成長のための支援
- ・就労支援、雇用等の経済的基盤の安定のための取組
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

基本目標3 子育て世帯が安心して暮らせるまち

こども・若者の健やかな成長のため、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えることができるよう、支援施策を行っていきます。

《基本目標3に繋がる施策の方向性》

- ・経済的負担の軽減
- ・地域子育て支援、家庭教育支援
- ・ライフ・ワーク・バランスの推進
- ・ひとり親家庭への支援

4 施策の体系

計画の基本理念

こどもたちが夢や希望を持ち、みんなで育て未来につなげるまち きたかみ

計画の基本的な視点

- 1 こども・若者一人ひとりの権利を尊重し、最善の利益を図る
- 2 こども・若者の社会参画を促進し、こども・若者の目線や意見を反映する
- 3 こども・若者の健やかな成長・自立に向け、切れ目のない支援を行う
- 4 多様な状況にあるこども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援し、良好な成育環境を確保する
- 5 若者の生活基盤の安定と、結婚・子育てに関する希望の実現を図る
- 6 家庭、関係機関、行政等が連携・協働し、地域社会全てでこども・子育てを支援する

基本目標1 こども・若者が夢や希望を持てるまち（ライフステージを通じた重要事項）

【 施策の方向性 】

【 具体的施策 】

- | | |
|--|--|
| 1 「こどもの権利」の普及・啓発と意見聴取の機会創出
(関連：重点施策1) | こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 |
| 2 多様な体験・触れ合いの機会づくり
(関連：重点施策2) | ① 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
② こどもが暮らしやすい環境づくり
③ こども・若者が活躍できる機会づくり
④ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消 |
| 3 こどもの貧困対策の充実 | 様々な視点に応じた貧困対策 |
| 4 障がい等のあるこども・若者への支援の充実 | ① 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
② 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 |
| 5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 | ① 児童虐待防止対策等の更なる強化
② 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
③ ヤングケアラーへの支援 |
| 6 こども・若者の心の健康づくり等の推進 | ① こども・若者の自殺対策
② 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
③ デジタル社会におけるこども・若者への支援 |

基本目標2 こども・若者が成長・活躍できるまち（ライフステージ別の重要事項）

【 施策の方向性 】

【 具体的施策 】

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 1 こどもの誕生前から幼児期までに対する支援
(関連：重点施策3) | ① こどもや妊産婦の健康確保
② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 |
| 2 学童期・思春期に対する支援
(関連：重点施策2) | ① 教育環境の充実
② こどもたちが安心して過ごせる多様な居場所の提供
③ こどもたちの心と体の健全な成長のための支援 |
| 3 青年期・ポスト青年期に対する支援 | ① 就労支援、雇用等の経済的基盤の安定のための取組
② 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
③ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 |

基本目標3 子育て世帯が安心して暮らせるまち（子育て当事者への支援に関する重要事項）

【 施策の方向性 】

【 具体的施策 】

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| 1 経済的負担の軽減 | 子育て世帯の経済的負担の軽減 |
| 2 子育て、家庭教育への支援
(関連：重点施策3) | 地域における子育て支援、家庭教育支援 |
| 3 ライフ・ワーク・バランスの推進 | ライフ・ワーク・バランスに関する周知啓発 |
| 4 ひとり親家庭への支援 | ひとり親家庭への経済的支援と情報提供 |

子どもの権利条約の4つの原則

1 差別のないこと

2 子どもにとって最もよいこと

3 命を守られ成長できること

4 意見を表明し考慮されること

第4章 重点施策

本市では、「こどもたちが夢や希望を持ち、みんなで育て未来につなげるまち きたかみ」を推進するために、下記を重点施策とし、取組を進めていきます。

重点施策 1 こどもの権利の尊重

「こども大綱」においても示されているように、こどもや若者の視点に立ち、こどもや若者にとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会の実現に向けて取組を進めていくことが重要となっています。

本市においては、高校生を対象としたワークショップにおいて、地域社会へのこどもの意見の反映に関する満足度は3割台であり、こども・若者にとって、自分の意見が十分に聴かれ、社会に何かしらの影響を与える機会が少ない状況です。また、市民ワークショップにおいても「こどもまんなか社会」の実現のために必要なこととして、こどもへの意見聴取・広報・説明が必要であるという意見は多くみられました。

今後は、こどもや若者が自分自身の思いや考えを自ら発信できる環境をつくるとともに、その思いや考えを受け止め、支えることが大切であるという考え方を全ての市民に広めていくことが求められます。今回の計画策定においても、社会全体がこどもや若者の自己実現を後押しし、こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の権利や最善の利益が考慮されるよう取り組むことを最重要事項の一つであると考え、本計画の推進を図ります。

重点施策 2 多様な居場所づくり

孤独や孤立への不安、児童虐待、貧困、長期欠席、いじめ、ひきこもりなど、こどもを取り巻く課題が複雑かつ複合化する中、2023(令和5)年12月に国が発出した「こどもの居場所づくりに関する指針」では、自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、人が生きていく上でも不可欠な要素であると示されています。

本市におけるニーズ調査結果では、放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」に関する小学生保護者の利用希望は、小学校低学年の時期の利用で49.7%、高学年の時期の利用で32.3%と、前回調査時より増加傾向となっています。フルタイム・パート等で就労している母親は増加傾向で(前回:73.5%、今回:80.2%)、特に就学前児童の母親の就労割合について増加傾向がみられ、児童クラブの利用ニーズも比例して高い水準で推移していると考えられます。今後の児童数は減少傾向となることが見込まれることから、将来的な需要動向を見据えながら、確保すべき必要な受入枠を検討していきます。

こどもの居場所については、放課後児童クラブに限らず、中学生や高校生世代など、全てのこどもの居場所づくり等について、今後検討を深めていくことが重要です。多様な居場所づくりにあたっては、行政のみで推進するものではなく、行政・学校・家庭・地域等が連携・協働し、社会全体で推進する必要があることを踏まえ、重点施策として設定します。

重点施策 3 孤立を防ぐための子育て世帯へのサポート

本市における統計データをみると、以下の状況となっています。

- ・本市の年齢階級別の人口移動をみると、15～19 歳→20～24 歳での転出が多くみられるが、20～24 歳→25～29 歳、25～29 歳→30～34 歳については男女ともに転入超過となっている（近隣他市では進学時期の流出が就職時期の流入を大きく上回っている）
- ・世帯の所得分布は、全国や岩手県と比較して 100 万円未満～200 万円の割合が低く、400 万円～1000 万円未満の割合が高い状況にある
- ・核家族世帯の割合をみると、15 歳未満の世帯員がいる核家族世帯の割合は 2020(令和2)年で 75.1%であり、県全体や県内他市町村より高い傾向にある

上記の特徴については、本市が多くの企業を誘致しており、市外出身者を含めた、多くの人たちの雇用の場となっていることが要因になっていると考えられます。

一方、ニーズ調査結果によると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力者が「いずれもない」と回答した、孤立した子育て環境にいる就学前児童の保護者は 16.0%であり、前回調査時から増加傾向にあります。

北上市で生まれ育っている方も、転入等によって北上市に移り住んだ方も、ひとしく子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、個々のニーズに対応した子育て支援の手を差し伸べるとともに、積極的な情報発信（子育て世代向け北上市公式LINE等）や教育・保育施設等との連携により、子育て支援事業の周知徹底・普及を図り、気軽に相談できる（相談しやすい）体制について充実を図ることにより、北上市が「子育てしやすいまち」として定住してもらえるようにすることが本市の子ども子育て施策において重要な目線であると捉え、重点施策として設定します。

第5章 基本的施策の展開

基本目標1 こども・若者が夢や希望を持てるまち (ライフステージを通じた重要事項)

施策の方向性1 「こどもの権利」の普及・啓発と意見聴取の機会創出

○成果指標

No.	指標		現況値 2024年 (令和6)	達成目標 2029年 (令和11)	指標の引用元
1	自分の将来について明るい希望を持っているこども・若者の割合	高校生	88.3%	90.0%	R6北上市若者調査
		20～39歳	53.8%	60.0%	R6北上市高校生調査
2	地縁的な活動（自治会、婦人会、青年団、子ども会など）に参加している若者の割合	16歳～19歳	16.2%	17.5%	R6北上市 市民意識調査
		20歳代	14.8%	15.5%	
		30歳代	26.2%	27.0%	

背景

『こども基本法』や『子どもの権利条約』が示しているように、全てのこども・若者は生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った自立した個人として、自分に関することを選択・決定・実現していく権利を持っています。

また、こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することは、社会への影響力を発揮することにつながるため、家庭や学校、地域など、日常的なあらゆる場面において、こども・若者の意見表明・社会参画は保障されなければなりません。

全てのこども・若者が社会の一員として、その権利が保障される中で、心豊かに成長できるよう配慮される社会形成のためには、こどもから大人まで「こどもの権利」についての理解を深めていくとともに、意見を表明しやすい環境づくりを行う必要があります。

具体的施策

施策 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども・若者の権利については、当事者であるこども、またこどもを守るべき大人や社会にも、十分に認知されているとは言えないことから、全てのこども・若者が希望を持って健やかに育つことができるよう、こども・若者自身や周りの大人に対して、「こどもの権利」に関して理解促進や人権教育を推進し、権利について共有を図ります。

また、こども・若者にとって、自分の意見が十分に聴かれ、社会に何かしらの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。本市では高校生なども参加する「きたかみ未来創造会議」を開催していますが、今後は高校生未満のこどもの意見も積極的に聴きながら考慮していくとともに、こども・若者の意見形成・表明に関する支援を行います。

施策の方向性2 多様な体験・触れ合いの機会づくり

○成果指標

No.	指標	現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
3	地域に子どもや若者の遊びや体験活動の機会が十分にあると思う若者の割合	24.4%	30.0%	R6 北上市若者調査
4	「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくり」の満足度	57.1%	65.0%	R6 北上市 市民意識調査

背景

遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点であるため、そうした場の提供や国内外を問わず、異なる文化や多様な価値観に触れられる環境づくりが求められています。

本市の「ニーズ調査」によると、就学前児童の保護者と小学生の保護者のいずれにおいても、『子育て環境や支援に関する自由意見』では、こどもの遊び場不足の解消や公園等の環境整備を望む「遊び場の充実や地域の環境に関して」の意見が多くありました。また、「若者調査」によると、『希望する居場所』として、「思いっきり身体を動かせる場所」や「趣味仲間が自由に集まれる場所」、「友人と気軽におしゃべりできる場所」などの場所を望む声が多く挙げられていました。

こどもが自分で課題を見つけ自ら学ぶ力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康な体を育んでいくことができるよう、教育・学習機会の創出に取り組み、こども・若者の夢や希望の発見・実現を後押しする必要があります。

また、本市の「北上市市民意識調査」によると、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識に反対する人の割合は平成 30 年度の 72.6%から令和 6 年度には 79.0%に増加するなど、固定的な役割分担意識は解消が進みつつあります。今後も、性別にかかわらずそれぞれのこども・若者の可能性を広げていくための教育・学習等の一層の充実を図る必要があります。



具体的施策

施策① 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

多様な「遊び」や「体験」は、こども・若者の生涯にわたるウェルビーイング向上の土台を作るものです。自然体験、文化芸術活動、スポーツ体験など、学校や地域で多様な学びと交流の機会を提供し、こどもが自分の興味や関心を広げられる環境を整えます。また、健全な生活習慣を身につけることも重要であり、食育、運動習慣の定着、十分な休息の確保など、こどもの心身の健康づくりのための取組を推進します。

施策② こどもが暮らしやすい環境づくり

こどもや子育て世代が安全・安心に、かつ快適に日常生活を送るためには、周辺環境を充実させることが不可欠です。

子育て世代のニーズを捉えながら、公共施設や商業施設における子連れで安心して出かけやすい環境の整備、児童遊園等こどもの遊び場の整備・拡充と遊び場へのアクセスの確保や、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出、子育てにやさしい住まい空間の創出などの取組を推進します。

施策③ こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者が社会の中で活躍する機会を提供することは、こども・若者自身が社会の一員であることを自覚し、社会への責任や義務、参画意識を身につけることにつながります。

主体的に社会に関わることができるような地域活動やボランティア体験等の経験の場を設け、こども・若者が、それぞれの個性や長所を伸ばし、成長できる環境を促進します。

施策④ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

こども・若者が自由に自身の可能性を追求できるよう、年齢、障がいの有無、国籍や文化的背景の違い、性別や性的指向及び性自認にかかわらず、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として人権を尊重し合うための、市民向け講座の開催など、男女共同参画と多様性社会を推進する教育や啓発活動を行い、男女平等の理解や性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の浸透を図ります。

また、性別によらず誰もが社会や家庭での役割を果たせるように、ジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解促進や、様々な世代における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消につながる取組に関する啓発や情報発信を進めます。

施策の方向性3 こどもの貧困対策の充実

○成果指標

No.	指標	現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
5	こどもの貧困率	6.3%	5.5%	R6 北上市こどもの生活実態調査

背景

こどもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康や学習意欲、前向きに生きる気持ちなど、こどもの権利利益を侵害するものであり、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援などの支援を届けることによる貧困の解消が求められています。

本市の「生活実態調査（保護者票）」により把握したこどもの貧困率 6.3%、ひとり親世帯の貧困率 41.3%（厚生労働省「令和 4 年国民生活基礎調査」から算出された日本国内の等価可処分所得の中央値の 2 分の 1 である 127 万円未満を基準額とし、「生活実態調査（保護者票）」において、それを下回った世帯の割合）の改善を目標に、具体的施策の推進を図ることが必要です。

具体的施策

施策 様々な視点に応じた貧困対策

〈教育の支援〉

全てのこどもが家庭環境に左右されることなく学力を身に付けることができるよう、対象世帯に対し、こどもの学習支援事業など、進路や教育の希望が叶えられるための支援を引き続き推進します。

生活が困難な状態にある家庭に対して必要な支援に繋ぐことができる相談支援体制を強化し、教育に関する経済的な支援制度が必要な世帯に漏れなく活用されるよう支援するとともに、教育費の相談や公的支援制度の積極的な周知・広報、奨学金の貸与を行うなどの支援を行います。



〈生活の支援〉

貧困世帯、ひとり親世帯が社会的孤立に陥ることのないよう、関わった支援者それぞれが生活困窮者自立支援事業の制度の周知等を行い、世帯状況に寄り添った相談体制の充実を図ります。

また、地域社会と連携し、子ども食堂、生活困窮者自立支援制度、子どもの学習支援事業など、地域の実情に応じた多様なサービスの充実を支援します。

〈保護者の就労の支援〉

子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、就労支援員等による支援の拡大や、支援事業の充実を図ります。また、働いているひとり親家庭の保護者が、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境の整備を図ります。

〈経済的支援〉

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、学童保育所等の利用料の減免、生活困窮者自立支援事業の制度の周知や相談体制の充実を図り、生活困窮家庭のこどもが安心して学び、健やかに成長できる環境を整えます。

また、安心して医療機関を受診できる環境の構築のため、医療費給付事業について、現物給付の対象の拡大を進めます。

施策の方向性4 障がい等のあるこども・若者への支援の充実

○成果指標

No.	指標	現況値 2024年 (令和6)	達成目標 2029年 (令和11)	指標の引用元
6	市内障害児相談支援事業所数	7か所	7か所	実績

背景

障がいのあるこどもや発達に遅れのあるこども、日常生活を営むために医療を要するこども（医療的ケア児）への支援にあたっては、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支える考え方が必要となります。

障がい児等支援体制については、「地域で共に生きる」を基本目標として策定した『北上市障がい者プラン（2021－2026）【後期計画】』に基づき、障がいや発達に遅れのあるこどもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育関係機関等の連携のもとに早期から一貫した支援体制の整備を図るとともに、成長発達の状態に応じた多様な悩みに対応できる相談体制の充実に取り組んでいます。

具体的施策

施策① 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障がいのあるこどもや発達に遅れのあるこども、日常生活を営むために医療を要するこども（医療的ケア児）の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、「北上市こども療育ネットワーク」により、発達に遅れのある就学前のこどもが早期に児童発達支援サービスを受けられる体制を維持していきます。障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を引き続き提供します。

また、こども療育センターを中心に関係機関の連携強化や、支援者のスキルアップを図りながら、障がいや発達に遅れのあるこどもの療育体制をさらに充実させます。

施策② 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援

慢性疾患や難病を抱え、その治療が長期間にわたることにより、身体面、精神面、経済面で困難な状況に置かれているこどもやその家族を支援するため、児童福祉法及び「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づく医療費等の助成や相談支援を行います。また、自立を支援するための相談支援や就労支援等を実施します。

施策の方向性5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

○成果指標

No.	指標	現況値 2024年 (令和6)	達成目標 2029年 (令和11)	指標の引用元
7	ヤングケアラーという言葉聞いたことが「ある」と答えた小学生から高校生の割合	39.2%	80.0%	R4北上市ヤングケアラー実態調査
8	児童虐待予防に関する普及啓発(出前講座、研修)	5件	8件	実績

背景

岩手県の児童虐待相談対応件数は、増加傾向にあり、2022（令和4）年度は2,630件で過去最多を更新しました。重大な児童虐待も顕在化・深刻化しており、こどもへの虐待の早期発見と防止対策は、最も重要な課題の一つです。

こどもへの虐待は、心身の成長や人格形成に大きな影響を与える重大な人権侵害です。虐待を受けたこどもが親になり自分もまた虐待を繰り返す、世代間連鎖を引き起こすこともあり、将来にわたっての影響も懸念されることから、社会全体で取り組んでいく必要があります。

また、全国的にヤングケアラーやひきこもりなどの問題も顕在化してきており、「令和4年度北上市ヤングケアラー実態調査」によると、中学2年生の5.4%が「お世話をしている家族がいる」と回答しており、この5.4%の回答割合内において、一定数のヤングケアラーが存在しているのではないかと推察されます。

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、早期発見・把握し、必要な支援につなげる取組が求められています。

具体的施策

施策① 児童虐待防止対策等の更なる強化

「北上市保健・子育て支援複合施設（hoKko）」内の家庭児童相談室では、児童虐待の防止、早期発見・早期対応を目的とした相談機能を強化するため、児童虐待に関する相談、18歳未満のお子様に関する問題・心配ごとなどの相談を受け付けています。

こども家庭センターを北上市要保護児童対策地域協議会の調整担当機関と位置づけ、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応ができるよう児童相談所、警察、保健医療機関等、関係機関のさらなる連携強化を図ります。

また、家事・子育てやこどもとの関わり方等に不安を抱えている保護者のいる家庭への訪問相談支援等により、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業等の実施開拓について研究し、適切な支援に努めます。



施策② 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

家庭環境に恵まれず社会的養育を必要とするこどもたちが、適切な支援を受けながら、より家庭的な環境の下で養育されるために、養育環境の改善、特別養子縁組の判断・支援、児童養護施設等の環境改善や人材確保などの環境整備や支援を行うよう県との連携をより緊密にしていきます。

施策③ ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家族のお世話や家事などを過度に負担することで、その責任や負担の重さから学業や友人関係、進学や就職先の選択などを諦めてしまっていることがあり、本人の育ち全般にも影響が生じる可能性があります。ヤングケアラーの問題は、児童がケアを過度に負担することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらくなっています。

地域全体がヤングケアラーについての理解を深め、ヤングケアラー本人や周囲の人の気づきが促されるよう、小中学校・教育委員会・要保護児童対策地域協議会など関係機関が連携してヤングケアラーの早期発見・把握に努めるとともに、ヤングケアラーに関する周知や相談先などの普及啓発を行います。

施策の方向性6 こども・若者の心の健康づくり等の推進

○成果指標

No.	指標	現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
9	こころの健康に関する教育・リーフレット等を用いた普及啓発を実施している割合（中学校、高校、専門学校）	100.0%	100.0%	実績
10	「今の自分が好きだ」と思う若者の割合	60.3%	70.0%	R6 北上市若者調査

背景

こども・若者が安心して毎日を健やかに暮らせるよう守り育てるとともに、自らの意志が尊重され、保障される社会をつくっていくことが重要です。

本市における自殺者数は 2013（平成 25）年以降、おおむね減少傾向にありましたが、2019（令和元）年から増加傾向に転じています。さらに、20 歳未満及び 20 歳代男性の自殺死亡率は全国と比較して高い水準です。また、全国的には児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、2022（令和 4）年の自殺者数は、統計を取り始めた 1978（昭和 53）年以降、最多の 514 名になっています。また、刑法犯少年のうち、特に犯罪少年の人数は 2012（平成 24）年の 40 人から、2020（令和 2）年で 3 人まで減少しておりますが、一方で、近年の情報通信技術の普及・進展に伴い、全国的に SNS 等に起因する犯罪の被害に遭うことも増えている傾向もあります。

本市では 2019（平成 31）年 3 月に「北上市いのち支える行動計画」、2022（令和 4）年 4 月に「第 2 次北上市防犯まちづくり基本計画」、2024（令和 6）年 3 月に「北上市いのち支える行動計画（改訂版）」をそれぞれ策定しており、こども・若者に対する防犯・自殺対策等について取組を進めています。

引き続き、全てのこども・若者が健やかに育つことができるよう、こども・若者への自殺対策防犯啓発、交通安全対策、非行防止と自立支援等に取り組む必要があります。

具体的施策**施策① こども・若者の自殺対策**

まだ人生の入口にいるこども・若者が命を自ら断つことほど痛ましいことはなく、誰も自殺に追い込まれることのない社会づくりが必要です。

支援を必要としているこども・若者が適切な相談機関につながるよう重層的支援体制整備事業等も活用し、関係機関と連携を図り、インターネットでの来所予約や厚生労働省のSNS相談等の情報をまとめたサイトの周知など、若者の特性に応じた相談先の周知啓発や相談支援体制を強化するとともに、各学校におけるいじめなどの問題行動の未然防止や早期発見・早期解消に努め、こども・若者の生きづらさや生きることへの不安の解消に取り組みます。特に子育て世帯については、妊娠・出産・育児期における不安や悩みを解消できるよう、相談・訪問支援を充実させるとともに、保護者同士のつながりづくりを支援します。

施策② 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが、全てのこどもが健やかに育つための大前提となります。

防犯対策上援護を必要とする、幼児、児童、生徒などの安全確保のためには、防犯情報や犯行手口など必要な情報を発信し、犯罪の未然防止のための防犯教育を推進していくことが必要です。特に、こども等への声かけ事案などが後を絶たないため、犯罪被害に遭わないよう、こどもを守るための取組や対策を講じていきます。

通学時の児童生徒の安全が確保されるよう、保護者、地域住民、関係機関の協力を得ながら、スクールガード等による通学時の見守りや通学路の定期的な点検・整備の実施、交通安全教室や防犯教室の実施による安全教育に取り組みます。

また、自然災害が発生するおそれが生じた、または発生した際に、こどもの生命・身体を守り、被害を最小限に抑えるため、保育施設・幼稚園、学校及び放課後児童クラブに対する早期からの災害関連情報や避難情報に応じた運営や避難の判断等を迅速に行い、施設が使用できなくなった際には、他施設における一時的な代替措置の検討を行うなど、施設の運営を支援します。

施策③ デジタル社会におけるこども・若者への支援

スマートフォンなどの情報端末の利用時間の増加や、SNS上での誹謗中傷などのいじめやネット犯罪等に巻き込まれる危険が全国的に深刻化していることを踏まえ、こども・若者を有害情報から守るため、インターネット利用のルール・情報モラルに関する普及啓発活動として、チラシの配布による啓発活動や、SNS利用対策に取り組む等、学校だけでなく保護者や地域、関係団体等と連携して支援に取り組みます。

基本目標2 こども・若者が成長・活躍できるまち (ライフステージ別の重要事項)

施策の方向性1 こどもの誕生前から幼児期までに対する支援

○成果指標

No.	指標	現況値 2024年 (令和6)	達成目標 2029年 (令和11)	指標の引用元
11	待機児童数	0人	0人	実績
12	産後、退院してから1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと回答した保護者の割合	86.6%	92.0%	R6 4か月児健康診査票

背景

こどもの誕生前から幼児期までは、将来にわたって持続的に身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）にあるための基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

乳幼児期は、多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、保育所等への就園状況が異なるなど、育ちの環境は様々ですが、その多様性を尊重しながらも、切れ目なくウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

また、乳幼児期にしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、こどもの誕生前から幼児期までの育ちを切れ目なく支援する必要があります。

本市の「ニーズ調査」によると、『現在悩んでいること』として、就学前児童保護者の約4割が「こどもの健康・発育」と回答しています。また、「令和6年度北上市市民意識調査」によると、「北上市の子育て環境・教育環境は充実していて安心して子育てや教育ができるか」について、『そう思う（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）』が約6割、『そう思わない（「全く思わない」と「あまり思わない」の合計）』が約4割となっています。さらに、「国勢調査」によると、本市の総人口に占める外国人の割合は、1995年の0.1%（115人）から2020年には0.8%（736人）まで増加しており、外国人等の個々の状況に応じた出産・育児支援の取組の検討も必要です。

妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る環境が整い、安心してこどもを産み育てられるように、社会全体で支える仕組みを充実していく必要があります。

具体的施策**施策① こどもや妊産婦の健康確保**

妊産婦の健康を守り、安心して出産・育児ができる環境を整えるため、妊娠期から出産後までの切れ目のない支援を実施します。妊娠や出産の不安軽減や、仲間づくりなどを目的とした産前・産後サポート事業や母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導、心理的支援など産後ケア事業を推進します。妊産婦健康診査及び歯科検診の受診票を発行し、受診を奨励することにより、妊娠中及び産後の異常の早期発見・早期治療を行い、母体の健康の保持増進を図ります。

妊婦等包括相談支援事業を妊婦のための支援給付金と合わせて実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を図ります。

こどもたちが健やかに成長するために健康診査や各種教室を推進し、保護者の育児不安等を解消するための助言を行うとともに、疾病や障がいの早期発見、虫歯予防に努め、適切な支援を行います。また、予防接種の接種率の向上を目指し、感染症対策に努めます。さらに広報やホームページ等による夜間や休日の小児医療体制の情報提供を引き続き行います。

また、外国人住民の方等への支援として、希望者への外国語版（9言語）母子手帳の交付や、産後に関するパンフレット（11言語）の配布も引き続き行います。

施策② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

乳児保育、延長保育、一時預かりなどの充実に努め、保護者が安心して就業できる環境を整えるとともに、子育て支援センター等での乳幼児期の発達に必要な遊びや体験の機会を確保し、子育て環境の向上を図ります。また、「食」に関する正しい知識を普及するため、発達段階に応じた様々なテーマでこどもや保護者に対する啓発活動を行います。

保護者が疾病や出産、就労等により、家庭でこどもを養育することが一時的に困難になった場合には、こどもを児童養護施設で短期間預かる子育て支援短期利用事業により支援します。また、こどもが病気の際の一時的な保育に対応する病児保育事業のほか、就労形態や家庭環境の多様化に伴う夜間及び休日における保育サービスについて検討を行います。

教育・保育施設における質を確保するため、幼児教育アドバイザーの設置に向けて取組を進めるほか、第三者による客観的な評価の導入を推進します。また、少子化の状況においても教育上必要な集団規模を確保できるよう、公立施設の統合による認定こども園化を含めて検討を行います。

会議等を通じた情報共有により、教育・保育施設相互のみならず、幼児期から学童期への円滑な接続のため、小学校も加えた幼保小の連携を図ります。

施策の方向性2 学童期・思春期に対する支援

○成果指標

No.	指標	現況値 2024年 (令和6)	達成目標 2029年 (令和11)	指標の引用元
13	「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思う小学生の保護者の割合	91.3%	95.0%	R6 北上市子育てニーズ調査
14	「今の自分が好きだ」と思う若者の割合（再掲）	60.3%	70.0%	R6 北上市若者調査

背景

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、自分らしさを形成していく時期です。

こどもは家庭を基盤として、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下、様々な大人やこども同士との関わりの中で成長していくことから、こどもたちが、安全・安心が確保された場で、様々な経験をしながら、社会性や自己肯定感を高めることができる環境づくりを推進する必要があります。

「生活実態調査（子ども票）」によると、『こども自身が行ってみたい場所』について、“家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所”“家の人がいなくて、夕ご飯をみんなで食べることができる場所”“（家以外で）休日に夜までいることができる場所”が行きたい場所として挙がっていました。

家庭以外のこどもの居場所についてどのような支援が可能か今後整理するとともに、こどもが安心して居場所、気軽に相談できる場所づくりを検討していくことが必要です。

また、子育て家庭が子育てしやすい地域社会づくりを進める上では、子育て支援に関するボランティアや団体、サークル等をはじめ、身近な地域における相談支援機関の充実や子育てを支援したい人と子育て支援をしてほしい人をつなげるための相互援助活動の推進、学校や地域、専門機関との連携等を推進することも重要です。

こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得ます。居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものです。その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められています。

具体的施策**施策① 教育環境の充実**

こどもにとって、学校はただ学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごす中で、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つです。

全てのこどもが公平に質の高い教育を受けられる環境を整えるため、学習支援の充実やオンライン授業等 ICT を活用した教育の推進を図ります。地域や学校と連携し、不登校児童・生徒への支援を強化するとともに、多様な学びの場の提供を進めます。また、経済的な理由で学びの機会が制限されないよう、奨学金制度や学習支援の充実を検討します。

施策② こどもたちが安心して過ごせる多様な居場所の提供

こどもが安心して過ごせる居場所は、孤立を防ぎ、心の安定と安全につながるだけでなく、他者と関わりながら、社会性やコミュニケーションを学ぶ場でもあります。また、様々な活動や経験を通じて、新しいことを学ぶことは、自身の興味の発見につながります。

こどもが放課後や休日に安心して過ごせる場所を提供し、地域全体でこどもの成長を支える環境の整備に努めます。現在実施している教え合い&自習スペース創出事業、放課後子ども教室や放課後児童クラブの拡充、中高生向けの居場所づくり、子ども食堂の支援などを通じて、こどもが気軽に利用できる空間の提供を行います。老朽化が著しいクラブは改築等を実施するなど、生活の場として適切な保育環境を提供できるよう、設備の強化をさらに進めます。

また、地域住民やボランティアと協力し、地域全体でこどもを見守る体制を維持していきます。

施策③ こどもたちの心と体の健全な成長のための支援

こどもたちが健やかに成長するために健康診査を推進するとともに、こどもが病気になったときに、いつでも安心して医療機関にかかれるよう、小児医療の情報提供や医療費の助成を継続して行います。

また、こども・若者が、自らの発達程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、相談や情報収集を行いやすい環境づくりに取り組みます。

施策の方向性3 青年期・ポスト青年期に対する支援

○成果指標

No.	指標	現況値 2024年 (令和6)	達成目標 2029年 (令和11)	指標の引用元
15	悩みを相談できる人（場所）がない／ないと回答する若者の割合	6.6%	5.0%	R6 北上市若者調査
16	今後、北上市への居住意向がある若者の割合	66.2%	75.0%	R6 北上市若者調査

背景

それぞれの若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の終了年齢や、成年年齢である18歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支えていく必要があります。

青年期は、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々な挑戦や選択を行うライフイベントが重なる時期でもあり、青年期の若者が、自分の希望や適性に合った選択をし、その選択を地域社会が尊重し応援する在り方が求められています。

本市の「若者調査」によると、『北上市への今後の居住意向』がある人は、6割台半ばとなっており、『北上市に住み続けるために重要なこと』として最も高いものは「就職先の選択肢が豊富であること」となっています。ライフステージによって居住地に求めるものは変化すると考えられるものの、雇用環境やライフ・ワーク・バランスは特に重要な要素となっています。また、『結婚の希望が叶えられない大きな理由』としては、「適当な相手にめぐりあわないから」が最も高くなっており、結婚やこどもを持つことへの希望が叶えられるよう、不安を払拭するための支援や、相談体制拡充の検討も必要です。

さらに、『地域の人等が困ったときに助けてくれると思うか』に「そう思う/どちらかといえば、そう思う」と回答した割合は24.2%となっています。地域のつながりの希薄化など社会構造が変化する中、こども・若者が孤立に陥ることのないよう、安心して悩みを打ち明けられる場所が必要です。

具体的施策**施策① 就労支援、雇用等の経済的基盤の安定のための取組**

こども・若者が将来に希望を持ち、社会において自立するためには、安定した就労機会の確保と職業選択の幅を広げる支援が必要です。特に、進学・就職のタイミングで十分なサポートを受けられない場合、安定した職業に就くことが難しくなり、将来の経済的な困難につながるリスクがあります。

本市では、就職活動や職業訓練に関する相談・キャリア支援、就職困難な若者への個別サポートや職業適性診断、求職セミナーなど様々な支援を行っているところですが、今後もこれらの充実を図り、就労機会の確保と職業選択の幅の拡大を推進します。

さらに、若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、こどもの学習支援事業や奨学金貸与事業を引き続き実施していきます。職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進します。

施策② 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

少子化の進行が社会的な課題となる中、結婚を希望する若者が安心して新たな生活を始められる環境を整えることが求められています。

生活基盤が安定していることは、生まれ育った家庭を離れ新たな家庭を築いていこうとする際に、大前提となるものです。若い世代の視点に立ち、結婚をはじめとする多様な人生の希望の形成と実現を後押しできるよう支援に取り組みます。

施策③ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

若者が抱える悩みや不安は多様化しており、進学・就職・人間関係・メンタルヘルスなど、様々な課題に適切に対応できる相談体制を整えることが重要であることから、雇用・労働相談や女性相談をはじめとした各種相談窓口を充実させ、支援の手が届く仕組みを構築します。

さらに、家庭との関係に悩む若者や、精神的な不安を抱える若者に対しては、それぞれの状況に応じた相談窓口を通じ、専門家によるカウンセリング支援を強化し、必要に応じて医療機関や福祉機関と連携して支援を行います。

また、ヤングケアラーへの支援は、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む青年期への切れ目ない支援も必要であるため、本人が担っているケアを介護保険サービス等で代替していく等の支援につなげられるよう、関係機関・部署と連携して相談支援体制の充実に取り組んでいきます。

基本目標3 子育て世帯が安心して暮らせるまち (子育て当事者への支援に関する重要事項)

施策の方向性1 経済的負担の軽減

○成果指標

No.	指標	現況値 2024年 (令和6)	達成目標 2029年 (令和11)	指標の引用元
17	現在の暮らしの状況が『苦しい』世帯の割合	32.9%	30.0%	R6 北上市子どもの生活実態調査
18	食料又は衣服が買えない経験	食料	12.0%	R6 北上市子どもの生活実態調査
		衣服	14.7%	

背景

こども・若者の健やかな成長を支えるためには、子育て世帯の生活全般に関する経済的な負担を軽減することが不可欠です。

これまで本市では、子育て当事者に対し、経済的負担の軽減のため、保育料軽減や医療費給付事業などに取り組んできましたが、今後においても、国や県の動向を踏まえながら、子育て当事者のニーズに応じた効果的な支援に取り組めます。

具体的施策

施策 子育て世帯の経済的負担の軽減

妊婦のための支援給付金や保育料軽減を引き続き実施し、子育て世帯のさらなる経済的負担の軽減を図ります。

生活困窮者自立支援事業の制度の周知や相談体制の充実を図り、生活困窮家庭のこどもが安心して学び、健やかに成長できる環境を整えます。また、就学援助事業等の推進により、学びたいこどもが経済的理由で学びを諦めることのない環境を整えます。

全ての子育て世帯に対し、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を引き続き実施していきます。

施策の方向性2 子育て、家庭教育への支援

○成果指標

No.	指標	現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
19	悩みの相談相手（場所）がない／ ない保護者の割合			R6 北上市子育て ニーズ調査
	就学前児童保護者	8.8%	5.0%	
	小学生保護者	10.4%	8.0%	

背景

近年は核家族化の進展や少子化、子育て世帯の減少、ひとり親家庭の増加など、こどもを取り巻く家庭環境は大きく変容し、子育てや家庭教育などの家庭の子育て機能の低下が危惧されており、市民一人ひとりが家族や子育ての意義について理解を深め、地域社会全体で子育て家庭を応援する機運を高めていく必要があります。

「ニーズ調査」によると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力者が「いずれもない」と回答した、孤立した子育て環境にいる保護者は、前回調査時（平成 30 年度）から増加しています。また、『相談相手／場所の有無』について、「いない／ない」の割合が就学前児童、小学生ともに約 1 割となっており、就学前児童では、前回調査時から僅かに増加しています。

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援が重要です。

具体的施策

施策 地域における子育て支援、家庭教育支援

子育ての負担を軽減し、家庭と地域が一体となってこどもを育む環境を整えるため、地域における子育て支援を強化します。特に、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、親が孤立しやすい状況が課題となっていることから、身近な相談窓口の充実や、親同士が交流できる場の提供を推進します。

また、保護者が子育てについて学び、成長できるよう、産前教室や育児講座の充実を図り、子育ての不安を軽減するための支援を強化します。

さらに、こどもたちの福祉の心を育むため、高齢者や障がいのある方と交流する機会を設け、多様性理解を促す人権教育や福祉教育を行います。

施策の方向性3 ライフ・ワーク・バランスの推進

○成果指標

No.	指標		現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
20	男性の育児休業取得率		15.3%	20.0%	R6 北上市子育て ニーズ調査
21	ライフ・ワーク・バランスが取れて いると感じる子育て世代の割合	20 歳代	63.0%	65.0%	R6 北上市 市民意識調査
		30 歳代	45.8%	50.0%	

背景

雇用形態の多様化や、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、私生活（ライフ）と仕事（ワーク）の両立を支援していくことが重要です。共働き・共育を推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進していく必要があります。

本市の「ニーズ調査」によると、『育児休業の取得率』は経年比較でみると母親・父親ともに増加していますが、依然として父親では8割以上が育児休業を取得できていない状況です。関係機関と連携した子育てしやすい就労環境づくり、市民や事業所への啓発活動の強化、育児休業や産休取得後のスムーズな職場復帰支援などの取組が必要と考えられます。

具体的施策

施策 ライフ・ワーク・バランスに関する周知啓発

引き続き、多様な働き方を選べる環境の整備を促進するため、企業向けに専門家派遣などの情報提供を行い、長時間労働の削減等の働き方改革を進めていきます。また、仕事と生活の両立を目指し、育児休業制度が定着するよう、市民や企業へ育児休業取得促進の周知・啓発を行います。

希望や特性に応じて、安心して、安定的に働き続けることができる環境を整備することで、全ての家庭が安心して子育てに取り組める社会の実現を目指します。

施策の方向性4 ひとり親家庭への支援

○成果指標

No.	指標		現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
22	ひとり親家庭の親の就業率	父子家庭	82.4%	85.0%	R6 北上市子どもの 生活実態調査
		母子家庭	93.6%	95.0%	

背景

「生活実態調査（保護者票）」によると、ひとり親世帯の約4割が「所得層Ⅰ」であり、経済的に厳しい状況であること、また、ひとり親・生活保護世帯は「相談できる相手がいない」「病気時等にこどもの面倒をみてくれる人がいない」の割合が小学5年生保護者等と比較して高くなっていることなど、経済的困窮や社会的孤立に陥っている状況が考えられます。

また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持っていないことも留意する必要があります。

就労支援、教育支援、相談支援等のさらなる充実を図るとともに、関係機関等と連携して、支援を必要とする方がどの地域においても適切に支援につながるができるよう、関係機関の連携強化による体制の充実を進めていくことが必要です。

具体的施策

施策 ひとり親家庭への経済的支援と情報提供

ひとり親家庭等の自立支援として、ひとり親家庭等の生活費、養育費、教育費、借金問題等の経済的困窮に関する相談及び、ひとり親支援に関する情報提供を行います。また、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、父・母の就職や資格取得を促進するための給付金を支給します。

ひとり親家庭等の経済的支援としては、生活の安定と自立を支援するための児童扶養手当の給付や、ひとり親家庭の父・母やこどもが経済的理由で適切な医療が受けられないことがないよう、医療費の助成を継続して行い、こどもの成長に必要な環境を確保します。また、ひとり親家庭の児童が放課後児童健全育成事業を利用する場合の保育料を減免します。

今後、こどもを監護していない親からの養育費の確保を促進するため、強制力を持った公的な「取り決め」の書面の作成支援や養育費制度の支援・啓発・情報提供、相談支援などを行う「養育費確保支援事業」の実施も検討していきます。



第6章 子ども・子育て支援事業の展開

『子ども・子育て支援法に基づく基本指針』では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「幼児期の学校教育・保育」「地域子ども子育て支援事業」の量の見込みを推計し、具体的な確保方策を記載することを義務付けています。

本計画は、本市の子ども・子育て支援事業計画を包含した計画であるため、この章を『第3期北上市子ども・子育て支援事業計画』とし、教育・保育提供区域を設定するとともに、量の見込み及び確保方策を定めます。

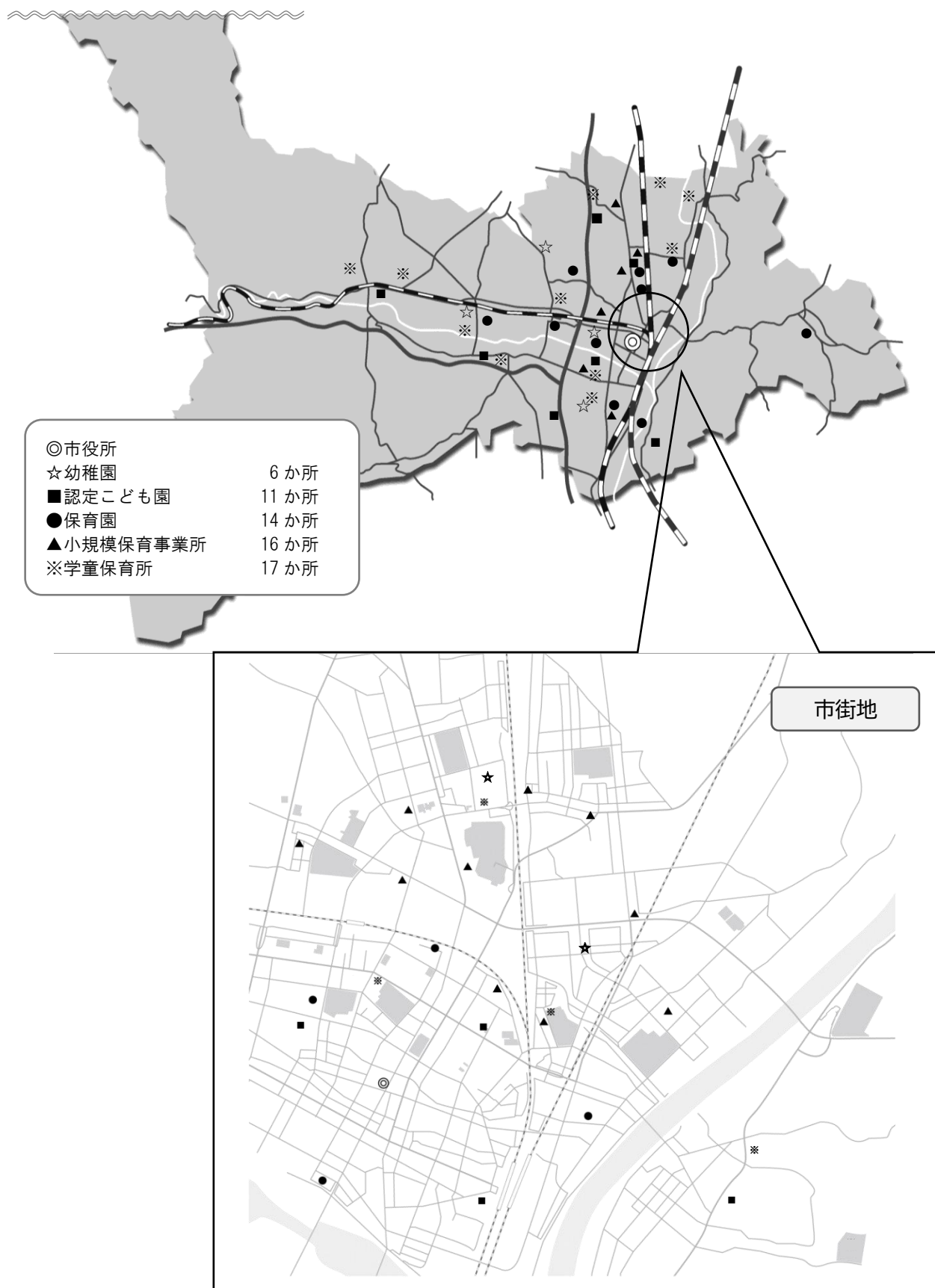
1 教育・保育事業等の提供区域

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業等の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市では、次の理由から市内全域を一つの区域として設定します。

- ①各地域に在住する園児の利用が大半である園はあるものの、市内中心部にある保育所、幼稚園においては、市内各所から園児が通園してきていること。
- ②保護者の就労先等により、利用希望園が異なること。
- ③どの地域においても、市内中心部には車でおおむね30分以内で移動できること。

■ 北上市の子ども・子育て支援事業関連施設の位置図



2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) ニーズ量算出の考え方

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」の手順に沿って算出した推計値や、各事業の実績値からの伸び率などをもとに、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行い算出しました。

(2) 0～11 歳児人口の推計

本市の0～11 歳児人口の推計について、0～5 歳では 2022（令和 4）年の 3,824 人から 2029（令和 11）年には 2,776 人になると推計され、1,048 人（27.4%）の減少が予測されます。また、6～11 歳においても 2022（令和 4）年の 4,702 人から 2029（令和 11）年には 3,619 人になると推計され、1,083 人（23.0%）の減少が予測されます。

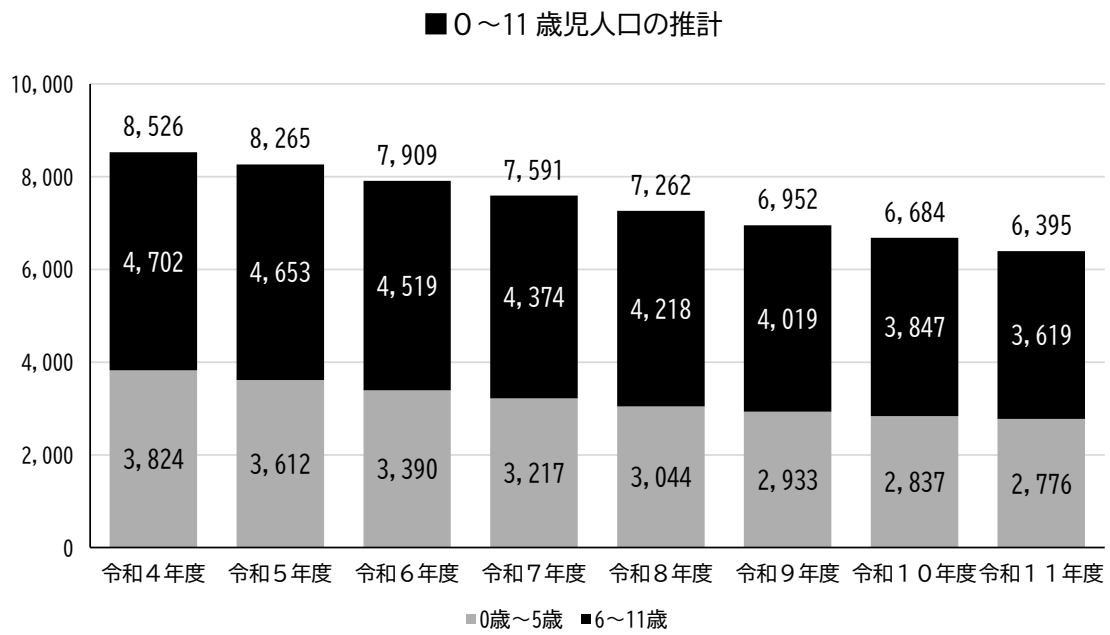
■ 0～11 歳児人口の推移と推計

単位：人

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11 歳	8,526	8,265	7,909	7,591	7,262	6,952	6,684	6,395
0 歳	542	499	467	460	456	450	446	442
1 歳	564	547	508	473	466	462	457	452
2 歳	646	568	549	511	476	469	464	459
3 歳	645	648	575	553	515	480	472	468
4 歳	690	653	643	576	554	516	481	473
5 歳	737	697	648	644	577	556	517	482
0歳～5 歳	3,824	3,612	3,390	3,217	3,044	2,933	2,837	2,776
6 歳	730	749	684	647	643	576	555	516
7 歳	771	733	743	683	646	642	575	554
8 歳	799	781	729	746	685	648	645	577
9 歳	796	803	776	729	746	685	648	644
10 歳	790	798	799	775	728	745	684	648
11 歳	816	789	788	794	770	723	740	680
6歳～11 歳	4,702	4,653	4,519	4,374	4,218	4,019	3,847	3,619

資料：令和4年～6年は、住民基本台帳（各年3月31日）

令和7年～11年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計値（各年3月31日）を一部修正



(3) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

第2期計画の実績

第2期計画の実利用者数と教育・保育の提供量の計画値は、次のとおりです。

単位：人

認定	提供体制内訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号及び 2号のうち 教育利用	①実利用者数	557	705	698	774	785
	1号	390	473	488	541	543
	2号(教育利用希望)	167	232	210	233	242
	②提供量(計画値)	1,440	1,240	1,242	1,218	1,233
	1号					
	特定教育・保育施設	380	400	401	434	442
	確認を受けない幼稚園	340	220	220	175	175
	小計	720	620	621	609	617
	2号					
	特定教育・保育施設	380	400	401	434	441
2号	確認を受けない幼稚園	340	220	220	175	175
	小計	720	620	621	609	616
	②-①	883	535	544	444	448
	①実利用者数	1,236	1,319	1,266	1,244	1,256
	②提供量(計画値)	1,113	1,178	1,226	1,211	1,308
3号合計	特定教育・保育施設	1,095	1,160	1,208	1,193	1,290
	企業主導型保育施設	18	18	18	18	18
	②-①	▲123	▲141	▲40	▲33	52
	①実利用者数	1,126	964	1,123	1,083	1,041
	②提供量(計画値)	1,083	1,138	1,138	1,048	1,045
	特定教育・保育施設	754	804	829	785	782
	特定地域型保育事業	299	304	279	233	233
	企業主導型保育施設	30	30	30	30	30
	②-①	▲43	174	15	▲35	4
	①実利用者数	265	151	255	234	224
(0歳)	②提供量(計画値)	238	240	234	207	202
	特定教育・保育施設	133	135	138	129	124
	特定地域型保育事業	93	93	84	66	66
	企業主導型保育施設	12	12	12	12	12
	②-①	▲27	89	▲21	▲27	▲22
(1・2歳)	①実利用者数	861	813	868	849	817
	②提供量(計画値)	845	898	904	841	843
	特定教育・保育施設	621	669	691	656	658
	特定地域型保育事業	206	211	195	167	167
	企業主導型保育施設	18	18	18	18	18
	②-①	▲16	85	36	▲8	26

※令和5・6年度の提供量及び提供体制内訳(計画)は、令和5年度に実施した中間見直しによるもの

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定 学校教育を希望	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)のうち学校教育を希望	
2号認定 上記以外	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)のうち上記以外	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育所 認定こども園 地域型保育

第3期計画の量の見込みと確保方策

実績値からの伸び率をもとに、本市の地域特性等を検証しながら修正した就学前児童の教育・保育の必要となる量の見込みとそれに対する確保の内容は次のとおりです。

単位：人

認定	提供体制内訳	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
21号の うち 教育利用	①量の見込み	746	692	653	619	599
	1号	516	479	452	428	414
	2号（教育利用希望）	230	213	201	191	185
	②確保の内容	981	909	858	813	786
	1号	特定教育・保育施設	574	532	502	476
		確認を受けない幼稚園	80	74	70	66
		小計	654	604	572	542
	2号	特定教育・保育施設	287	266	251	238
		確認を受けない幼稚園	40	37	35	32
		小計	327	303	286	262
	②－①	235	217	205	194	187
2号	①量の見込み	1,193	1,108	1,045	989	958
	②確保の内容	1,288	1,288	1,246	1,180	1,143
	特定教育・保育施設	1,288	1,288	1,246	1,180	1,143
	企業主導型保育施設（※）	0	0	0	0	0
	②－①	95	180	201	191	185
（合計） 3号	①量の見込み	981	947	936	926	916
	②確保の内容	951	924	923	922	920
	特定教育・保育施設	758	735	734	732	730
	特定地域型保育事業	193	189	189	190	190
	企業主導型保育施設（※）	0	0	0	0	0
	②－①	▲ 30	▲ 23	▲ 13	▲ 4	4
	（0歳）	①量の見込み	221	219	216	214
		②確保の内容	185	191	198	205
		特定教育・保育施設	131	135	140	145
		特定地域型保育事業	54	56	58	60
		企業主導型保育施設（※）	0	0	0	0
		②－①	▲ 36	▲ 28	▲ 18	▲ 9
	（1・2歳）	①量の見込み	760	728	720	712
		②確保の内容	766	733	725	717
		特定教育・保育施設	627	600	594	587
		特定地域型保育事業	139	133	131	130
		企業主導型保育施設（※）	0	0	0	0
		②－①	6	5	5	4

（※）企業主導型保育施設は、市の利用者支援の対象とする施設のみ確保方策に含みます。

(4) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

第2期計画の実績

第2期計画の地域子ども・子育て支援事業の実績と計画値は、次のとおりです。

事業所	単位	値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
利用者支援事業	か所	実績	1	1	1	1	1	
		推計	1	1	2	2	2	
時間外保育事業	人日	実績	87	90	79	65	90	
		推計	105	105	105	105	105	
放課後児童健全育成事業								
	小学1～3年生	人	実績	962	1,012	1,006	959	967
		推計	910	910	910	910	910	
	小学4～6年生	人	実績	321	339	373	359	351
		推計	330	330	330	330	330	
子育て短期支援事業	人日	実績	0	20	2	3	0	
		推計	40	40	40	40	40	
地域子育て支援拠点事業	人回	実績	15,988	17,267	18,328	24,699	23,422	
		推計	13,500	13,600	13,400	13,200	13,000	
一時預かり事業								
	幼稚園の預かり保育	人日	実績	15,622	18,031	18,511	27,443	27,443
		推計	95,800	95,800	95,800	95,800	95,800	
	一時預かり(ファミサポの未就学児利用含む)	人日	実績	219	898	1,078	1,447	1,288
		推計	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)	人日	実績	75	82	106	127	142	
		推計	40	40	40	40	40	
病児・病後児保育事業	人日	実績	91	105	83	193	139	
		推計	240	240	240	240	240	
妊婦健康診査	人	実績	611	571	547	524	500	
		推計	580	580	580	580	580	
乳児家庭全戸訪問事業	人	実績	388	281	219	433	401	
		推計	550	550	550	550	550	
養育支援訪問事業	人	実績	145	85	122	63	48	
		推計	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	

第3期計画の量の見込み

第2期計画期間の実績値やその伸び率などをもとに、本市の地域特性の整合性等を検証しながら算出した、本市の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、次のとおりです。

事業所	単位	実績	見込み	推計				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1	1	1
時間外保育事業	人日	65	90	76	75	73	71	69
実費徴収に係る補足給付を行う事業	人	50	10	10	10	10	10	10
放課後児童健全育成事業								
小学1～3年生	人	959	967	1,011	997	997	991	995
小学4～6年生	人	359	351	353	349	348	347	347
子育て短期支援事業	人日	3	0	4	4	5	5	6
地域子育て支援拠点事業	人回	24,699	23,422	22,227	21,031	20,265	19,601	19,180
一時預かり事業								
幼稚園の預かり保育	人日	27,443	27,443	27,443	27,443	27,443	27,443	27,443
一時預かり(一般型)	人日	931	927	1,004	1,050	1,096	1,142	1,188
ファミリー・サポート・センター(未就学児)	人日	516	361	559	667	775	883	991
ファミリー・サポート・センター(就学児のみ)	人日	127	142	165	185	205	225	245
病児・病後児保育事業	人日	193	697	697	697	697	697	697
妊産婦健康診査	人	524	500	470	443	416	389	362
乳児家庭全戸訪問事業	人	433	401	398	416	433	451	469
養育支援訪問事業	人	63	48	48	47	46	46	46
子育て世帯訪問支援事業	人日			47	45	43	42	41
児童育成支援拠点事業	人			29	29	28	27	26
親子関係形成支援事業	人			6	6	5	5	5
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	回			1,331	1,320	1,302	1,291	1,279
こども誰でも通園制度								
0歳	人日				3	3	3	3
1歳	人日				3	3	3	3
2歳	人日				3	3	3	3
産後ケア事業	人日	489	552	566	592	618	644	670
乳幼児健康診査事業								
4か月健診	人日	502	479	450	415	399	373	347
10か月健診	人日	489	502	472	435	418	391	363
1歳6か月健診	人日	535	496	466	430	413	386	359
2歳6か月健診	人日	541	541	509	469	450	421	392
3歳6か月健診	人日	588	537	505	465	447	418	389

3 教育・保育の提供体制の確保

(1) 施設型給付

特定教育・保育施設

- ① 幼稚園……………学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。
- ② 保育所……………保育所とは、保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。
- ③ 認定こども園…就学前のこどもに教育・保育を一体的に行う機能を備え、県から認定を受けた施設で、3歳以上であれば、幼稚園と同様に保護者の就労状況にかかわらず入園できますが、3歳未満児については、保護者の就労など保育が必要な事由がある場合に限り入園できます。

■施設型給付施設の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
幼稚園	6	5	5	5	5	5
保育所	13	14	14	14	14	14
認定こども園	11	11	11	11	11	11

(2) 地域型保育給付

地域型保育事業

- ① 小規模保育事業……………市の認可を受けた定員6～19人の施設で保育を行うものです。
- ② 事業所内保育事業……企業が施設を運営し、主に従業員のこどもを預かるものです。
- ③ 居宅訪問型保育事業…市の認定を受けた保育者がこどもの家庭で保育を行うものです。

■地域型保育給付施設の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
小規模保育事業	18	16	16	16	16	16
事業所内保育事業	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	2	2	2	2	2	2

(3) 教育・保育事業のニーズ量

【 量の見込みと確保方策 】

将来人口推計や年齢別の過去の利用実績を基に、今後の教育・保育施設等の利用児童数を算出しました。将来人口推計において、さらに少子化が進むことから、全体として教育・保育の必要量は減少する見込みであり、2025（令和7）年度時点で開設されている教育・保育施設により必要な利用定員数を確保します。

■ 1号認定の量の見込みと確保方策

単位：人

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	543	516	479	452	428	414
②確保方策		654	606	572	542	524
特定教育・保育施設		574	532	502	476	460
確認を受けない幼稚園		80	74	70	66	64
過不足（②－①）		138	127	120	114	110

■ 2号認定（教育利用）の量の見込みと確保方策

単位：人

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	242	230	213	201	191	185
②確保方策		327	303	286	271	262
特定教育・保育施設		287	266	251	238	230
確認を受けない幼稚園		40	37	35	33	32
過不足（②－①）		97	90	85	80	77

■ 2号認定（保育利用）の量の見込みと確保方策

単位：人

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,256	1,193	1,108	1,045	989	958
②確保方策		1,288	1,288	1,246	1,180	1,143
特定教育・保育施設		1,288	1,288	1,246	1,180	1,143
企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
過不足（②－①）		95	180	201	191	185

■ 3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

単位：人

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	224	221	219	216	214	212
②確保方策		185	191	198	205	212
特定教育・保育施設		131	135	140	145	150
特定地域型保育事業		54	56	58	60	62
企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
過不足（②－①）		▲ 36	▲ 28	▲ 18	▲ 9	0

■ 3号認定（1・2歳）の量の見込みと確保方策

単位：人

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	817	760	728	720	712	704
②確保方策		766	733	725	717	708
特定教育・保育施設		627	600	594	587	580
特定地域型保育事業		139	133	131	130	128
企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
過不足（②－①）		6	5	5	5	4

【 今後の方向性 】

保育サービスの需要と供給が均衡するよう、公立施設の利用定員を調整するほか、統合による認定こども園化を含めて検討を行います。



4 地域子育て支援事業の提供体制の確保

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

身近な場所で相談できる利点を広く市民に周知するとともに、現状の設置数を維持し、事業を実施します。

単位：か所

		実績	推計				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	基本型	1	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
確保 方策	基本型		1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関		0	0	0	0	0
	特定型		0	0	0	0	0
	こども家庭センター型		1	1	1	1	1

【今後の方向性】

現在の設置数を維持し、継続的に事業を実施します。

また、北上市重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、包括的な相談の受け止めに努めるとともに、重層的支援会議へ参加し、包括的支援体制の整備に向け、多機関協働事業者からの要請に基づいた連携を積極的に図り、地域住民の支援に関わることとします。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、現在の利用状況からの伸び率を基に算出しました。現在北上市では休日保育事業を行っている施設はありませんが、延長保育を継続して実施できるよう、必要な支援を行い、確保に努めます。

単位：人日

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	90	76	75	73	71	69
確保方策		80	80	80	80	80

【今後の方向性】

保護者のニーズに対応し、適切に受入枠を確保します。

■延長保育事業の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
認定こども園・保育所	15	15	15	15	15	15
地域型保育事業所	7	5	5	5	5	5

■休日保育事業の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
施設数	0	0	0	0	0	0



(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

世帯所得の状況等を勘案し、施設型給付を受けない幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費を助成する事業です。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、対象が1園のみであるため、2024（令和6）年度の実績から横ばいで推移すると想定して、量の見込みを設定しました。

施設型給付を利用する場合の副食費の徴収免除と同様の基準で、副食費を給付する事業を実施し、利用する施設により負担額が異なることのないようにするとともに、保護者の負担軽減を図ります。

単位：人

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	10	10	10	10	10	10
確保方策		10	10	10	10	10

【今後の方向性】

こどもの貧困対策の一環として対象者を確実に把握し実施します。

(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

放課後児童クラブ（学童保育所）とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、各学校学年別の学童保育所利用状況からの伸び率等を基に、今後の学童保育所利用児童数を推計して算出しました。

確保方策としては、関係機関と連携しながら、利用児童数の傾向や地域の状況に合わせ、老朽化による建替えや増築、学校教育に支障が生じない範囲での余裕教室の活用などを基本としつつ、ニーズの増加状況により貸家、空き店舗等の活用も選択肢とし、施設整備を進めるとともに、放課後児童支援員の人材確保や研修を進め、ニーズに対応したサービス量の確保に努めます。

単位：人

		実績	推計				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	【低学年】 小学1～3年生	967	1,011	997	997	991	995
	【高学年】 小学4～6年生	351	353	349	348	347	347
確 保 方 策	【低学年】 小学1～3年生		1,172	1,172	1,179	1,179	1,179
	【高学年】 小学4～6年生		409	409	412	412	412

【今後の方向性】

就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るとともに、適正な運営ができるよう支援します。

父母会や運営委員会との協議を進め、準備のできた施設から段階的に指定管理による運営へ移行します。

また、学童保育所における育成支援及び学童保育所運営に係る質の向上に努め、利用者の利便性及び満足度向上等を図り、こどもの声を聴き、こどもの視点に立った学童保育所運営を目指します。

さらに、土曜日や長期休業期間の利用希望や利用時間延長の希望が一定数あるため、多様化するニーズへの対応を目指します。



(5) 子育て支援短期利用事業（子育て短期支援事業）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- ・短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

連続7日を限度に必要な期間こどもを預かる事業です。

- ・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

ひとり親家庭において、保護者の就労等により帰宅が恒常的に夜間にわたるため、こどもの生活指導、夕食の賄い等が困難である場合に、1か月を限度に預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、現在の利用状況からの伸び率を基に算出しました。利用を希望する家庭の状況を勘案し、適切に対応できる支援体制を確保します。

単位：人日

	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	4	4	5	5	6
確保方策		42	42	42	42	42

【今後の方向性】

引き続き、ニーズに応じた支援を行っていくとともに、さらなる事業の周知を図ります。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に、子育て家庭の孤立化を防ぐため子育てに関する情報提供などをしながら家庭訪問を行います。こども家庭センターの保健師又は助産師が訪問し、子育て家庭と顔の見える関係を築き養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、現在の利用状況からの伸び率を基に算出しました。安心して子育てができる支援策として量の見込みに対応できる体制を確保し、全戸への訪問に努めます。

単位：人

	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	401	398	416	433	451	469
確保方策		398	416	433	451	469

【 今後の方向性 】

子育てへの不安を和らげ、必要な支援や助言を行うとともに、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる家庭の早期発見に努めます。

(7) 養育支援訪問事業

【 事業概要 】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、2024（令和6）年の利用率と乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みから算出しました。養育支援が特に必要である家庭を把握し、適切に対応できる体制を確保します。

単位：人

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	48	48	47	46	46	46
確保方策		48	47	46	46	46

【 今後の方向性 】

養育の支援が必要な家庭に対して、引き続ききめ細かい対応ができるよう支援体制の充実に努めます。

(8) 地域子育て支援拠点事業

【 事業概要 】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、2024（令和6）年の一人あたり利用回数と就学前児童の推計人口から算出しました。「子育て支援センター」という名称で、おやこセンター、市立江釣子保育園、おにやなぎ保育園、ときわだい保育園の計4か所において事業を実施し、量の見込みに対応する利用体制を確保します。

単位：人回

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	23,422	22,227	21,031	20,265	19,601	19,180
確保方策		22,227	21,031	20,265	19,601	19,180

【 今後の方向性 】

気軽に育児相談や親同士の交流ができる場へのニーズが高いことから、子育ての悩みの解消や家庭内での養育力の向上を推進するため、今後も継続して実施します。また、土曜日開所を実施し、ニーズへの対応に努めます。

■地域子育て支援拠点事業の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
施設数	4	4	4	4	4	4

(9) 一時預かり事業（一時保育・一時預かり保育）、ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）

【 事業概要 】

保護者の疾病やリフレッシュのため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所（ファミリー・サポート・センター事業についてはあずかり会員の家）で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、幼稚園型は実績からの横ばいとし、一般型とファミリー・サポート・センター（未就学児）については現在の利用状況からの伸び率を基に算出しました。対応する幼稚園教諭や保育教諭、保育士の確保に努めます。また、ファミリー・サポート・センター事業の利用を希望する家庭の状況を勘案し、適切に対応できるよう援助を行います。

単位：人日

		実績	推計				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	幼稚園型	27,443	27,443	27,443	27,443	27,443	27,443
	一般型	927	1,004	1,050	1,096	1,142	1,188
	ファミリー・サポート・センター（未就学児）	361	559	667	775	883	991
確保方策	幼稚園型		27,443	27,443	27,443	27,443	27,443
	一般型		1,004	1,050	1,096	1,142	1,188
	ファミリー・サポート・センター（未就学児）		559	667	775	883	991

【 今後の方向性 】

幼稚園に通園している家庭の保育ニーズ、幼稚園に通園していない家庭の保育ニーズ、それぞれの量の見込みに対応する受入枠の確保に努めます。

■一時預かり事業の年度別提供施設数

単位：か所

		実績	推計				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
幼稚園型		13	13	13	13	13	13
一般型		4	4	4	4	4	4

(10) 病児・病後児保育事業

【 事業概要 】

病中期あるいは病気の回復期にある児童及び体調不良の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、2024（令和6）年度の実績から横ばいとししました。量の見込みに対応できる支援体制を確保します。

単位：人日

		実績	推計				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		697	697	697	697	697	697
確保方策			697	697	697	697	697



【 今後の方向性 】

病気の児童の保護者が仕事を休めるような労働環境の整備について、関係機関への働きかけを検討します。また、こどもが病気の際の一時的な保育にも対応できるよう病児保育事業の実施についても検討します。

■病児・病後児保育事業の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
病児保育	0	0	0	0	0	0
病後児保育	1	1	1	1	1	1
体調不良児対応	2	2	2	2	2	2

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 事業概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けた者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、現在の利用状況からの伸び率を基に算出します。利用を希望する家庭の状況を勘案し、適切に対応できるよう援助を行います。

単位：人日

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	503	724	852	980	1,108	1,236
未就学児（再掲）	361	559	667	775	883	991
就学児	142	165	185	205	225	245
確保方策		724	852	980	1,108	1,236
未就学児（再掲）		559	667	775	883	991
就学児		165	185	205	225	245

【 今後の方向性 】

広報などで事業の周知を図ることにより、あずかり会員及び両方会員の増員を目指します。

(12) 妊産婦健康診査事業

【事業概要】

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び産後の適時必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、現在の利用状況からの伸び率を基に算出しました。市が医療機関への委託により実施しており、妊婦健康診査 14 回分と子宮頸がん検診 1 回分、産後健康診査 2 回分の受診票を交付しています。量の見込みに対応する受診機会の確保に努めます。

単位：人

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	500	470	443	416	389	362
確保方策		470	443	416	389	362

【今後の方向性】

妊産婦健康診査及び歯科検診の受診票を発行し受診を奨励することにより、妊娠中及び産後の、異常の早期発見・早期治療を行い、母体の健康の保持増進を図ります。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、2024（令和6）年度に実施した場合の想定利用率と推計児童数から算出しました。支援が必要な家庭を把握し、適切に対応できる体制を確保します。

単位：人日

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		47	45	43	42	41
確保方策		実施未定	実施未定	実施未定	実施未定	実施未定

【 今後の方向性 】

出生数は減少していますが、養育者の心身の健康と安心して子育てができる環境を整えるため、必要な支援について検討します。

(14) 児童育成支援拠点事業

【 事業概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、推計児童数と相談支援員等が相談を含めた対応をしている児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の数から算出しました。量の見込みに適切に対応できる支援体制を確保します。

単位：人

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		29	29	28	27	26
確保方策		実施未定	実施未定	実施未定	実施未定	実施未定

【 今後の方向性 】

スクールカウンセラーや教育支援センターなど、学校内外の関係相談機関を中心に、事業の対象となる児童を把握し、適切な支援につなげられるような体制を検討します。

(15) 親子関係形成支援事業

【 事業概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、推計児童数と相談支援員等が相談を含めた対応をしている世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の数から算出しました。量の見込みに適切に対応できる支援体制を確保します。

単位：人

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		6	6	5	5	5
確保方策		実施未定	実施未定	実施未定	実施未定	実施未定

【 今後の方向性 】

子育てに関する相談窓口が中心となり、対象となる世帯（保護者や児童など）の把握をし、必要な支援について検討します。

(16) 妊婦のための支援給付事業（妊婦等包括相談支援事業）

（2024（令和6）年度までの名称は「出産・子育て応援事業」）

【 事業概要 】

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の支援を充実させるとともに、経済的な負担を軽減するために給付金の支給を行っています。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、各年度の推計妊娠届出数に面談回数（3回）を乗じて算出しました。量の見込みに対応する保健師・助産師の支援体制を確保します。

単位：回

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		1,331	1,320	1,302	1,291	1,279
確保方策		1,331	1,320	1,302	1,291	1,279

【 今後の方向性 】

妊娠時からの伴走型相談支援により、支援の必要な妊産婦・子育て世帯を把握して、切れ目のない継続的な支援を実施します。



(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 事業概要 】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所、認定こども園、幼稚園等に通うことができる新たな通園給付です。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、3号認定の推計児童数をもとにした未就園児童の中で、一定の利用があることを想定して算出しました。今後、ニーズに応じた必要量を確保できるよう段階的に整備を進めます。

単位：人日

		実績	推計				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	0歳			3	3	3	3
	1歳			3	3	3	3
	2歳			3	3	3	3
確 保 方 策	0歳			3	3	3	3
	1歳			3	3	3	3
	2歳			3	3	3	3

【 今後の方向性 】

利用状況を注視し、利用ニーズに合わせた受け入れ体制の確保を図ります。

(18) 産後ケア事業

【事業概要】

出産後、自宅に戻って、お産や育児疲れで体調がよくない、赤ちゃんのお世話や生活リズムがわからない、授乳が上手くいかない等のお母さんの困りごとに、助産師・保健師がケアを行います。

主に「産後デイサービス（1日）（半日）」「訪問型サービス」の3つのサービスを提供しています。

～主なケアサービスの内容～

母乳ケア、赤ちゃんの体重測定、沐浴、骨盤ケア、ミルク・母乳の量についての相談、育児相談など

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、現在の利用状況からの伸び率を基に算出しました。「NP0 法人まんまるママいわて」と「にこにこ助産婦」への委託により実施しており、利用可能回数は各サービス合わせて10回（早産及び多胎は12回）以内となっています。量の見込みに対応できるよう援助を行います。

単位：人日

	実績	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	552	566	592	618	644	670
確保方策		566	592	618	644	670

【今後の方向性】

引き続き、産後の母子に対する心身ケアや育児サポート等を行い、安心・安全な子育て環境の整備に努めます。



(19) 乳幼児健康診査事業

【事業概要】

こどもの健康課題等のスクリーニングだけでなく、保護者の育児不安等への子育てのサポートを行い、こどもの健やかな発育・発達の促進や保護者の育児不安等の軽減を図るために適切なアドバイスを行います。4 か月、10 か月、1 歳 6 か月、2 歳 6 か月及び 3 歳 6 か月の集団健康診査において多職種のスタッフがワンストップで行う支援を提供しています。

～集団健康診査の内容～

問診、計測、小児科診察、歯科診察、指導、心理相談、栄養相談、歯科相談など

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、対象者数に母子手帳交付の割合を乗じて伸び率を算出しました。

各集団健康診査の受診機会の確保に努めます。

単位：人日

		実績	推計				
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量 の 見 込 み	4 か月健診	479	450	415	399	373	347
	10 か月健診	502	472	435	418	391	363
	1 歳 6 か月健診	496	466	430	413	386	359
	2 歳 6 か月健診	541	509	469	450	421	392
	3 歳 6 か月健診	537	505	465	447	418	389
確 保 方 策	4 か月健診		450	415	399	373	347
	10 か月健診		472	435	418	391	363
	1 歳 6 か月健診		466	430	413	386	359
	2 歳 6 か月健診		509	469	450	421	392
	3 歳 6 か月健診		505	465	447	418	389

【今後の方向性】

乳幼児健診の受診を奨励することにより、疾病の有無や早期発見、保護者の育児不安等を把握し、必要な支援に努めます。



第7章 推進体制

1 計画の推進体制

本市では、こども・若者施策を本計画に基づき総合的に推進していきます。本計画は、こども・若者関連施策のほか、健康、教育、まちづくりなど広範囲にわたっています。そのため、『こども大綱』の内容や本計画の位置づけ、子どもの権利条約の4つの原則などを、健康こども部を中心とした関係部署で共有し、多様な背景を持つこども・若者から意見を聴きつつ、国や県、保護者、子ども・子育て支援機関、事業主及び市民関係団体等と連携をしながら、市全体でこどもの権利を基盤にした取組を推進します。

2 計画の公表及び周知

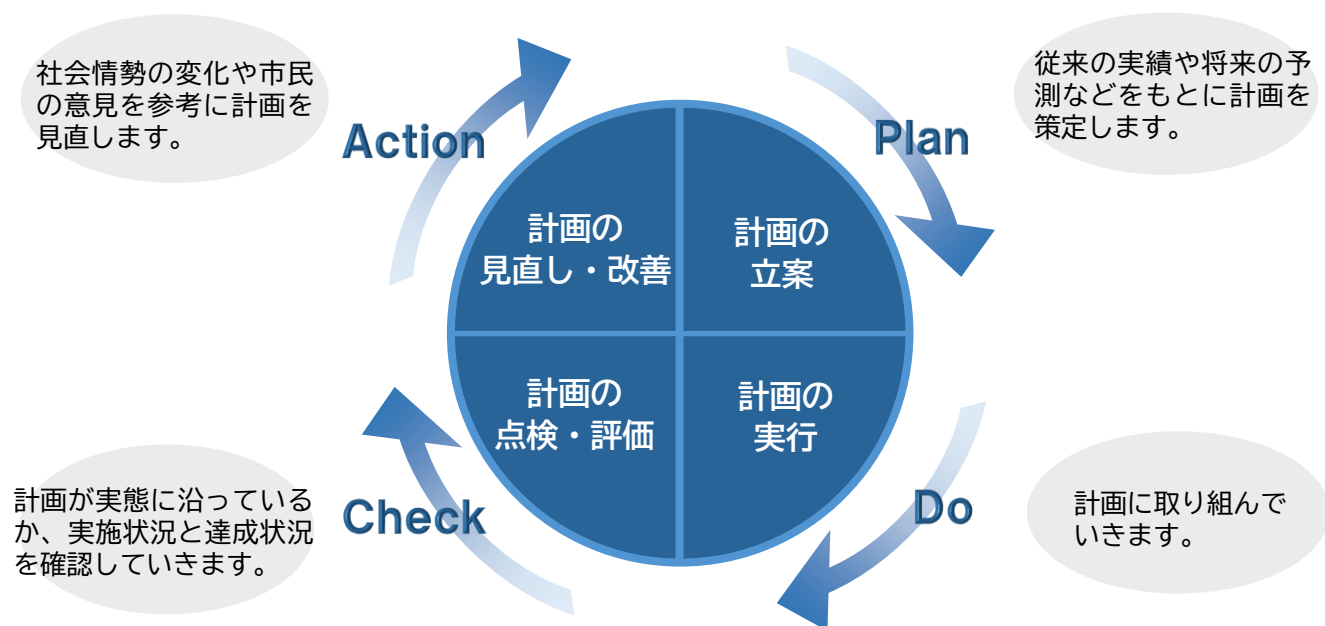
本計画の実施にあたっては、計画の目標を達成するため、事業の対象とすることどもや子育て家庭・若者等に必要な情報や支援が適切に届くよう、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、公共施設、市広報紙、パンフレット等、インターネット、相談支援その他の多様な媒体と機会を活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。各事務事業においても、あらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

計画の進行管理については、毎年度「北上市子ども・子育て会議」に実施状況を報告し、点検・評価を受け、目標や指標ごとに効果検証を行い、循環型のマネジメントサイクル『PDCAサイクル』に基づき、施策の改善、充実を図ります。

さらに、目標や指標の達成状況に応じて、「北上市子ども・子育て会議」等の意見や、近年多発する自然災害、不測の社会経済環境の変化等を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行い、効果的かつニーズに合った施策の推進に努めます。



資料編

1 北上市子ども・子育て会議

(1) 北上市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 1 日

条例第 24 号

改正

令和 2 年 12 月 18 日条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、北上市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、次の事項を調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業に関すること。
- (3) 北上市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉団体から推薦を受けた者
- (2) 事業者団体から推薦を受けた者
- (3) 労働者団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 公募による市民
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。



(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康こども部において処理する。

(令2条例27・一部改正)

(補則)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第27号）抄

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(2) 北上市子ども・子育て会議 委員名簿

委 嘱 区 分		氏 名	役 職	任 期	摘 要
1号委員	児童福祉団体から推薦を受けた者	佐 藤 和 範	主任児童委員	R6.3.28～R8.3.27	
2号委員	事業者団体から推薦を受けた者	佐 藤 仁 実	北上商工会議所会員	R6.3.28～R8.3.27	職務代理者
		中 嶋 真佐仁	北上工業クラブ専務理事	R6.3.28～R8.3.27	
3号委員	労働者団体から推薦を受けた者	齋 藤 智 哉	連合岩手花巻北上地域協議会 副議長	R6.3.28～R8.3.27	
4号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	山 崎 美 鈴	幼保連携型認定こども園 いいとよ保育園 園長	R6.3.28～R8.3.27	
		今 西 界 雄	岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会中部地区 北上地区会 会長	R6.3.28～R8.3.27	会長
		東 山 容 子	北上市学童保育連絡協議会 放課後児童支援員	R6.3.28～R8.3.27	
5号委員	子どもの保護者	藤 原 典 子	岩手県私立幼稚園・認定こども園中部地区PTA 連合会 会長	R6.3.28～R8.3.27	
		照 井 信 二	川岸保育園保護者会会長	R6.3.28～R6.6.5	
		伊 藤 貴 洋	黒沢尻保育園保護者会 副会長	R6.7.1～R7.7.17	
		三 上 千 広	おにやなぎ保育園保護者 会会長	R7.8.27～R8.3.27	
6号委員	学識経験を有する者	山 田 保 枝	北上市PTA連合会	R6.3.28～R7.7.17	
		小 原 祝 子	母親委員会副委員長	R7.8.27～R8.3.27	
6号委員	学識経験を有する者	大 塚 健 樹	盛岡大学短期大学部 学生部長	R6.3.28～R8.3.27	
		磯 貝 友 絵	専修大学北上福祉教育 専門学校 保育科長	R6.3.28～R8.3.27	
7号委員	公募による市民	伊 藤 翔 悟	公募委員	R6.3.28～R8.3.27	
		佐 藤 美紗江	公募委員	R6.3.28～R8.3.27	
		宮 本 光	公募委員	R6.3.28～R8.3.27	

2 策定経過

開催日等	内容
令和5年8月3日（木）	令和5年度第1回子ども・子育て会議 ・第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について
令和6年3月25日（月）	庁議 ・北上市こども計画の策定方針について
令和6年3月28日（木）	令和5年度第2回子ども・子育て会議 ・北上市こども計画の策定方針及び策定スケジュールについて
令和6年7月17日（水）	令和6年度第1回子ども・子育て会議 ・第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について
令和6年7月17日（水） ～8月9日（金）	アンケート調査の実施 【子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査】 【子どもの生活実態調査】 【若者に関するアンケート調査】
令和6年8月23日（金）	第1回北上市こども計画検討会議 ・北上市こども計画検討会議について ・北上市こども計画策定の進捗状況について ・今後の計画策定作業について
令和6年10月16日（水）	第1回北上市こども計画検討会議幹事会 ・北上市こども計画の策定について ・こども計画策定に係る各種アンケート調査結果の概要について
令和6年10月～11月	高校生ワークショップの実施 ○参加者：専修大学北上高等学校 合計104名 ○実施日：10月31日（木）、11月6日（水）、11月12日（火）
令和6年11月 ～令和7年2月	市民ワークショップの実施 ○参加者：小学生以上の方 累計50名 ○実施日：11月13日（水）、12月4日（水）、2月4日（火）
令和6年11月25日（月）	第2回北上市こども計画検討会議 ・北上市こども計画策定に係る各種調査結果の概要について
令和6年11月28日（木）	第1回北上市こども計画策定委員会 ・計画策定に係る各種調査結果の概要について
令和6年12月23日（月） ～令和7年1月7日（火）	アンケート調査の実施 【高校生アンケート調査】
令和7年2月1日（土） ～3月7日（金）	こども・若者 オンライン意見箱の実施 ○意見数：6件
令和7年2月17日（月）	第2回北上市こども計画検討会議幹事会 ・北上市こども計画の骨子について

開催日等	内容
令和7年2月23日（月） ～1月7日（火）	障がい児施設への聞き取り調査の実施 ○対象：利用者、職員 合計14名 ○実施日：2月18日（火） 放デイ ココアールすてっぷ 2月19日（水） 児童発達支援事業所 ☆きらり 2月19日（水） 放デイ ココアールグラス 2月27日（木）、28日（金） 北上市こども療育センター
令和7年2月25日（火）	第3回北上市こども計画検討会議 ・北上市こども計画の骨子について
令和7年3月6日（木）	第2回北上市こども計画策定委員会 ・北上市こども計画の骨子について
令和7年3月18日（火）	第3回北上市こども計画検討会議幹事会 ・北上市こども計画の骨子について ・北上市こども計画の素案について
令和7年3月24日（月）	第4回北上市こども計画検討会議 ・北上市こども計画の骨子について ・北上市こども計画の素案について
令和7年4月16日（水）	第4回北上市こども計画検討会議幹事会 ・北上市こども計画素案について
令和7年4月25日（金）	第5回北上市こども計画検討会議 ・北上市こども計画の素案について
令和7年4月30日（水）	第3回北上市こども計画策定委員会 ・北上市こども計画の素案について
令和7年5月19日（月）	第6回北上市こども計画検討会議 ・北上市こども計画の素案について
令和7年6月20日（金）	第7回北上市こども計画検討会議 ・北上市こども計画の素案について
令和7年7月14日（月） ～7月28日（月）	パブリックコメントの実施 ○意見数：33件
令和7年8月20日（水）	第8回北上市こども計画検討会議 ・北上市こども計画の素案について
令和7年8月27日（水）	第4回北上市こども計画策定委員会 ・北上市こども計画の素案について
令和7年9月1日（月）	庁議 ・北上市こども計画の策定について

3 成果指標一覧

基本目標1 こども・若者が夢や希望を持てるまち

○施策の方向性1 「こどもの権利」の普及・啓発と意見聴取の機会創出

No.	指標		現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
1	自分の将来について明るい希望を持っているこども・若者の割合	高校生	88.3%	90.0%	R6北上市若者調査
		20～39 歳	53.8%	60.0%	R6北上市高校生調査
2	地縁的な活動（自治会、婦人会、青年団、子ども会など）に参加している若者の割合	16 歳～19 歳	16.2%	17.5%	R6 北上市 市民意識調査
		20 歳代	14.8%	15.5%	
		30 歳代	26.2%	27.0%	

○施策の方向性2 多様な体験・触れ合いの機会づくり

No.	指標		現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
3	地域にこどもや若者の遊びや体験活動の機会の場が十分にあると思う若者の割合		24.4%	30.0%	R6北上市若者調査
4	「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくり」の満足度		57.1%	65.0%	R6 北上市 市民意識調査

○施策の方向性3 こどもの貧困対策の充実

No.	指標		現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
5	こどもの貧困率		6.3%	5.5%	R6 北上市こどもの 生活実態調査

○施策の方向性4 障がい等のあるこども・若者への支援の充実

No.	指標		現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
6	市内障害児相談支援事業所数		7 か所	7 か所	実績

指標の設定理由
・ こどもや若者がこどもの権利を知ることによって自分自身について主体的に選択できるようになり、将来に対する希望を持ちやすくなるもの。 ・ 自分の意見が尊重されることにより社会の一員であるという感覚が育ち、自己肯定感を高め、将来に対する希望を持ちやすくなるもの。
・ 若者の地域社会への参画状況を把握するもの。

指標の設定理由
・ こどもや若者の興味・関心を反映した体験環境の質を測る指標となるもの。
・ 多様な体験がジェンダーにとらわれない選択肢を広げ、ふれあいの機会が多様性の理解につながるもの。

指標の設定理由
・ 教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援によりこどもを取り巻く家庭の経済状況が改善され、こどもの貧困率の低下につながるもの。

指標の設定理由
・ 十分な相談体制を維持することにより、障がい児・その保護者への支援の充実につながるもの。

○施策の方向性5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

No.	指標	現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
7	ヤングケアラーという言葉聞いたことが「ある」と答えた小学生から高校生の割合	39.2%	80.0%	R4 北上市ヤングケアラー実態調査
8	児童虐待予防に関する普及啓発(出前講座、研修)	5 件	8 件	実績

○施策の方向性6 こども・若者の心の健康づくり等の推進

No.	指標	現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
9	こころの健康に関する教育・リーフレット等を用いた普及啓発を実施している割合(中学校、高校、専門学校)	100.0%	100.0%	実績
10	「今の自分が好きだ」と思う若者の割合	60.3%	70.0%	R6 北上市若者調査

基本目標2 こども・若者が成長・活躍できるまち

○施策の方向性1 こどもの誕生前から幼児期までに対する支援

No.	指標	現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
11	待機児童数	0 人	0 人	実績
12	産後、退院してから1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと回答した保護者の割合	86.6%	92.0%	R6 4か月児健康診査票

○施策の方向性2 学童期・思春期に対する支援

No.	指標	現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
13	「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思う小学生の保護者の割合	91.3%	95.0%	R6 北上市子育てニーズ調査
14	「今の自分が好きだ」と思う若者の割合(再掲)	60.3%	70.0%	R6 北上市若者調査

指標の設定理由

- ・ヤングケアラーという言葉の理解が広まることにより、こども自身が自分の状況はおかしいと気づき、支援を求めるきっかけとなり、見えにくい虐待の早期発見、予防、支援の提供につながるもの。
- ・児童虐待予防に関する普及啓発は、単なる情報提供にとどまらず、虐待の早期発見、未然防止、支援への連携など多面的な効果があるもの。

指標の設定理由

- ・こころの健康に関する教育・普及啓発は、自分自身を理解し、ストレスに適切に対処することでこころの健康を守り、精神的な安定につながるため。
- ・自己肯定感の低さは自殺リスクの要因となり、自己肯定感を育む教育・支援の充実が自殺予防につながるもの。

指標の設定理由

- ・待機児童の発生は、成長に必要な刺激や社会的発達のお機会の不足につながる可能性があるもの。
- ・産後ケアの充実が産後うつや育児不安の軽減につながり、こどもや妊産婦の健康の確保に資するもの。

指標の設定理由

- ・学校を中心とした安心できる居場所の提供がこどもの孤立を防ぎ、心の安定につながるもの。
- ・自己肯定感は、心の健全な成長の基礎となるもの。

○施策の方向性3 青年期・ポスト青年期に対する支援

No.	指標	現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
15	悩みを相談できる人（場所）がない／ないと回答する若者の割合	6.6%	5.0%	R6 北上市若者調査
16	今後、北上市への居留意向がある若者の割合	66.2%	75.0%	R6 北上市若者調査

基本目標3 子育て世帯が安心して暮らせるまち

○施策の方向性1 経済的負担の軽減

No.	指標	現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
17	現在の暮らしの状況が『苦しい』世帯の割合	32.9%	30.0%	R6 北上市子どもの生活実態調査
18	食料又は衣服が買えない経験	食料	12.0%	R6 北上市子どもの生活実態調査
		衣服	14.7%	

○施策の方向性2 子育て、家庭教育への支援

No.	指標	現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
19	悩みの相談相手（場所）がない／ない保護者の割合	就学前児童保護者	8.8%	R6 北上市子育てニーズ調査
		小学生保護者	10.4%	

○施策の方向性3 ライフ・ワーク・バランスの推進

No.	指標	現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
20	男性の育児休業取得率	15.3%	20.0%	R6 北上市子育てニーズ調査
21	ライフ・ワーク・バランスが取れて いると感じる子育て世代の割合	20 歳代	63.0%	R6 北上市 市民意識調査
		30 歳代	45.8%	

○施策の方向性4 ひとり親家庭への支援

No.	指標	現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	指標の引用元
22	ひとり親家庭の親の就業率	父子家庭	82.4%	R6 北上市子どもの生活実態調査
		母子家庭	93.6%	

指標の設定理由

- ・若者の社会的孤立や心の不調に繋がる指標であり、相談体制の充実、安心して悩みを共有できる環境を整えるための基盤となるもの。
- ・若者の地域社会への愛着に加え、就職、子育てや教育環境等、住み続けるための環境が充実していると感じる割合が成果の指標となるもの。

指標の設定理由

- ・物価上昇、収入低下、社会保障の不足など、経済的負担の大きさを表しており、経済的負担の軽減が不十分であることを意味するもの。
- ・生活困窮の直接的な指標であり、経済的負担の軽減が不十分であることを意味するもの。

指標の設定理由

- ・相談相手の不在は孤立感と育児ストレスを高め、虐待リスクの増加や心身の不調にもつながるため、気軽に話せる環境づくりが必要となるもの。

指標の設定理由

- ・男性が育児休業を取得できる環境は、仕事と家庭の両立が可能な職場であること示し、企業や社会全体のライフ・ワーク・バランス推進の度合いを測る指標となるもの。
- ・育児休業、テレワーク、保育支援などの制度の整備だけではなく、子育て世代の実感としてライフ・ワーク・バランスが取れていると感じる割合が成果の指標となるもの。

指標の設定理由

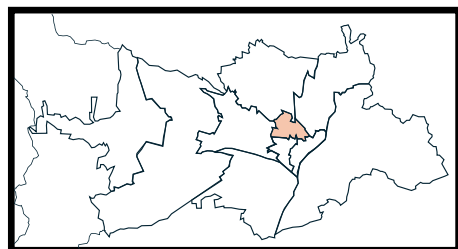
- ・保育サービス、就労支援、経済的支援が充実することで就職活動のハードルが下がり、就職率の向上につながるもの。

4 中学校区別の状況

(1) 上野中学校区（人口：12,896 人（令和6年3月31日時点））

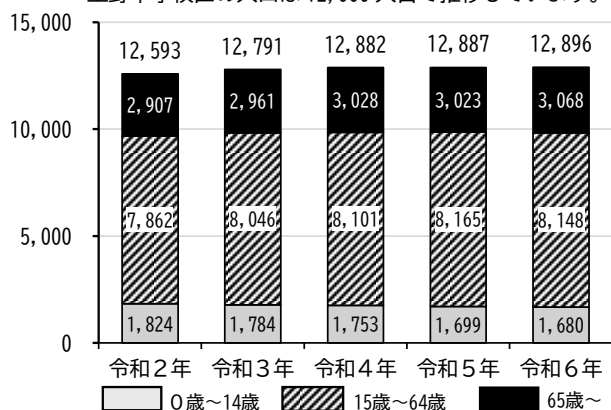
●上野中学校区の特徴● ▶…人口に関する内容、○調査結果に関する内容

- ▶人口は10中学校区のうち2番目。
- ▶11歳以下のこどもの割合は9.96%となり、10中学校区のうち1番目。
- ▶6～11歳の割合は市全域より高い割合で推移しているが、同様に減少している。
- ニーズ調査で、主に子育てを行っているのは「父母ともに」と回答した割合は、就学前71.3%、小学生45.5%となった。
- ニーズ調査（小学生）では、父母ともに子育てを行っている割合が10中学校区のうち一番低い。
- ニーズ調査（小学生）では、子育てに関して気軽に相談できる人・場所があると回答した割合が10中学校区のうち一番低い。
- 若者調査では、今の自分が好きだと回答した割合は10中学校区のうち2番目。
- 若者調査では、地域の人は困ったときに助けてくれると回答した割合が10中学校区のうち一番低い。



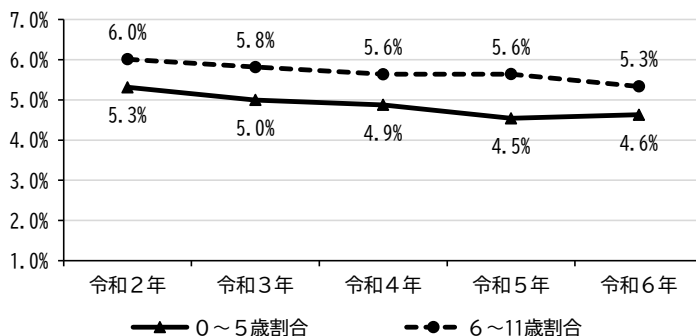
【年齢3区分別人口の推移】

上野中学校区の人口は12,000人台で推移しています。



【こどもの人口割合の推移】

上野中学校区の人口に占めるこども割合をみると、6～11歳は令和2年から0.7ポイント減少し、0～5歳は令和2年から令和5年にかけて0.8ポイント減少していますが、その後は増加に転じています。



ニーズ調査結果

	就学前児童		小学生	
	上野中学校区	順位／10中学校区	上野中学校区	順位／10中学校区
主に子育てを行っているのは「父母ともに」と回答した割合	71.3%	5番目	45.5%	10番目
日頃お子さんをみてもらえる親族・知人は「いずれもない」と回答した割合	13.2%	6番目		
気軽に相談できる人/場所が「いる/ある」と回答した割合	91.2%	7番目	72.7%	10番目

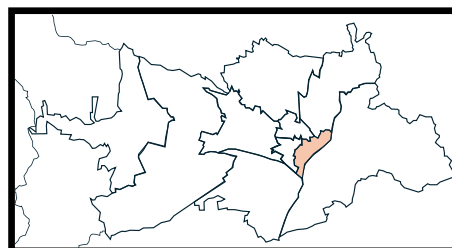
若者調査結果

	上野中学校区	順位／10中学校区
今の自分が好きだと思っているに「あてはまる/どちらかといえば、あてはまる」と回答した割合	63.9%	2番目
自分の将来について明るい希望を持っているに「希望がある/どちらかといえば希望がある」と回答した割合	50.9%	6番目
地域の人（近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加しているNPO法人 など）が困ったときに助けてくれると思うに「そう思う/どちらかといえば、そう思う」と回答した割合	14.7%	10番目

(2) 北上中学校区①(黒沢尻東小) (人口：12,040 人 (令和6年3月31日時点))

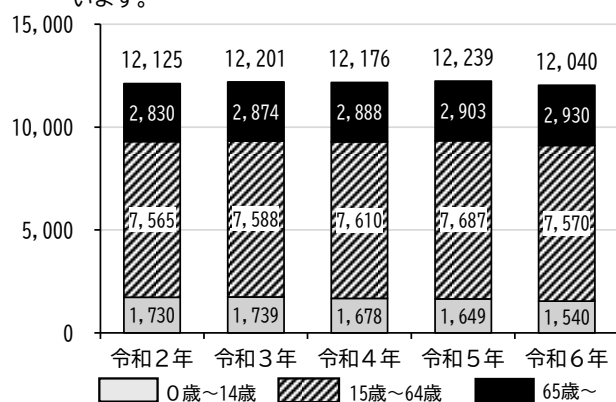
●北上中学校区①の特徴● ▶…人口に関する内容、○調査結果に関する内容

- ▶人口は10中学校区のうち3番目。
- ▶11歳以下のこどもの割合は9.92%となり、10中学校区のうち2番目。
- ▶6～11歳の人口割合は横ばいで推移しており、令和6年では市全域より0.8ポイント高い。
- 主に子育てを行っているのは、「父母ともに」と回答した割合は、就学前70.6%、小学生62.2%となった。
- ニーズ調査(就学前)では、日頃お子さんをみてもらえる親族・知人が、いずれもないと回答した割合が10中学校区のうち一番高い。
- ニーズ調査(小学生)では、父母ともに子育てを行っている割合が10中学校区のうち8番目。
- 若者調査では、今の自分が好きだと回答した割合は10中学校区のうち9番目。



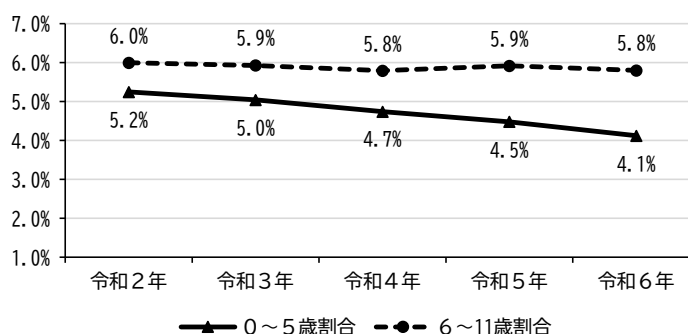
【年齢3区分別人口の推移】

北上中学校区(黒沢尻東小)の人口は12,000人台で推移しています。



【こどもの人口割合の推移】

北上中学校区(黒沢尻東小)の人口に占めるこども割合をみると、6～11歳は令和2年から0.2ポイント減少し、0～5歳は令和2年から1.1ポイント減少しています。



ニーズ調査結果

	就学前児童		小学生	
	北上中学校区 (黒沢尻東小)	順位/ 10中学校区	北上中学校区 (黒沢尻東小)	順位/ 10中学校区
主に子育てを行っているのは「父母ともに」と回答した割合	70.6%	6番目	62.2%	8番目
日頃お子さんをみてもらえる親族・知人は「いずれもない」と回答した割合	27.5%	1番目		
気軽に相談できる人/場所が「いる/ある」と回答した割合	91.7%	6番目	93.3%	5番目

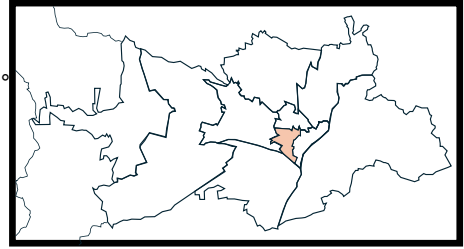
若者調査結果

	北上中学校区 (黒沢尻東小)	順位/ 10中学校区
今の自分が好きだと思っているに「あてはまる/どちらかといえば、あてはまる」と回答した割合	55.1%	9番目
自分の将来について明るい希望を持っているかに「希望がある/どちらかといえば希望がある」と回答した割合	53.0%	5番目
地域の人(近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加しているNPO法人など)が困ったときに助けてくれると思うかに「そう思う/どちらかといえば、そう思う」と回答した割合	32.7%	4番目

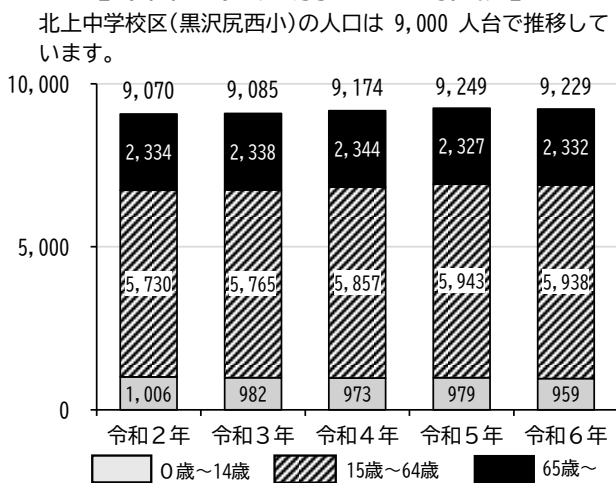
(3) 北上中学校区②(黒沢尻西小) (人口：9,229 人 (令和6年3月31日時点))

●北上中学校区②の特徴● ▶…人口に関する内容、○調査結果に関する内容

- ▶人口は 10 中学校区のうち 6 番目。
- ▶11 歳以下のこどもの割合は 8.10%となり、10 中学校区のうち 6 番目。
- ▶6～11 歳の割合は市全体より減少幅が大きく、令和6年では市全域より 0.8%低い。
- 主に子育てを行っているのは、「父母ともに」と回答した割合は、就学前 76.7%、小学生 62.3%となった。
- ニーズ調査(就学前)では、父母ともに子育てを行っている割合が 10 中学校区のうち一番高い。
- ニーズ調査(就学前)では、日頃お子さんをみてもらえる親族・知人が、いずれもないと回答した割合が 10 中学校区のうち 2 番目。
- ニーズ調査で、子育てに関して気軽に相談できる人・場所があると回答した割合は、就学前・小学生ともに 10 中学校区のうち 8 番目。
- 若者調査では、今の自分が好きだと回答した割合は 10 中学校区のうち 3 番目。
- 若者調査では、自分の将来について明るい希望を持っていると回答した割合は 10 中学校区のうち 2 番目。

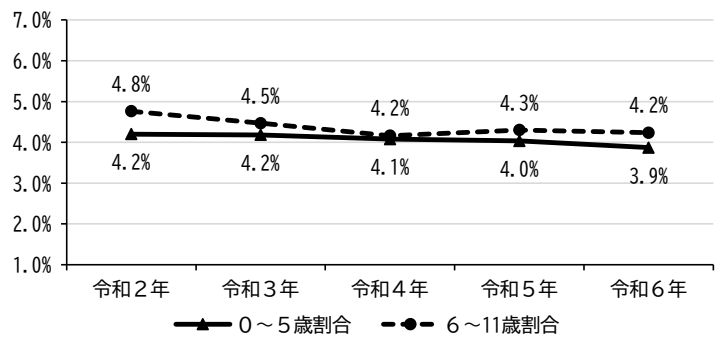


【年齢3区分別人口の推移】



【こどもの人口割合の推移】

北上中学校区(黒沢尻西小)の人口に占めるこども割合をみると、6～11歳は令和2年から令和4年にかけて0.6ポイント減少していますが、その後は増加に転じています。0～5歳は令和2年から令和5年にかけて0.3ポイント減少しています。



ニーズ調査結果

	就学前児童		小学生	
	北上中学校区 (黒沢尻西小)	順位/ 10 中学校区	北上中学校区 (黒沢尻西小)	順位/ 10 中学校区
主に子育てを行っているのは「父母ともに」と回答した割合	76.7%	1 番目	62.3%	7 番目
日頃お子さんをみてもらえる親族・知人は「いずれもない」と回答した割合	18.4%	2 番目		
気軽に相談できる人/場所が「いる/ある」と回答した割合	90.3%	8 番目	85.2%	8 番目

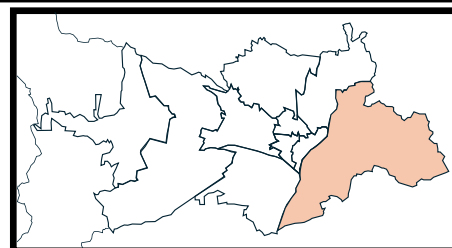
若者調査結果

	北上中学校区 (黒沢尻西小)	順位/ 10 中学校区
今の自分が好きだと思っているに「あてはまる/どちらかといえば、あてはまる」と回答した割合	63.2%	3 番目
自分の将来について明るい希望を持っているに「希望がある/どちらかといえば希望がある」と回答した割合	57.9%	2 番目
地域の人(近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加している NPO 法人 など)が困ったときに助けてくれると思うに「そう思う/どちらかといえば、そう思う」と回答した割合	23.7%	7 番目

(4) 東陵中学校区（人口：4,781人（令和6年3月31日時点））

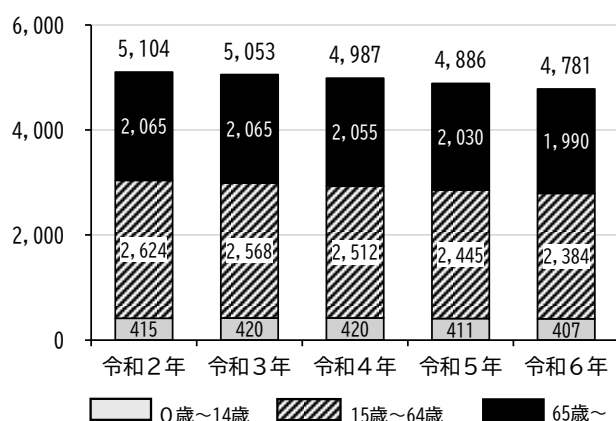
●東陵中学校区の特徴● ▶…人口に関する内容、○調査結果に関する内容

- ▶人口は10中学校区のうち9番目。
- ▶11歳以下のこどもの割合は6.36%となり、10中学校区のうち9番目。
- ▶0～5歳の割合は市全域より低くなっているが、ほぼ横ばいで推移している。
- 主に子育てを行っているのは、「父母ともに」と回答した割合は、就学前69.0%、小学生64.0%となった。
- ニーズ調査（就学前）では、子育てに関して気軽に相談できる人・場所があると回答した割合が10中学校区のうち2番目。
- ニーズ調査（小学生）では、子育てに関して気軽に相談できる人・場所があると回答した割合が10中学校区の中で一番高い。
- 若者調査では、自分の将来について明るい希望を持っていると回答した割合は10中学校区のうち一番低い。



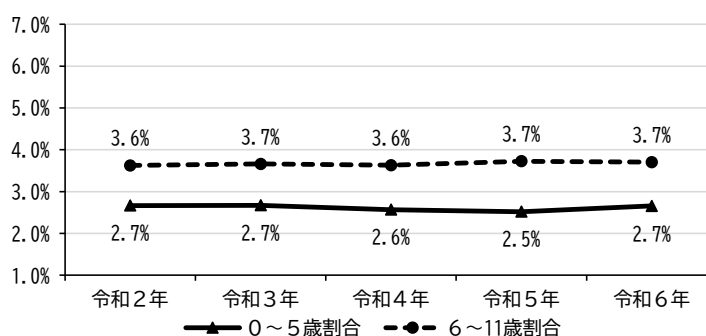
【年齢3区分別人口の推移】

東陵中学校区の人口は4,000～5,000人台で推移しています。



【こどもの人口割合の推移】

東陵中学校区の人口に占めるこども割合をみると、6～11歳は3.6～3.7ポイント、0～5歳は2.5～2.7ポイントを推移しています。



ニーズ調査結果

	就学前児童		小学生	
	東陵中学校区	順位／10中学校区	東陵中学校区	順位／10中学校区
主に子育てを行っているのは「父母ともに」と回答した割合	69.0%	7番目	64.0%	6番目
日頃お子さんをみてもらえる親族・知人は「いずれもない」と回答した割合	10.3%	7番目		
気軽に相談できる人/場所が「いる/ある」と回答した割合	96.6%	2番目	96.0%	1番目

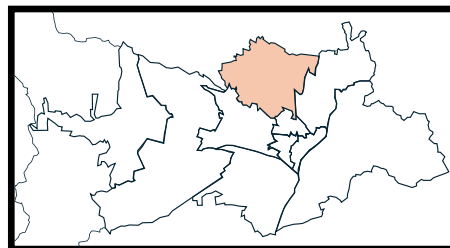
若者調査結果

	東陵中学校区	順位／10中学校区
今の自分が好きだと思っているに「あてはまる/どちらかといえば、あてはまる」と回答した割合	60.9%	5番目
自分の将来について明るい希望を持っているに「希望がある/どちらかといえば希望がある」と回答した割合	43.5%	10番目
地域の人（近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加しているNPO法人 など）が困ったときに助けてくれると思うに「そう思う/どちらかといえば、そう思う」と回答した割合	26.1%	5番目

(5) 飯豊中学校区（人口：10,641人（令和6年3月31日時点））

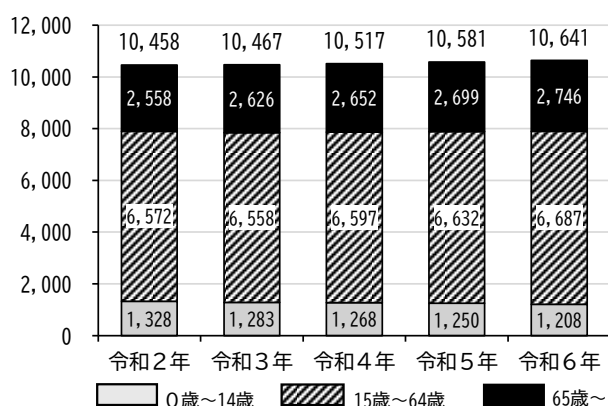
●飯豊中学校区の特徴● ▶…人口に関する内容、○調査結果に関する内容

- ▶人口は10中学校区のうち5番目。
- ▶11歳以下のこどもの割合は8.71%となり、10中学校区のうち5番目。
- ▶6～11歳の割合は、市全域と大差ない割合で、減少している。
- 主に子育てを行っているのは、「父母ともに」と回答した割合は、就学前72.3%、小学生72.9%となった。
- ニーズ調査で、父母ともに子育てを行っている割合は、就学前・小学生ともに10中学校区のうち3番目。
- ニーズ調査（小学生）では、子育てに関して気軽に相談できる人・場所があると回答した割合が10中学校区のうち2番目。
- 若者調査では、今の自分が好きだと回答した割合は10中学校区のうち8番目。
- 若者調査では、自分の将来について明るい希望を持っていると回答した割合は10中学校区のうち9番目。
- 若者調査では、地域の人は困ったときに助けてくれると回答した割合が10中学校区のうち8番目。



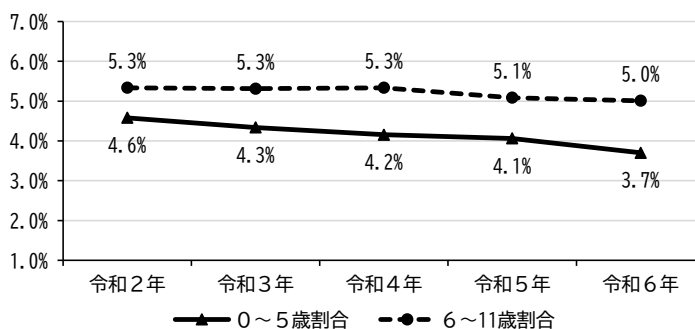
【年齢3区分別人口の推移】

飯豊中学校区の人口は10,000人台で推移しています。



【こどもの人口割合の推移】

飯豊中学校区の人口に占めるこども割合をみると、6～11歳は令和2年から0.3ポイント減少し、0～5歳は令和2年から0.9ポイント減少しています。



ニーズ調査結果

	就学前児童		小学生	
	飯豊中学校区	順位／10中学校区	飯豊中学校区	順位／10中学校区
主に子育てを行っているのは「父母ともに」と回答した割合	72.3%	3番目	72.9%	3番目
日頃お子さんをみてもらえる親族・知人は「いずれもない」と回答した割合	14.9%	5番目		
気軽に相談できる人/場所が「いる/ある」と回答した割合	92.6%	5番目	95.8%	2番目

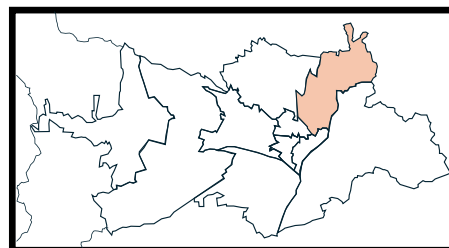
若者調査結果

	飯豊中学校区	順位／10中学校区
今の自分が好きだと思っているに「あてはまる/どちらかといえば、あてはまる」と回答した割合	56.2%	8番目
自分の将来について明るい希望を持っているに「希望がある/どちらかといえば希望がある」と回答した割合	48.4%	9番目
地域の人（近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加しているNPO法人 など）が困ったときに助けてくれると思うに「そう思う/どちらかといえば、そう思う」と回答した割合	20.4%	8番目

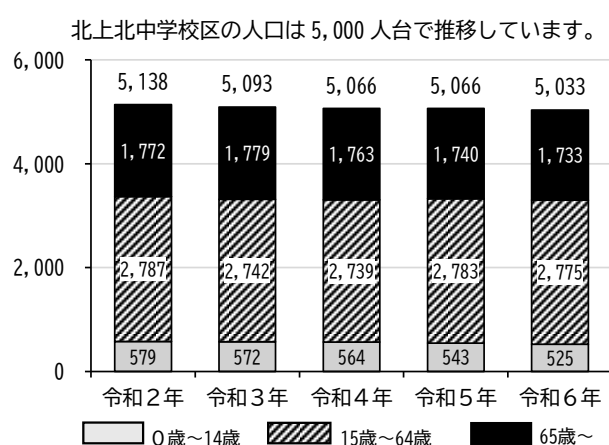
(6) 北上北中学校区（人口：5,033 人（令和6年3月31日時点））

●北上北中学校区の特徴● ▶…人口に関する内容、○調査結果に関する内容

- ▶人口は 10 中学校区のうち 8 番目。
 ▶11 歳以下のこどもの割合は 7.61% となり、10 中学校区のうち 7 番目。
 ▶0～5 歳の割合は市全域より低くなっているが、ほぼ横ばいで推移している。
 ○主に子育てを行っているのは、「父母ともに」と回答した割合は、就学前 71.4%、小学生 70.0% となった。
 ○ニーズ調査（就学前）では、日頃お子さんをみてもらえる親族・知人が、いずれもないと回答した割合が 10 中学校区のうち 9 番目。
 ○ニーズ調査で、子育てに関して気軽に相談できる人・場所があると回答した割合は、就学前では 10 中学校区のうち一番高いが、小学生では 10 中学校区のうち 9 番目。
 ○若者調査では、今の自分が好きだと回答した割合は 10 中学校区のうち一番高い。
 ○若者調査では、自分の将来について明るい希望を持っていると回答した割合は 10 中学校区のうち一番高い。

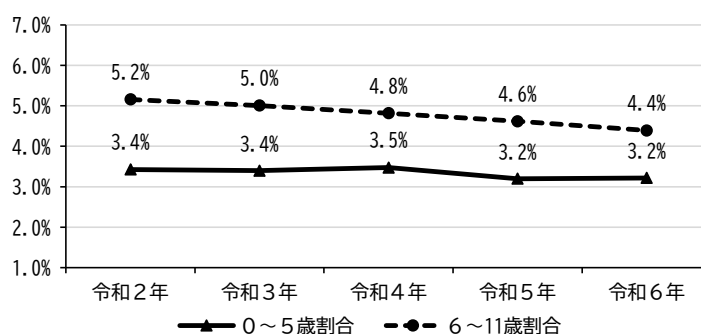


【年齢3区分別人口の推移】



【こどもの人口割合の推移】

北上北中学校区の人口に占めるこども割合をみると、6～11 歳は令和 2 年から 0.8 ポイント減少し、0～5 歳は 3.2～3.5 ポイントを推移しています。



ニーズ調査結果

	就学前児童		小学生	
	北上北中学校区	順位／10 中学校区	北上北中学校区	順位／10 中学校区
主に子育てを行っているのは「父母ともに」と回答した割合	71.4%	4 番目	70.0%	4 番目
日頃お子さんをみてもらえる親族・知人は「いずれもない」と回答した割合	4.8%	9 番目		
気軽に相談できる人/場所が「いる/ある」と回答した割合	97.6%	1 番目	85.0%	9 番目

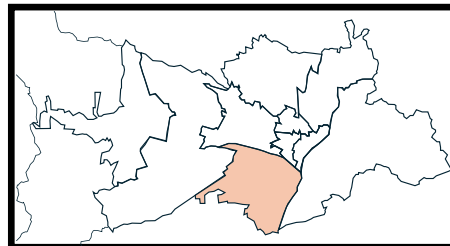
若者調査結果

	北上北中学校区	順位／10 中学校区
今の自分が好きだと思っているに「あてはまる/どちらかといえば、あてはまる」と回答した割合	81.3%	1 番目
自分の将来について明るい希望を持っているに「希望がある/どちらかといえば希望がある」と回答した割合	62.5%	1 番目
地域の人（近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加している NPO 法人 など）が困ったときに助けてくれると思うに「そう思う/どちらかといえば、そう思う」と回答した割合	37.6%	3 番目

(7) 南中学校区（人口：13,471 人（令和6年3月31日時点））

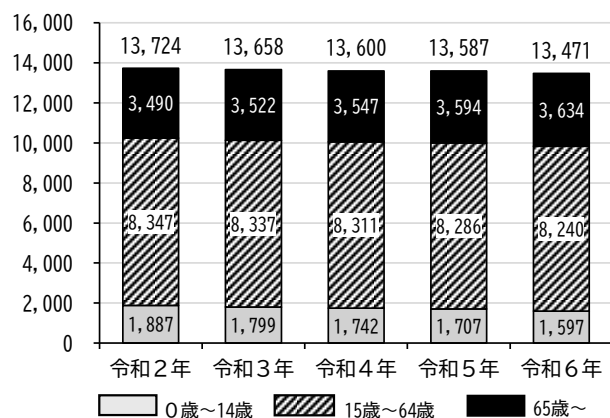
●南中学校区の特徴● ▶…人口に関する内容、○調査結果に関する内容

- ▶人口は 10 中学校区のうち 1 番目。
- ▶11 歳以下のこどもの割合は 9.23% となり、10 中学校区のうち 3 番目。
- ▶6～11 歳の割合は、市全体より高く、横ばいで推移している。
- 主に子育てを行っているのは、「父母ともに」と回答した割合は、就学前 61.1%、小学生 68.8% となった。
- ニーズ調査（就学前）では、父母ともに子育てを行っている割合が 10 中学校区のうち 8 番目。
- ニーズ調査（就学前）では、日頃お子さんをみてもらえる親族・知人が、いずれもないと回答した割合が 10 中学校区のうち 3 番目。
- ニーズ調査（就学前）では、子育てに関して気軽に相談できる人・場所があると回答した割合が 10 中学校区のうち 9 番目。
- 若者調査では、自分の将来について明るい希望を持っていると回答した割合は 10 中学校区のうち 3 番目。



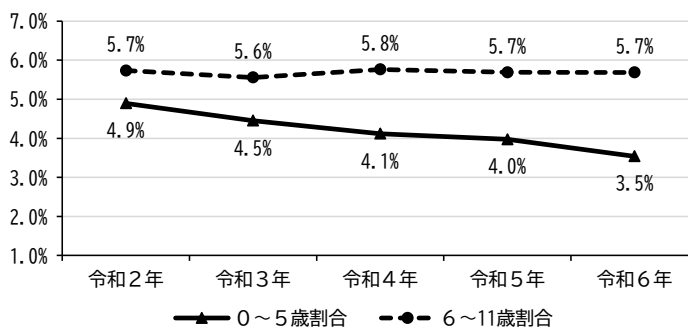
【年齢3区分別人口の推移】

北上市立南中学校区の人口は 13,000 人台で推移しています。



【こどもの人口割合の推移】

北上市立南中学校区の人口に占めるこども割合をみると、6～11 歳は 5.6～5.8 ポイントを推移しています。0～5 歳は令和2年から 1.4 ポイント減少しています。



ニーズ調査結果

	就学前児童		小学生	
	南中学校区	順位／10 中学校区	南中学校区	順位／10 中学校区
主に子育てを行っているのは「父母ともに」と回答した割合	61.1%	8 番目	68.8%	5 番目
日頃お子さんをみてもらえる親族・知人は「いずれもない」と回答した割合	16.8%	3 番目		
気軽に相談できる人/場所が「いる/ある」と回答した割合	88.5%	9 番目	93.8%	4 番目

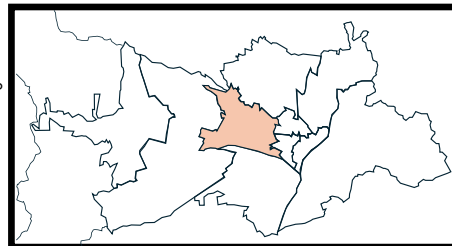
若者調査結果

	南中学校区	順位／10 中学校区
今の自分が好きだと思っているに「あてはまる/どちらかといえば、あてはまる」と回答した割合	58.3%	7 番目
自分の将来について明るい希望を持っているに「希望がある/どちらかといえば希望がある」と回答した割合	55.0%	3 番目
地域の人（近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加している NPO 法人 など）が困ったときに助けてくれると思うに「そう思う/どちらかといえば、そう思う」と回答した割合	25.0%	6 番目

(8) 江釣子中学校区（人口：11,809 人（令和6年3月31日時点））

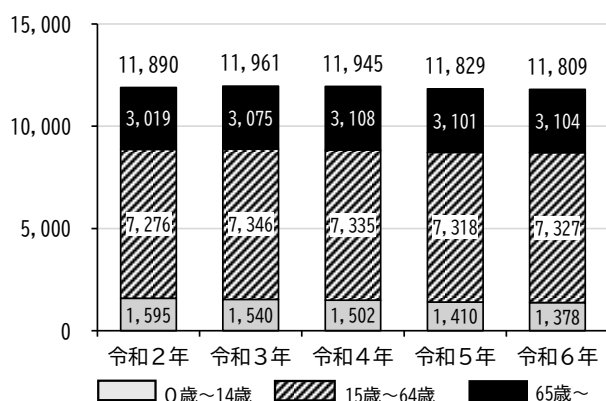
●江釣子中学校区の特徴● ▶…人口に関する内容、○調査結果に関する内容

- ▶人口は 10 中学校区のうち 4 番目。
- ▶11 歳以下のこどもの割合は 9.08% となり、10 中学校区のうち 4 番目。
- ▶0～5 歳の割合は、減少しているものの市全体より高く、令和 6 年では 0.5% 高い。
- 主に子育てを行っているのは、「父母ともに」と回答した割合は、就学前 75.9%、小学生 79.6% となった。
- ニーズ調査で、父母ともに子育てを行っている割合は、小学生では 10 中学校区のうち一番高く、就学前では 10 中学校区のうち 2 番目。
- ニーズ調査（就学前）では、日頃お子さんをみてもらえる親族・知人が、いずれもないと回答した割合が 10 中学校区のうち 8 番目。
- ニーズ調査（小学生）では、子育てに関して気軽に相談できる人・場所があると回答した割合が 10 中学校区のうち 3 番目。
- 若者調査では、地域の人（近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加している NPO 法人 など）が困ったときに助けてくれると思うかに「そう思う/どちらかといえば、そう思う」と回答した割合が 10 中学校区のうち 9 番目。



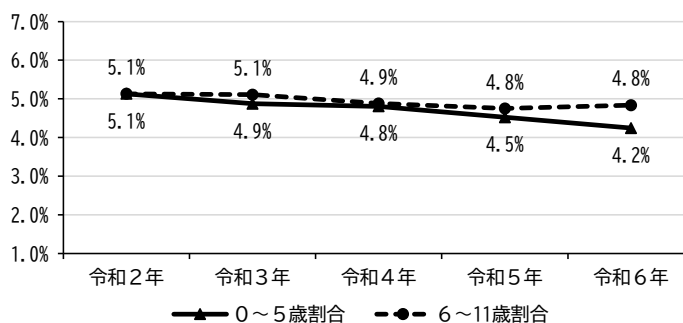
【年齢3区分別人口の推移】

江釣子中学校区の人口は 11,000 人台で推移しています。



【こどもの人口割合の推移】

江釣子中学校区の人口に占めるこども割合をみると、6～11 歳は令和 2 年から 0.3 ポイント減少し、0～5 歳は令和 2 年から 0.9 ポイント減少しています。



ニーズ調査結果

	就学前児童		小学生	
	江釣子中学校区	順位／10 中学校区	江釣子中学校区	順位／10 中学校区
主に子育てを行っているのは「父母ともに」と回答した割合	75.9%	2 番目	79.6%	1 番目
日頃お子さんをみてもらえる親族・知人は「いずれもない」と回答した割合	9.5%	8 番目		
気軽に相談できる人/場所が「いる/ある」と回答した割合	93.4%	4 番目	93.9%	3 番目

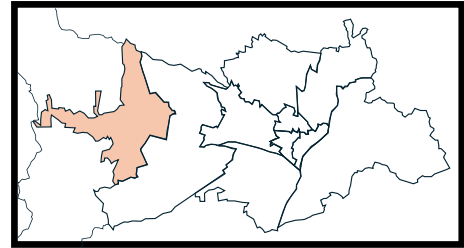
若者調査結果

	江釣子中学校区	順位／10 中学校区
今の自分が好きだと思っているに「あてはまる/どちらかといえば、あてはまる」と回答した割合	61.3%	4 番目
自分の将来について明るい希望を持っているかに「希望がある/どちらかといえば希望がある」と回答した割合	53.2%	4 番目
地域の人（近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加している NPO 法人 など）が困ったときに助けてくれると思うかに「そう思う/どちらかといえば、そう思う」と回答した割合	17.8%	9 番目

(9) 和賀西中学校区（人口：3,960人（令和6年3月31日時点））

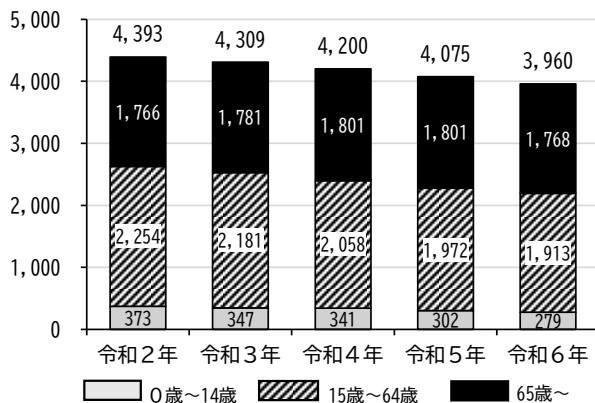
●和賀西中学校区の特徴● ▶…人口に関する内容、○調査結果に関する内容

- ▶人口は10中学校区のうち10番目。
- ▶11歳以下のこどもの割合は5.15%となり、10中学校区のうち10番目。
- ▶0～5歳の割合は、市全域よりも低い割合で減少しており、令和6年では1.9ポイント低い。
- 主に子育てを行っているのは、「父母ともに」と回答した割合は、就学前52.9%、小学生76.0%となった。
- ニーズ調査で、父母ともに子育てを行っている割合は、小学生では10中学校区のうち2番目に高いが、就学前では10中学校区のうち一番低い。
- ニーズ調査（就学前）では、日頃お子さんをみてもらえる親族・知人が、いずれもいないと回答した割合が10中学校区のうち一番低い。
- ニーズ調査（就学前）では、子育てに関して気軽に相談できる人・場所があると回答した割合が10中学校区のうち3番目。
- 若者調査では、地域の人（困ったときに助けてくれると回答した割合が10中学校区のうち2番目。



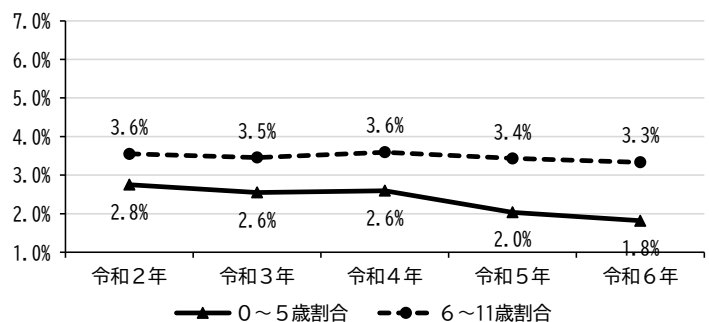
【年齢3区分別人口の推移】

和賀西中学校区の人口は3,000～4,000人台で推移しています。



【こどもの人口割合の推移】

和賀西中学校区の人口に占めるこども割合をみると、6～11歳は3.3～3.6ポイントを推移しています。0～5歳は令和2年から1.0ポイント減少しています。



ニーズ調査結果

	就学前児童		小学生	
	和賀西中学校区	順位／10中学校区	和賀西中学校区	順位／10中学校区
主に子育てを行っているのは「父母ともに」と回答した割合	52.9%	10番目	76.0%	2番目
日頃お子さんをみてもらえる親族・知人は「いずれもない」と回答した割合	0.0%	10番目		
気軽に相談できる人/場所が「いる/ある」と回答した割合	94.1%	3番目	88.0%	7番目

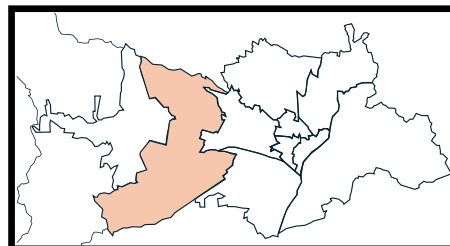
若者調査結果

	和賀西中学校区	順位／10中学校区
今の自分が好きだと思っているに「あてはまる/どちらかといえば、あてはまる」と回答した割合	59.1%	6番目
自分の将来について明るい希望を持っているに「希望がある/どちらかといえば希望がある」と回答した割合	50.0%	7番目
地域の人（近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加しているNPO法人 など）が困ったときに助けてくれると思うに「そう思う/どちらかといえば、そう思う」と回答した割合	40.9%	2番目

(10) 和賀東中学校区（人口：7,378 人（令和6年3月31日時点））

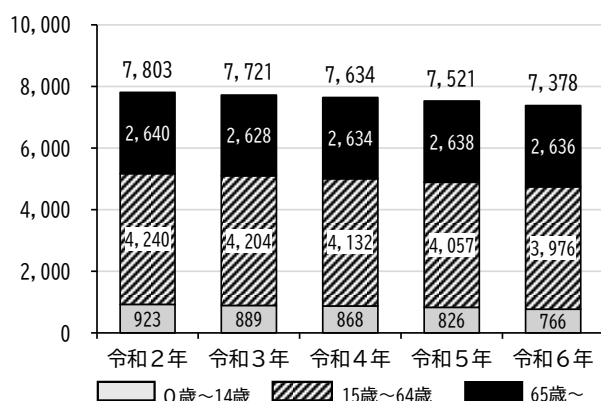
●和賀東中学校区の特徴● ▶…人口に関する内容、○調査結果に関する内容

- ▶人口は 10 中学校区のうち 7 番目。
- ▶11 歳以下のこどもの割合は 7.44% となり、10 中学校区のうち 8 番目。
- ▶6～11 歳の割合は、市全域よりも減少幅が大きく、令和 6 年では 0.4 ポイント低い。
- 主に子育てを行っているのは、「父母ともに」と回答した割合は、就学前 59.2%、小学生 52.6% となった。
- ニーズ調査で、父母ともに子育てを行っている割合は就学前・小学生ともに 10 中学校区のうち 9 番目。
- ニーズ調査（就学前）では、子育てに関して気軽に相談できる人・場所があると回答した割合が 10 中学校区のうち一番低い。
- 若者調査では、今の自分が好きだと回答した割合は 10 中学校区のうち一番低い。
- 若者調査では、地域の人（近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加している NPO 法人 など）が困ったときに助けてくれると思うかに「そう思う/どちらかといえば、そう思う」と回答した割合が 10 中学校区のうち一番高い。



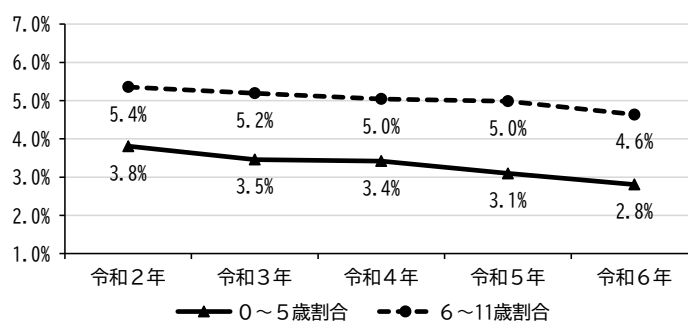
【年齢3区分別人口の推移】

和賀東中学校区の人口は 7,000 人台で推移しています。



【こどもの人口割合の推移】

和賀東中学校区の人口に占めるこども割合をみると、6～11 歳は令和 2 年から 0.8 ポイント減少し、0～5 歳は令和 2 年から 1.0 ポイント減少しています。



ニーズ調査結果

	就学前児童		小学生	
	和賀東中学校区	順位／10 中学校区	和賀東中学校区	順位／10 中学校区
主に子育てを行っているのは「父母ともに」と回答した割合	59.2%	9 番目	52.6%	9 番目
日頃お子さんをみてもらえる親族・知人は「いずれもない」と回答した割合	16.3%	4 番目		
気軽に相談できる人/場所が「いる/ある」と回答した割合	87.8%	10 番目	89.5%	6 番目

若者調査結果

	和賀東中学校区	順位／10 中学校区
今の自分が好きだと思っているに「あてはまる/どちらかといえば、あてはまる」と回答した割合	54.5%	10 番目
自分の将来について明るい希望を持っているかに「希望がある/どちらかといえば希望がある」と回答した割合	50.0%	7 番目
地域の人（近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、参加している NPO 法人 など）が困ったときに助けてくれると思うかに「そう思う/どちらかといえば、そう思う」と回答した割合	43.2%	1 番目

みんなで守ろう！親子や地域で取り組もう！！

北上っ子5つのやくそく

1 自分から 明るく

笑顔であいさつをします

2 すなおな気持ちで「ありがとう」

「ごめんなさい」を言います

3 家族の一員として

進んでお手伝いをします

4 物を大切に

整理せいとんをします

5 目標に向かって ねばり強く

チャレンジします

北上市教育委員会では、平成22年1月、子どもたちに身につけさせたい生活習慣を「北上っ子5つのやくそく」として決めました。

子どもたちが健やかに成長し、心豊かな社会生活を営むことを願い、親子や地域全体での取り組みを推進します。

皆さんと一緒に取り組んでいきましょう！！



北上市こども計画

発行日 令和7年9月

発行者 北上市 健康こども部 子育て支援課

住所 〒024-0092 岩手県北上市新穀町一丁目4番1号
ツインモールプラザ西館2階 hoKko

TEL 0197-72- 8260 FAX 0197-65-3834

URL <https://www.city.kitakami.iwate.jp/>